

第九十八回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和五十八年三月四日(金曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 大原 一三君 理事 粕谷 茂君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 島居 一雄君 理事 米沢 隆君

青木 正久君 麻生 太郎君

今枝 敬雄君 熊川 次男君

笹山 登生君 椎名 素夫君

塩川正十郎君 白川 勝彦君

津島 雄二君 羽田 孜君

平泉 渉君 平沼 越夫君

藤井 勝志君 森 喜朗君

森田 一君 柳沢 伯夫君

山崎武三郎君 与謝野 馨君

阿部 助哉君 上田 卓三君

塚田 庄平君 戸田 菊雄君

堀 昌雄君 武藤 山治君

柴田 弘君 竹内 勝彦君

小沢 貞孝君 玉置 一弥君

正森 成二君 饗輪 幸代君

渡辺 貢君 小杉 隆君

出席國務大臣 大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員 大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵大臣官房日 本専売公社管理 官 高倉 建君

大蔵大臣官房審 議官 吉田 正輝君

大蔵大臣官房審 議官 岩崎 隆君

大蔵省主計局次 長 窪田 弘君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省理財局長 加藤 隆司君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君

大蔵省国際金融 局長 大場 智満君

国税庁直税部長 角 晨一郎君

経済企画庁調整 局調整課長 丸茂 明則君

中小企業庁計画 部振興課長 桑原 茂樹君

日本専売公社総 裁 長岡 實君

大蔵委員会調査 室長 大内 宏君

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

三月四日

辞任

委員の異動

渡辺 貢君 正森 成二君

三月三日

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

一兆円所得減税に関する請願(伊藤茂君紹介)(第一二八一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一二七一号)

同(中村茂君紹介)(第一二三八号)

同(大出俊君紹介)(第一二七二号)

同(岡田利春君紹介)(第一二七三三)

一兆円減税の実現に関する請願外三件(浅井美幸君紹介)(第一二〇六号)

同(有島重武君紹介)(第一二〇七号)

同(有島重武君紹介)(第一二〇八号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

同(大野潔君紹介)(第一二〇九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

○森委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢と現下の厳

しい財政事情に順み、租税特別措置の整理合理化を行う一方、住宅建設、中小企業の設備投資の促進等に資するため所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、既存の租税特別措置の整理合理化であります。

まず、企業関係の租税特別措置につきまして、昭和五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってきており、その整理合理化をさらに進める余地はかなり限られている状況にあります。昭和五十八年度におきましても、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げを行うなど、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うこととしておりました。また、登録免許税の税率軽減措置につきましても所要の整理合理化を行うこととしておりました。

第二は、住宅取得控除制度の改正であります。

住宅取得控除制度につきましては、住宅融資の償還金等に係る控除率を七％から一八％に、その控除限度額を五万円から十五万円に引き上げる等の改善を図ることとしておりました。なお、定額控除は廃止することとしておりました。

第三は、中小企業の設備投資の促進に資するための措置であります。

中小企業者等の機械の特別償却制度につきまして、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分については、百分の十四の償却割合にかえて百分の三十の償却割合を適用する特別措置を講ずることとしておりました。

第四は、特定の基礎素材産業の構造改善に資するための措置であります。

すなわち、原料の節減等構造改善に資する特定の設備については初年度百分の十八の、建物等については百分の八の特別償却制度、事業提携に伴う現物出資により取得した株式についての圧縮記

帳の特例、過剰設備の廃棄により生ずる除却損に係る欠損金の繰越期間を十年とする特例及び事業の集約化のための合併、現物出資、営業譲渡等に係る登記に対する登録免許税の税率を軽減する特例を設けることとしておりました。

第五は、自動車関係諸税に関する改正であります。

すなわち、揮発油税及び地方道路税について税率の特例措置の適用期限を二年延長するほか、自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、自動車検査証の有効期間が三年とされる自動車に対する税率を設けることとしておりました。

第六は、少額貯蓄等利用者カード制度の適用の延期等であります。

少額貯蓄等利用者カード制度につきましては、これを三年間適用しない措置を講ずることとし、また、利子配当所得の源泉分離課税の特例措置について、その適用期限を三年延長することとしておりました。

その他、地震防災応急対策用資産の特別償却制度の創設等を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の特典用途免税制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしておりました。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

わが国の財政はきわめて厳しい状況にあり、その立て直しは最も重要な課題の一つとなっております。昭和五十八年度の予算編成に当たっては、このような状況にかんがみ、歳出面において経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、歳入面においても税外収入等につき極力見直しを行ったところでありました。

その一環として、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げ

を行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ、昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、製造たばこ定価法において定められている種類ごと、等級別の最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻きたばこについては一本当たり十円、それぞれ引き上げることとしておりました。

第二に、専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、日本専売公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、日本専売公社の本則の規定により納付する専売納付金のほか、政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を、専売納付金として、それぞれの事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬこととしておりました。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、災害被害者の負担を軽減するため、一定の要件に該当する被災自動車について自動車重量税を還付する措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

自動車の販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等または車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付されたもので災害による被害を受けたことにより走行の用に供されることがなく使用の廃止がされたものにつきまして、当該納付された自動車重量税の額に相当する金額を納税義務者に還付することとしてお

ります。
以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○森委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○森委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塚田庄平君。

○塚田委員 大臣にちょっと質問いたしますが、きのう、おとといですか、堀委員から税収の見積もり達成状況等について質問がありました。

一般会計で大体三十兆四千何がしということ、前年度五・三％増を見込んでおられるわけですが、十二月の段階で大体六・三％の増というところでございます。残念ながら八月の段階では八％、九月の段階では七・八、十月の段階では七・二、十一月は六・七、そして六・三、こういうことです。だんだん下がってきておりますけれども、景気の動向も後で申し上げますが、いろんな先行きにつきましては、必ずしも悲観ばかりしておられない材料も徐々に出てきておるといふことでございますので、十二月の六・三、これはこれから毎月大体三・八％ずつ伸びていくということになれば目標達成ということになります。三・八％は当然達成できるし、場合によっては五％内外の毎月増が出てくるんじゃないか、そう考えますと、見込みの六・三をあるいは上回る数字が出てくるんじゃないか、こう私は思いますが、税収の見積もり等につきまして御答弁を願いたいと思います。これは主税局長でいいです。

○梅澤政府委員 現在までに判明いたしております十二月末までの税収につきましては、ただいま

委員が御指摘になりましたとおりでございます。累計で前年対比六・三％の伸びということでございます。十二月末までの税収でございますと進捗割合が五八・四％、つまり、年度に入ってまいります税収のまだ六割弱という水準でございます。今後申告所得税、この三月十五日に全国の税務署に申告されます分でございますが、その分と三月決算期の法人税収、これは昨年度で申しまして約二兆数千億の大きなかたまりの税収でございます。

先般、堀委員の御質問に対しまして、補正後の税収見積もりが非常にかた目に見積もってあるとすれば、決算で結果的に税収増が出るのではないかとたまたまされた点につきまして私が申し上げましたのは、一つは、いま申しました法人の三月決算が、最近の個別の開き取り調査によりますと、業種によつてばらつきがございますけれども、昨年秋よりも全体として必ずしもよくなつていないという点が懸念されるということ、もう一つの申告所得税は、これはあくまで申告の結果を集計しないといわれないわけでございますけれども、過去の経験から申しまして、実体経済の動きにかなり敏感に反応すると申しますか、そういう傾向もございまして、全体の経済基調が必ずしも上向きになつていないという段階であるとすれば、申告所得税についても若干の懸念があるということ、ただ感念としてそういう懸念を持っておるというところでございまして、いまの時点で、計数的に決算見込みがどうなるかということと申し上げられる段階ではないということでございます。

○塚田委員 これはあくまでも推定で、お互いに推定で議論し合つてもしょうがないので、おっしゃるとおり、これからの税の見積もりについてのキーポイントといえますか、これは、確定申告分が一体どのくらいになるかということ、三月期決算の法人税がどのくらいの上がつてくるか、この二つが大体大きな要素になつてくるんじゃないかと思ひます。

それで、私どもでは、確定申告分は大体六％台

を下ることはないんじゃないか、それから三月の法人決算ですけれども、これも十二月のこれを見ますと、法人税は前年比、累計で七・七％になっております。そういうこと等の推移をずっと見ていきますと、少なくとも九〇や九五という一〇〇を下る線ではないんじゃないか、これも全く推計で、感じなので、じゃ根拠は何かと言われるとなかなか出ないのですけれども、そういう見通しが立てられるんじゃないかと考えますが、これまた簡単に答えてください。

○梅澤政府委員 十二月末までの累計で法人税収が対前年同期比七・七％といういま御指摘のとおりでございますが、これは、各月別に各決算期別の法人税収をもう少し分解してみますと、特に九月決算期以降、年税額ベースでは前年同期を下回つておるわけでございます。それが税収ベースでなぞ前年同期を上回つてくるかどうになつていくかと申しますと、いつか御説明申し上げたかと存じますけれども、昨年の三月決算の法人税収で期限内に納付されな部分、つまり新年度税収になる部分が予想外に大きかった、それが下積みにあるものでございますから、実勢よりも累計比で現段階では高く出ているという状況もござい

す。

○塚田委員 大変悲観的なあれなんですけれども、これは大臣、今度答弁してください。

御承知のとおり、議長の裁定で減税問題についてめどをつけなければならぬ責任がいま政府に負わされておるわけでございますが、いまの答弁から言いますと、なかなか税収動向だけでは景気浮揚のための一兆円を超す減税財源にはならないんじゃないか、こういうふうにも聞き取れたわけでございますが、そういうふうになりますと、私どもは、そういう税収の伸び、私は大体行くと思ひますけれども、それとあわせて景気浮揚のために減税をやるためには、別にまた減税財源をさらにプラスして求めなければならぬということになつてくるんじゃないかと思ひます。

そういう場合に、一つの例でございますが、四

十九年に創設された会社臨時特別税、なぜ私がこれを挙げるかといひますと、原油の値下げによって異常利益が発生する可能性もある、こういうこととに着目して四十九年に創設したこの特別税を四十九年、五十年と二年やつたはずですね。これを復活する用意はないのかどうか。これだけで当時の金にして大体一千八百億、五十年は一千三百七十億の収入があつたはずでございます。現在になりますと、さらにこれがずっと大きくなるのではないかと思ひます。

あるいは、これは後でいろいろと質問いたしますが、いろいろな引当金の圧縮をこの際考えなければならぬんじゃないか。これは、なぜ私はここで言うかといふと、引当金そのものは特別措置としてはおられないわけですね。いまのところ法人税の中に規定されておりますが、引当金、これは貸し倒れあるいは退職金等、圧縮していくという考えはないかどうか。

これは、後でまた詳しく質問したいと思ひますが、一応概括的に以上の点について御答弁願ひたいと思ひます。

○竹下国務大臣 今回の与野党合意に基づきますところのいわゆる減税問題について、歳入委員会の本委員会におきまして財源の御議論をいただくということとは、私どもにとつては、大変ありがたいことであるというふうに考えております。まさにその意味におきまして、私は、国民世論の動向にこたえ景気に役立つ相当規模の減税をするための財源を確保して、所得税、住民税の減税法案を五十八年中に提出するというのがうたわれておりますだけに、財源の議論というのは大変注目すべき議論であると思ひわけでございます。

そこで、この問題につきましては、それこそいま五十七年度の決算見込みあるいは税収見込みについての、結論から言えば決算ということになるでありまして、御質疑がされておりますが、それらが大体明確になるのは七月と思へるわけでありまして、したがって、それらが一つの検討を始めるための大きなきかけになるではないかと

かねて考えておりました。したがって、五十七年度の税収につきましては、いま委員の見通し、それから主税局長が現状についてのお答えというよりも御説明を申し上げました。それには、まだ不確定要素がたくさんあることとございますので、まさにそのことを踏まえて、今後の推移を見つめていかなければならない課題であると認識をいたしております。

そこで、例示的に、石油値下げによる異常利益の発生に着目した議員立法で出しました。四十九年創設の会社臨時特別税等についての御言及もございました。この問題につきましては、これはまさに異常利益が果たして発生するかどうか、その点はもちろんはっきりしておりません。あの税金は、一般的な物価の高騰等の異常事態に設けられたものでありますので、物価というものをいま考えてみますと、全くそういう状況ではない。したがって、それそのものを復活するというのは適当ではないと言わざるを得ないわけでございます。

そうして、例示的なお引当金、退職給与等々の御議論もございましたが、後ほど御議論をなさるといふ前提における御議論でございますが、それらは、こうしたまさに国会の問答を通じて、それらを踏まえて税制調査会等の意見を聞きながら、これから真剣に検討すべき課題でございますので、あらかじめの予見を持って税制調査会等に政府としてお示しする課題ではない。税調そのものが、まさに御存じのとおり幅広い答申をいただく諮問形式になっておりますので、国会で行われた議論等を参考に、それこそ真剣な御議論をいただける場であると認識しておりますので、あらかじめ予見を持って申し上げるべきものではなからうかと思ひますが、塚田委員が五十七年度の税収を踏まえ今後の展望の中に私見を申された事柄につきましても、そのまま私も承けて、今後参考にする課題となるであろうと理解をいたしております。

○塚田委員 大臣、税調に逃げ込んだかっこうに

なっておりますけれども、税調では、貸倒引当金あるいは退職引当金等については絶えず見直しを行えというのが税調の基本的な答申なんです。これは、いつまでもこの通り残しておいてはいけません。特に実績との乖離があった場合には直すべきだというのが税調の答申なんです、大臣。

それで、たとえば貸倒引当金について一体どういう乖離があるかという一例を、あなたの方から出した資料によって言いますと、まず金融保険業、これは貸し倒れの実績率は大体三分の一になっております。つまり、三倍の積み立てをやっているわけですね。それから、これは金融保険業だけじゃございませんが、製造業については大体三分の一強、あるいは卸・小売業については四分の一、あるいは卸・小売業については三分の一弱、いずれも法定繰入率は三倍近い、あるいはそれ以上の実績を示しているわけですね。したがって、これを見直すということは当然政府のやるべきことだと思ふのですけれども、この点一体どうでしょう。

○梅澤政府委員 貸倒引当金につきましては、ただいま委員も御指摘になりましたように、税制調査会におきましても、法定繰入率を常に実績に合うように見直すべきであるという基本方針を従来からとられておるわけでございます。それを受けて、最近で申し上げますと、金融機関の金融保険業の貸倒引当金につきましては五十六年度、その他の業種につきましては五十七年度、それぞれ引き下げを図っております。それが、いま委員が御指摘になりました実績との大体三倍ぐらいの水増しでございます。

この問題につきましては、今後とも私も、税制調査会の御見解どおり実態に即して見直していかなければならないと考えております。今年度におきましても、金融保険業につきましては五十六年度に設定された千分の三という繰入率、これは実は積み増し停止の措置を講じておいたのでございますけれども、通常の金融機関につきましても、今後二年間をかけたこの水準に実際

に下げていくという措置をとらせていただきたいと考えておるわけでございます。ただ、貸倒引当金はそもそも、これは釈迦に説法かも知れませんが、企業の実績を計算する場合のいわゆる評価性の引当金ということで、それ自身税制上の優遇措置であるというふうには私も考えてないわけでございます。

それから、各国の税制を見ましても、実績率を採用している国におきましても、たとえば金融保険業につきましては、ちょうどわが国の千分の三に該当するような法定繰入率を設定しているところが多々ございます。私も、そういうことにも考慮に入れたが、しかし、実績に即するよう常に見直す努力は今後も続けていかなければならないと考えております。

○塚田委員 梅澤さん、この貸倒引当金は、退職引当金も同じなんですけれども、いわゆる費用収益対応の考え方、法人税の中に規定されておるということ、大蔵省は、これを手直しするということについては、少なくとも私十年ほど大蔵をやっておりますが、抵抗してきただけです。

しかし、世間からはこれは結局事実上の優遇税だという声、それと財源難ということ、この両方の間に入って、大蔵省は五十六年からようやくこれに手をつけ始めたというのが歴史なんです。だから、もうすでに費用収益対応という考え方はここで払拭しなければならぬ時代に来ておる。したがって問題は、繰入率と実績との間にどれだけの乖離があるか、ここに改定すべき根拠を求めているかなければならぬ、このようにわれわれは考えております。そうなりますと、いま言ったとおり実績率は三分の一というふうな情勢の中で、これをもっと圧縮するという方向で検討を進める、特に財源が非常に窮乏な情勢の中で、これは当然見直さなければならぬ。

それから退職金については、これは言い放しにしますが、これも三十三年に、ずいぶん古い話ですが、平均在職年数というの大体九年と計算しております。そして退職金の現在価値とい

うのは約五〇%。五十三年になって十二年、そして四〇%ということに改定されてきておりますが、五十六年あるいは五十七年、ごく最近はだんだんと退職年齢が上ってきています。五十五歳から六十歳あるいは六十五歳というふうに定年は上がってきておる。こういうことになると、これも累積限度というものを直さなければならぬ時期に来ておるのではないかと、四〇%をさらに三五%あるいは三〇%と下げることが実態に即するという事態になるのではないかと。

大体、これは一遍に全員やめるということを予定してつくっておる引当金なので、これはどうも実態に沿わないというふうに考えていいのじゃないか。それで、いまある累積は恐らく七兆円を超しておるのではないかと、これを直していかないと、少くとも毎年転がっていく財源が政府のふところに入っていくことになるのじゃないかと思ふのですが、この点はどう考えていますか。

○梅澤政府委員 退職給与引当金につきましては、基本的に、委員の考え方と私どもの考え方とそう大きなずれはないわけでございます。累積限度額につきましては昭和三十一年に二分の一という累積限度が設定されて以来、二十数年ぶりに昭和五十五年度の税制改正で改正をお願いいたしました。ただいま仰せのように十分の四という累積限度額に改定したわけでありまして。

その考え方は、高度成長時代と五十年代の安定成長期とを比べてみますと、企業の雇用の動態が非常に違ってきておる。同時に、ただいまもお触れになりましたように、定年制を導入している企業がなくなつてくるという中で、従業員の平均在職期間が非常に長くなつてきておる。いま退職給与引当金の累積限度額は、一種の年金数理的方式で現価方式で考えておるものでございまして、従業員の在職年数が長くなれば当然それだけ引き当て額は少なくて済むという考え方に立っております。

ただ、最近のそういう雇用動態を反映いたしまして、実は昭和五十五年度に改定したばかりでございますが、この問題につきまして、五十八年度の税制改正に当たりまして税制調査会でも御議論をいただきました。そこで出てまいりました問題は、その平均在職期間が五十五年の時点では企業についての平均値で出したのが十分の四という水準でございますが、企業の規模によって非常にばらつきが出ておるわけでございます。したがって、これを今後どういうふうにかえるのか、つまり、全企業一律の累積限度で考えるのか、あるいは、そういう雇用の実態に即しましてもう少しこれを細分化して物を考えるのか、この辺が税制調査会の中でも引き続き検討すべきであるというところで結論が生まれませんで、答申にもそういうふうに書いていただいております。この点につきましては、引き続き将来の問題として検討させていただきます。

○塚田委員 さて竹下大臣、あなたの時代に、たしか昭和五十五年だと思いましたが、少額貯蓄に対するグリーンカード、この利用者カードの実施でございますが、今度の法案で、これは三年間延長ということになっております。

私は、あなたの大臣の時代に創設したのだから、提案理由の中で何かそれに触れた話でもあるかと思つたら、さうと触れたというだけなんです。あなたの時代に創設し、そして、三年間かかって準備も相当やりました。金もかけました。御存じのとおり、例のセンターをつくるのは六十億からの金をつぎ込んで完成したのです。それから、カードの利用について一問一答という大蔵省のこういう啓蒙雑誌も出ました。それで足りなくて、さらに「グリーンカード」という税制一課の啓蒙書も出ております。ありとあらゆることをやって準備を重ねてきたのに、まだ準備が不足だということで延期する、その本当の理由は一体何ですか。

○竹下国務大臣 いま御指摘のとおり、実際これが議論せられ、そして政府が準備をするまでの間は、最近のそういう雇用動態を反映いたしまして、実は昭和五十五年度に改定したばかりでございますが、この問題につきまして、五十八年度の税制改正に当たりまして税制調査会でも御議論をいただきました。そこで出てまいりました問題は、その平均在職期間が五十五年の時点では企業についての平均値で出したのが十分の四という水準でございますが、企業の規模によって非常にばらつきが出ておるわけでございます。したがって、これを今後どういうふうにかえるのか、つまり、全企業一律の累積限度で考えるのか、あるいは、そういう雇用の実態に即しましてもう少しこれを細分化して物を考えるのか、この辺が税制調査会の中でも引き続き検討すべきであるというところで結論が生まれませんで、答申にもそういうふうに書いていただいております。この点につきましては、引き続き将来の問題として検討させていただきます。

時間をかけた議論がありました。そして、それに對して準備もやりました。金もかけました。これは御指摘のとおりであります。

したがって、提案理由等でも申し上げておるわけでございますけれども、実際問題、私は、その当時提案者であつただけに、この問題については私なりに非常に苦しみもし、いかに対応すべきかを議論もいたしてみました。あるいは、それは議員提案というものがなされた経緯にかんがみ、その議員提案というものが経緯して審議され、議論されるということがむしろ妥当ではないか、こういう議論も承りました。しかし、これを提案した当時の責任者たる私が、要するに、さまざまな議論が行われて、そして、郵貯でありますとかあるいは金でありますとかゼロクーポンでございますとか、そういうもののソフト問題、そうして中には金庫が売れ出したとか、いろいろなお話がございます。たゞ、その責めは必ずしもグリーンカード制度に帰するものではないと認められるものもたくさんあつたと思つて、しかし、グリーンカード制度との関連において議論されるという事象というものを私は予測をしていなかったという意味においては、確かに見通しというものがそこまで及ばなかったという責任は、私なりに感じなければならぬと思つて、その結果が、いわば五年間の延期法案として議員立法が出た。

そういうことになりましたと、まさにほとんどすべての国民に關係する制度でございますので、やはりいかなる政策といえども国民の理解と協力がなければ実効を上げることができないという立場に立ちますならば、なお一層、いわゆる法的安定性ということを考えますと、政府提案という形において、しかも、そのとき提出者であつた私が大蔵大臣であつて、なおそれをみずからの責任として一定期間凍結するという法律案をお願いすることが、一つの政治責任としてのあり方であるという私なりに認識を固めまして、そうしてお願ひをしておるというところでございます。提案理由においてはさらりと申し述べておりますが、その間の、

提案理由の裏にありますが、もろもろの心情というもののについては、私なりに真剣に考えた上御提案申し上げたという実情を素直に申し述べます。

○塚田委員 私の質問に答えてないのですよ、長長とおしゃべりしていただきますけれども、延期する理由は何なのだ、これがポイントなんです。三年間も準備してきて、しかも延期する、これにはいろいろな抵抗があつたことは私承知しております。その抵抗に應じて、いろいろな手直しが行われております。たとえば本人確認の方法についても、いろいろな便宜的な方法をとっているということもそうです。

そういう中で、あなたは、三年前には議員のいろいろな質問の中で、私もよく勉強させられました、本当によくわかりました、絶対に税の公平を期すためにこれを実施しなければならぬと、この議事録を読みますと書いてあるのです。それが三年間たつてやめるといふ、その理由は何かというのです。場合によつては、あなたの責任を問わなければならぬ。

○竹下国務大臣 国会のことについて行政府の責任者として申し上げるべき言葉は慎みつつも、責任を問われてしかるべき問題だといふくらいに私自身認識はいたしております。結局、くどくど申し上げましたが、要するに、法的安定性というもののから考えた場合に、国民の信頼と理解がそこまで到達していないと客観上認識せざるを得ないということが提案の理由であります。

○塚田委員 先ほどから私が質問しておるとおり、私は、いま二つのこれを出しましたけれども、これ以上はたくさん出してはよろしいのです。そして、グリーンカードについては、もう国民は知らない者はいないのです。そして、五十八年の末にはカードを交付するということを決めて、政令を改正して五十九年になつた、こういう情勢等を踏まえまして、そういう事情を小刻みにしながら、なおかつ三年間延長していくことは一体何なの

か。三年たつたらまたやるのかとあえて聞きますよ。

あなたは責任を感じておると言いますが、どういふ責任をとるのですか。かつて渡辺大蔵大臣は、六兆円の歳入欠陥で責任をとりますと言つて、まあそれでやめたわけじゃないだらうと思ひますけれども、大みえを切つたのです。それだけの気持ちがあるの気持ちの中にあるかどうか、答えてください。

○竹下国務大臣 責任をとりまうと、責任を感じておりますと、まさに責任を感じておりますと、古い言葉で言へば、罪万死に値するとも、ちよつとこれは、近代社会において死というものを前提における表現は必ずしも適切でないかもしれませんが、事はさういふに、それは私どもが法的安定性という観点から国民の理解を十分に得ることができなかった、そして、もろもろの事象が起ることを予測できなかったといふことは、やはり大きな責任であると思つておられます。したがって、責任を感じれば感ずるこそ、みずから手でその責任を持つて法案を提出して、御批判、御叱正を受けながらも、御理解をいただいていく努力をしなければならぬといふのも責任のとり方であるといふふうに私は考えております。

したがって、この問題につきましては、まさに今後の問題というものが重要なポイントでございますし、それにつきましては国会の御議論等を踏まえながら、税制調査会におきまして、まさにこの法律が成立した後これを御議論していただかなければならぬと思つております。

ただ、私もいまお示しなすっております中のグリーンカードの見本を絶えずポケットに入れて持つて歩いておまして、こういうもののだということをそれなりに説明をしてみたりして、自分にも言い聞かせてきたわけでありまして、そしてまた、五十八年の一月一日からカードを交付するといふことが、法律案が提案されておりましたものの、廃案を仮にもし前提とした場合どのような措置があるかといふことについても、超法規的なことをす

るわけにももちろんありませんし、政令に基づいて一応法律のたてまえは貫いた政令改正ではございしたものの、それを行う措置についても私なりに、短い間ではございましたけれども、十一月の暮れに大蔵大臣になりましたから、いろいろ模索してとった措置でございします。

だから、責任は大変感じておりますし、何といましようか、歳入欠陥が出たら責任をとる、責任というものは、やはりこうしてずっと大蔵大臣におることが大変いいことだと思っておるわけでももちろんございせんし、やめるということだけが責任じゃないから、やめるときにはちゃんと人がやめさせてくれますので、やはり自分の手できちんとしていくというのも責任のとり方だ。お互いそのところが、いまおっしゃったように、大事なことだと思っております。

○塚田委員 ちょっと聞かれないのですけれども、そういう話は、私は、責任をとるということとは、やはり大蔵大臣としてはやめるということが一番責任をとるきれいなやり方だと思うのですよ。そればかりが責任をとることではないんだ、いろいろあるだろうと思ひます。

しかし、あなたの時代にできた法律、あなたがこういうことまで言っているのです。これは、この法案が提案になりましたときに、まず第一に、いろいろなあれが有りますけれども、利子配当所得等については昭和五十九年から総合課税へ移行することとし、そのための措置として、どうしてこのカード移行が必要だということを強調しておるわけですか。あるいは、その当時局長だった高橋さん、いま公取に行っているのです。高橋さんは、利子配当所得の総合課税への移行のために絶対この制度が必要である、したがって、五十九年一月一日から制度を全面的に切りかえ、そして、その一年前にカードを渡して諸準備を万端怠りなくやるのだ、全部そろって大蔵省はそういう考え方なんです。

政治というのは継続性があるのです。人がかわったからだめなんだ、別なことをやるのだという

ものじゃないと思うのですよ。ましてや竹下さん、あなたがつくった法律なんですよ。そこで僕は責任問題を言っているのです。いま言った高橋さんの発言と絡んで、これはひとつ局長からも答弁をもらいたい。

○梅澤政府委員 従来の経緯につきましては、先ほど大蔵大臣が御述べてくださったとおりでございますが、税制当局といたしまして、税制調査会の一年余にわたります審議、御検討の結果、グリーンカード制度が総合課税を行うための現実的な手段であるということ、五十五年の所得税法改正を御提案申し上げたことは、これは事実でございます。

したがって、私どもといたしましては、この制度をぜひ実現したいということで、その後執行当局もいろいろ準備を重ねてきたわけでございすけれども、その後の経緯等は先ほど大臣が御述べになったとおりでございますが、非常に異例なことでもございましたけれども、ことしの一月になりまして、税制調査会の年度答申が終りました後、法的安定性という観点から、税制調査会に従来の経緯をずっと報告いたしまして、結局、非常に遺憾ではあるけれども、当面の措置として一定期間凍結することはやむを得ないという御議論をいただいたわけでございします。

ただ、今回租税特別措置法で三年間凍結をお願いしておるわけでございしますけれども、この法案を閣議で御決定いただくときに大蔵大臣から、今回この法案を提出するけれども、利子配当課税の適正、公平な課税ということについての政府の方針は、一歩も後退するものではない。今後具体的にどういう対応をするかは改めて税制調査会にお諮りして御結論をいただく。その意味で、所得税本法に決められております五十五年改正は一切手をつけずに、租税特別措置法で一定期間凍結するという措置をとっておるわけでございします。

従来、当委員会がこの法案を御審議いただきまして、いろいろな角度からの御質疑を経たときに、野党の委員の皆様方にも大変な御理解をいた

だいて成立させていた法案でございします。で、私も、当時担当の審議官としてこの問題に携わらせていただいたわけでございまして、その間のことを考えますと、非常に申しわけない気持ちもするわけでございしますが、いざいざいしたしましても、今後この利子配当の適正な課税という点については、従来以上にそういう強い決意といひますか方向で今後とも今後のあり方について検討してまいりたいということでございます。何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○塚田委員 いまの局長の話ですと、法的安定性といひますか、こういった問題についてまだ十分検討がなされていない、そういう言葉じゃありませんが、そういう意味のことを言っております。法的安定性が確保されないのに、いまこの財政難の折から六十億もかけてセンターをつくる。これは、やはり安定性を確保するためにセンターをつくったのですよ。そうでしょう。あそこまでやって、まだいま法的安定性を云々言うのは、これは不見識もはなはだしいと思ひます。

時間もありませんので、いまの答弁と次の答弁をしてください。この議事録によると、利子配当の総合課税移行のためには、グリーンカード制度はぜひ必要だ、絶対に必要だ、こう言っておるのですよ。それでは、いまこの段階で総合課税へ移行するということについては変わりはしない、こう解釈していいですか。

○梅澤政府委員 若干舌足らずの点がございしたもので、補足をいたします。法的安定性と申しますのは、御案内のとおり、わが国におきまして特に利子所得の場合、国民の大多数の人が預金を持っておる、利子を受け取っておるということでございますので、そういう非常に多くの方々に適用される税制が、果たしてこのまま施行されるのかあるいは施行されないのかという、制度に対する信頼感のないままに施行されましますときに起こりますいろいろな混乱を避けるために、つまり法的安定性という観点から、当面の措置として凍結するという考え方に立っておる

わけでございます。

なぜ、そういう混乱が起こったかということにつきましまして、これも私は先ほどや舌足らずでございしたけれども、そのきつかけになりましたのは、与党である自民党の方から議員提案が出たということが、やはり一つの制度に対する信頼感、安定感というものを揺るがすと申しますか、契機になったということも事実でございます。

それからもう一つ、総合課税の問題でございすけれども、総合課税についてはいろいろな手段があるわけでございします。税制調査会の議論でも、これは公開して御報告申し上げているわけでございしますけれども、一番完全な方法は、いわゆる納税者番号という制度でございしました。しかし、これがわが国の風土にはなかなかなじまないというところで、現状における改善の策ではあるけれども、一番適切な方法としては、いわゆるグリーンカードであるというものが税制調査会の御結論であつたわけでございします。私どもは今後、もちろん税制調査会の御議論の中で、このグリーンカード制度をもっと御実施するの、あるいは部分的に実施するという御意見があるのか、あるいは別の方法が考えられるのか、それは現段階では予断の限りではございせん。挙げて、適正な利子配当課税に対するあり方についての今後の税制調査会の御議論を注目してまいりたいというのが現在の立場でございします。

○塚田委員 何かごてごてと答弁しておりますけれども、簡単なんですよ。総合課税へ移行する方針には変わりはないのか、つまり、分離課税を廃止するの、かというのを聞いています。それ以外のことをまだ聞いていないのですよ。端的に答えてください。

○梅澤政府委員 利子配当課税の適正なあり方について、従来税制調査会が、一番理想的な姿は総合課税であるという経緯で一貫して議論されてこられた経緯はそのとおりでございまして、恐らく税制調査会で今後御議論になる場合にも、従来のそういう経緯に沿った御結論をいただけるのでは

ないかというふうに考えておりますが、具体的にどういふことかということになりますれば、今後の検討を注目していくことになるかと思ひます。

○塚田委員 では、総合課税に移行することについては変わりはなく、税制調査会でもそういう方針を持っておる。さすれば、所得を把握する方法として、グリーンカード以外にもっと適当な方法があるのかないのか、そういうことは考えられるのかどうか、これも端的に言つてください。

○梅澤政府委員 税制調査会で議論されましたことは、先ほど申し上げました納税者番号制度、それからいま話題になつておりますグリーンカード制度、それからもう一つの方向といたしましては、高率の税率で源泉徴収をいたしまして申告の段階で精算するというやり方が検討されたわけでございますが、この最後の方法は執行のコストが非常にかかるという問題がございます。

したがいまして、グリーンカードが一番適当であるという議論の経過になつたわけでございまして、いづれにいたしましても、総合課税につきましてグリーンカード制度が大変いい方法の一つであることは確かでありまして、理論的に考えますと、いろいろなやり方は考えられないわけではないうこと、これは言えるかと思ひます。

○塚田委員 これは後で同僚議員から、またさらに別な観点から御質問があると思ひます。

それでは局長、マル優を一体どうするのかという、これは残しておくのでしうね。端的に聞きます。

○梅澤政府委員 これは大変大きな問題でございまして、あるいは大臣からお答えになるような問題であると考えております。ただ、税制事務当局といたしまして、現在マル優をやめるというふうなことは頭にはございせん。

○塚田委員 大臣、ちよつと。

○竹下國務大臣 税制調査会は総理の諮問機関でございまして、幅広く税制のあり方について調査、審議をするということになされております。

で、御指摘の問題につきましても、自由な立場であらゆる角度から幅広い議論をしていただくべきものであるというふうに考えております。

実際問題、私もマル優をやめようと思ひます。にするかとか、手直しをするかとか、やめるかとかという問題について、目下具体的な考え方を検討しておるわけでもなければ、それを政府部内で検討しておるという事実はございせん。やはり広範な自由な立場で御議論をいただく課題ではないかというふうに考えております。

○塚田委員 あなたは、予算委員会等ではしばしばマル優を廃止するがごとき印象を受ける発言をしております。

ここで私の意見をちよつと言ひますと、マル優を廃止しても分離課税を残した場合には、これは金持ち優遇として恐らく不公平がさらに拡大していく、こういう世論がはうはいとして起こってくる、このことだけは私から注意をしておきます。いいですか、マル優を廃止して、そして分離課税を残すということになれば、いままで以上に不公平税制になつてくるということだけは断言しておきたいと思ひます。

時間もありませんので、次に移りたいと思ひます。

これとの関連でというわけじゃございせん、これは財源の問題ですが、どうですか大臣、利子所得とそれから配当所得、これについての課税の特例を廃止するという考え方はないですか。

○梅澤政府委員 利子所得、配当所得の課税の特例と申しますのは、恐らく租税特別措置法の現在の源泉分離選択制度のことをあるいは御指摘になつておると思ひますが、この問題につきましては、先ほど申し上げましたように、今回のグリーンカードの凍結を契機といたしまして、利子配当に対する今後の課税のあり方を税制調査会で検討していただくことになつておりますので、その機会に、基本的な観点からの御議論をしていただきたいと思います。

それから、もう一言補足させていただきます

が、先ほどのマル優の問題でございしますが、現在の少額貯蓄非課税制度を全部やめてしまふというふうなことは、あるいは具体的にどうするかというのを現在検討しているという事実はございせんが、将来の利子配当所得課税のあり方の中で、少額貯蓄非課税制度をどのように位置づけていくかという問題については、改めて検討はしていかねばならない課題ではないかという点については、ひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。

○塚田委員 これはまだまだ言い足りないのです。が、時間ももうないので……。きょう、せつかく長岡さんが来ておられます。恐らく初めて総裁としてここへ出られたんだらうと思ひますので、たばこの方へちよつと移りたいと思ひます。まだまだ質問がありますけれども、これは後の機会に譲りたいと思ひます。

長岡さんに質問するその前に、これは大蔵省にまず質問をしたいと思ひます。

今回のたばこの定価改定の理由は、一体どこにあるのかということなんです。時間もありませんからちよつと言ひますと、たばこの値上げというのは、一種の大衆課税、税金を上げたということと私は変わりないと思ひます。いま臨調あたりで増税なき財政再建ということが常に言われておるさなかに、こういう一種の大衆課税を上げていくということは、この臨調の精神に反するのじゃないか、こう思ひます。特に、このたばこの場合は低所得者ほどどうしても高率になつてくる、負担が大変大きい。つまり逆進性が大変大きいことが当然考えられますので、この点ちよつと大蔵省の考え方を聞きたいと思ひます。

○高倉政府委員 お答え申し上げます。

先ほど提案理由説明でも申しましたとおり、五十八年度予算は大変厳しい状況の中で編成をしたわけでございまして。一方におきましては、歳出の全面的な見直しということをやりましたが、同時に、他方歳入面でも各種の税外収入の見直しというところを行つてきたわけでございまして、その一環といたしまして、たばこにつきまして

前回の定価改正、五十五年の四月でございまして、それから物価の変動あるいはたばこが財政専売物資として位置づけられている性格、こういうことを勘案いたしまして、ある程度の負担の適正化をお願いするという見地から、税制調査会にも諮りをいたしまして、その答申に基づきまして、関係の改正法案の御審議をお願いしているところでございまして、ただいま申し上げましたような見地から行います今回の措置は、いわゆる増税なき財政再建の趣旨にもとるものではない、かように考えているわけでございまして。

○塚田委員 うそおっしゃい。これは二千億という国庫納付金を何とかしほり出すためにやつたんでしよう。専売公社の経営上の理由からじゃないことははっきりしているんですよ。だから、これは国の財政再建のために大衆に負担をかけたんだとはつきり言ひなさいよ。

○高倉政府委員 御指摘のとおり、今回のたばこの定価改定は、財政の大変厳しい状況に基づいてお願いをしているわけでございまして、先ほど申しましたとおり、もともとたばこは財政専売物資という位置づけを持てているわけでございまして、物価変動等勘案した上である程度の負担の適正化をお願いするというところでございまして、そのこと自身が増税なき財政再建の趣旨に反するものではない、かように判断をしているわけでございまして。

○塚田委員 いまは答弁にならぬが、もう時間もなくてできないので、これはひとつ後で、うちの方から再度質問をしてみたいと思ひます。

さて、長岡さん、二つの質問をします。時間がないので一遍に二つ言ひますから、これについての答弁をお願いしたいと思ひます。

間もなく関税の法案が来ると思ひますが、これでは関税の引き下げが行われるわけですね。外国たばこは恐らくだんだんと取扱店が拡大されていく、そして輸入たばこの競争力がだんだん強まってくると思ひます。外国たばこにつきましては、五十五年まではずいぶん高率の関税がかけて

れていたのです。たしか九〇%ですね。それから一挙に三五%に下げる。今度の関税ではさらに三五%から二〇%ということになります。たばこは上げる、外国たばこの関税は下げる。こういう情勢の中では、国内たばこ事業者、これは耕作農民も含めまして百万人いる、こう俗に言われておりまして、こういう人たちの生活に与える影響というものは非常に大きいのですが、一体この点どう対処していくつもりかということが第一点です。

第二点は、またこういう環境下で臨調答申の民営化、こういうところに移行したり何かしていきますと、たばこ事業というのは大変な混乱を来すのじゃないかというふうに私考えております。そういう意味において、一体こういう事態を総裁は黙って見過ごしておけるのか。ひとつ決意を込めて答弁していただきたいと思ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

第一点は、今回御審議をお願いいたします法律によつて関税率がまた下がる、一方、外国たばこの取扱店も拡大するといったようなことで、国内において輸入たばこの消費が相当伸びるであろう、しかも値段が下がって伸びるであろう。一方、今回、この財政的な措置として値上げをする、国内品の値上げがあつて一体これは日本のたばこ事業にどんな影響を与えるか、ことに葉たばこの耕作農民あるいは小売店等に対する影響はどうかという点だと存じますが、問題は二つございまして、一つは、今回の日米貿易摩擦の問題の一環として行われることになりました関税率の引き下げとかあるいは小売店の拡大等によつて、わが国の市場において輸入品の需要が伸びることはほぼ間違いないと思ひます。ただ、どの程度の伸びかということが計測的になかなか把握できないわけでございますけれども、過去の経験に照らしましても、相当伸びると存じます。

ただ、今回のたばこの値上げは、内外製品に平等に行われることとなりますので、今回の措置が直接この問題に関係があるとは存じませんが、先ほどの貿易摩擦解消の一環としてとられた措置

は、明らかにある程度の影響があるかと存じます。私どもとしては、しかし、最近の情勢から見ると、そういうものはそれなりに受け入れながら、なおかつ何とか国内の製品の需要を維持していきたい。できるならば少しづつ伸ばしていきたいということ、最大限の努力をいたさなければならぬと存じております。

具体的に申しますれば、アメリカのたばこを中心とした輸入品がどんどん入ってまいりまして、それに負けないような商品をつくる。ニコチンやタールの量が少なく、なおかつ、たばこを吸ったときに満足感が味わつていただけるような新製品を開発していくということも一つでございます。それから、五十八年度の公社の予算でお願いをいたしております輸出会社に対する出資というの、これはなかなか簡単に国内製品のたばこの輸出が伸びるとも考えられませんが、長期的な観点から輸出にも力を入れて、国内のたばこ産業がしりすばみにならないように努力をいたしたいと考えております。

それから第二点の、臨調答申で民営化等の方向が示唆されておる、こういうようなことが一体日本のたばこ事業にどんな影響があるかという問題でございますけれども、臨調の答申を受けていかなる経営形態を選ぶかという問題は今後の問題でございます。まだ結論が出ておりません。

ただ私どもは、臨調の答申は、最近の厳しい環境の中で日本のたばこ産業がいかに生き残れるか、また、そのために私どもがいまやっております公社の仕事をどういう形に変えれば、国際競争力その他の面からいっても勝ち抜いていけるかという観点から、制度改正が行われるべきであろうというふうに考えております。

○塚田委員 もう時間がありませんので、これでやめたいと思ひます。

長岡さん、いま私の言ったのは、これで二千億の御用金が吸い上げられるわけですね。こういうようなやり方、そういう環境下で臨調の言う民営化ということですね、あるいはまた政府に対して

そういう御用金を上げるというようにすることで、果たして外国たばこの競争というか、そういう力が削減されていくのじゃないか、私はこう思うので、その点についての質問をいまやつたのです。しかし時間がありませんので、これは、いずれまた機会を求めてあれしたいと思ひます。

それから、きょうはこれからカントリーリスクをやりたいのですが、これも時間がないので、またの機会にします。

最後に大蔵大臣、あなたのグリーンカードについての責任の追及は、これから三年間絶えずやつていきたいと思います。恐らくあなたは、そのときには大蔵大臣じゃなくなつてあるいは総理大臣になつていくかもしれない。そのときにはもっと大きな声で責任追及をやつていきたい、こう考えております。

以上です。

○森委員 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後一時十四分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。上田卓三君。

○上田(卓)委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、本会議での趣旨説明につきまして、私も党を代表して御質問をした経緯もあるわけでございます。

そこで、私は大阪の出身であるということもございまして、大阪が中小零細企業の町であり商売人の町である、こういう立場で若干、時間の許す範囲内におきまして、中小企業問題につきまして御質問を申し上げたい、このように思ひわけであります。

さて、中小企業、零細企業の方々は額に汗をして真つ黒になつて働いておられるわけでございます。その経営者、零細な個人事業者と、そしてそのもとに働く労働者に本当に御苦労いただいで

おるわけでありまして。戦後の日本の復興とその発展の原動力は、中小零細企業とそのもとに働く労働者によつてなされたと言つても過言ではなからう、こういうように私は考えておるわけでございます。わが国の事業総数の九九・四%、それから全国の就業者の七五%が中小零細企業で働いておられるわけでございます。私も、過去十年間、この中小零細企業の組織化といひますが、中企連という組織をつくりまして業者の営業として利益を守るという立場で活動をしてまいつたわけでございます。特にその中で感じられることは、中小零細企業に政治の光が当てられていないということです。政策のろち外に置かれていてということを感じたしておるわけでございます。特に中小零細企業者が一貫して、中小企業庁を中小企業振興省に格上げしてもらいたい、こういうような強い要望があるにもかかわらず、いまだに実現されてない、こういうことになっておるわけで、非常に遺憾である、このように考えておるわけでございます。

そういう意味で、中小零細企業の発展は国策中の国策、こう言つてもいいんじゃないかと思う、このように考えておるわけでございます。まず竹下大蔵大臣から、中小零細企業に対してどのような基本的な考えをおられるのか、その所感を聞かしていただきたい、このように思ひます。

○竹下大蔵大臣 これは、就業者数から見ても、生産額から見ても、大変大きなウエイトを占めております。まさに日本経済というものが今日に至つたということは、御指摘のとおり、中小企業の活力に負うことが偉大であつた。大阪を中心とする中小企業には、私の島根県から多数の者が雇用の場を求めております。ありがたうございます。

○上田(卓)委員 特に、戦後の困難な時代に苦勞したそういう中小零細企業の創業者と言われる方が大変な年齢に達している、高齢化を迎えておる、こう言つても過言ではなからう、このように思ひわけでございます。そういう中で世代交代期を迎えている、こういうことになるわけござい

ますが、そこで、これに伴うところの事業承継が、いわゆるたび重なるという過酷な相続税の負担によってなかなかスムーズに事が運ばない、こういうケースが出てきて、これが大きな社会問題になっておることは御存じのことだろう、このように思うわけでございます。

私の知り合いの方の一つの事例でございますが、大阪の繁華街でお酒屋さんを営んでおられるわけでございます。そこでお父さんが八十歳で長男が五十五歳、こういうことで、この長男が専従者で長男自身が一生懸命に戦後ずっと商売をなさってきた。こういうことで、所得税上の事業の所得については名義人であるお父さんになっておられるわけですが、しかし実際働いているのは長男である、こういうことでございます。長男は幾ら働いても結局所得は給与だけ、こういう形式になっておるわけでございます。次男は大学を出てサラリーマン、そして長女も大学を出てお嫁に行く、こういうようなことでございますが、お父さんが先般お亡くなりになられたわけでございます。そこで、お葬式が終わりますと遺産相続、どこでもいろいろもめごとの一つにもなるわけでございますが、大阪のミニミで酒屋をやっている、土地だけでもこれ二億あるいは建物だけでも五千万はあるだろう。こういうことで、やはり次男とかあるいは嫁に行った長女が、いわゆる応援団に送られて四千万でも五千万でも相続が得られるのじやなからうか、こういうようなことでございますが、建物も土地も売るといふわけにもまいらず、しかし、当然の遺産相続という権利もあるわけでございます。結局は、土地も建物も売って商売をやめて、遺族の人間が兄弟が仲よくという形で、結局お酒屋さんを破産をしなければならぬ、倒産をさせなければ税金が渡せない、こういうことになっておるわけでございます。こういう悲惨な状況というものは、このケースだけじやなしに全国至るところであるのじやないか、このように私は考えておるわけでございます。

ように受けとめておられるのか、これは大きな社会問題ではないか、私はこのように思うわけでございます。まして、まず、この点について明確にお答えをいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 いわゆる中小企業者の相続税における承継税制という御議論でございますが、相続税というものは、理論的根拠についてはいろいろの議論がございます。相続による財産の偶発的取得に担税力を見出して、負担を求めて富の再分配を図る、昔から言えば、子孫のために美田を買わすとかあるいは子孫のために美田を買い取るとか、そういう淵源にまでさかのぼる方が正しいとか、そういう淵源にまでさかのぼる議論でございますけれども、今日中小企業者の方がお感じになっておる実感としては、それを特に私は農業の承継者との比較においてなおそういう認識が、私の方は農村地帯でございますだけに、よいけいそういう認識が強いのではないかと感じはかてて私も持っております。

それは、農業の場合は農業基本法等から申しまして基本的な相違はございますけれども、私は、素朴な感じとしてそういう問題が実在しておるという認識の上に政治家として立つのは当然だと思ふ。そこに調和を求めつつ考えられたのが、今度のいわゆる承継税制というものは、受けとめる側から見れば、これがパーフェクトなものであると受けとめておるとは私も思いません。しかし、そういうわが国の伝統的な中小企業というものの立場からしての承継税制というものに手がついたということは、いまはそういう具体的なケースを前提に置いて御議論なさいましたが、そういう御議論がある種の促進力となって承継税制というものに手がついたというふうに私は認識をしております。

この具体的な中身につきましては、主税局長から求めに応じてお答えを申し上げた方がより正確であらうかと思ひます。

○上田(卓)委員 時間の関係もありますから、後から局長からもお答えをいただいたらありがたい、このように思います。

いま大臣のお答えは、そういうケースもあるもので、いわゆる中小企業の承継税制が緒についた、こういうお話でございますが、私は、今回の法改正、承継税制の導入によって、決して私が先ほど申し上げたような事例は救われない、本当に徹底的に考えようという事例は救われない、このように考えておるわけでございます。中小零細企業の三分の一あるいは四分の一ぐらいいわゆる子供の事業承継といいますが、継続といいますが、親の仕事が子供が受け継ぐというものが、大体その割合ではないか、このように思っておるわけでございます。まして、五十六年十二月の中小企業庁の調査によりますと、同族中小法人が自社株式を承継する際に、後継者に生ずると予想される事態として、まず第一に「相続税の納付のため個人資産の売却」、こういうのが二三％あるようでございます。

【委員長退席、中西(啓)委員長代理着席】
第二番目には、「相続税の納付のため多額の借入」をしなければならない、こういう方が九・六％、三番目に「相続が困難であり株式が分散」ということが一・八％、このように三〇％以上の方々のそういう同族中小法人は事業の継続に当たって大きな障害が起り、スムーズにいっていない、こういう現状があるわけでございます。そういう意味で中小零細企業、個人企業者の円満な、スムーズな事業の継続を保障することは、政治のあるいは政治家の責任である、こう言ってもいいのではないか、このように思っておるわけでございます。

そういうことが一体どこにあるのか、そして先ほど冒頭に言いましたように、承継税制が導入されることによって、どれだけこの困難が解消されるのか、そのことをひとつ具体的に説明をしていただきたい、このように思います。

○梅澤政府委員 ただいま委員が御指摘になりました問題、いろいろ議論があるわけでございますが、後はど国税庁の方から、五十六年分の相続税の課税の実態につきまして御説明を申し上げます。

と存じますが、課税の実態から見ると、いろいろ見方はあると存じますが、現行の相続税制のもとで、相続税の負担の問題から事業承継に非常に障害が出ていこうという事態は必ずしも言えないのではないかと、このように、私どもは基本的には考えているわけでございますが、ただ同族法人の特に小会社の株式の評価、これは現行では純資産評価方式でやっておるわけでございますけれども、特に都市部等におきまして土地が非常に値上がりしているところがございますので、純資産評価方式になりますと、企業によりましては非常に格差が出てくるという問題もございいます。

同時に、土地につきましては、法人だけではございませんで、個人事業者の場合も同じような問題があるわけでございます。まず個人事業者につきましましては、ただいま五十八年度の租税特別措置法でお願いしておりますように、従来国税庁が取り扱い上やっていた一定の小規模の宅地の評価につきましては、事業を営んでおられる方につきましましては、事業の土地部分につきましましては、時価の四割、宅地部分については二割、一般のサラリーマン等につきましましては三割ということで、いわば課税額の特例を認めるという内容でお願いしているわけでございます。

同時に、法人の場合の小会社の株式の評価の問題につきましましては、国税庁の取り扱いにおきまして、収益性といいますが、ゴーイングコンサーンと申しますが、そういう継続企業を前提にした場合の評価の観点から評価額に反映されるようにというところで、類似業種の株式、時価相場場の立っておりまして株式の評価を純資産評価方式と併用するといふふうなことを内容としたしまして、取り扱い上改めることにいたしておるわけでございます。その意味では、現行制度に比べまして、評価あるいは課税額の計算上負担の軽減が図られることになるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○上田(卓)委員 現在の相続税のいわゆる課税理

念と申しますか、そこに大きな問題があるのじやなからうか、私は、このように思っておるわけでございます。いわゆる自然人の生存中に形成された私的財産を死亡時に清算して、そして社会に還元し、富の再配分、社会的公正を実現しようとする、こういうことであるように思うのです。

私は、自然人の場合はこういう理念が導入されて当然だろと思うわけですが、しかし、この概念では事業の継続というのに対しては全く配慮されていない、こういうことになるのではないかと申すわけであり、継続性を持った個人企業及び中小零細の法人に対する理念としてはやはり著しく不合理ではないか、合理性を欠いておる、このように考えざるを得ない。特に、事業主の高齢化あるいは世代交代ということで、後継者への円満な事業継承をスムーズに行おうということになるならば、やはり現行の相続税の課税理念というものを根本的に考え直す必要があるのではないか、見直すべきではないかと思うのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○梅澤政府委員 相続税の課税の根拠といえますか、課税理念と申しますか、この点につきまして、ただいま委員もお触れになりましたけれども、基本的には、先ほどの大蔵大臣の答弁にもございましたように、相続という偶発的な財産の取得でございますので、富の再配分という観点に課税根拠を求めるといふことでございます。

ただ、相続税の法制といたしましてはいろいろなタイプがあるわけでございますけれども、わが国の場合は、遺産課税ではなくて遺産取得課税という方式をとっております。ただしその場合も、税額を計算する場合には、法定相続人の数によって、それから法定相続分を前提にして相続税全体の総額を出す、あとは具体的にどういう相続が行われるかによって、それぞれ各人の税額が案分される。その考え方の基礎には、たとえば現金等のように非常に分割のやりやすい財産もございしますし、事業用資産のように非常に分割がむずかしい

ものもある。それは、当事者の間でよくお話し合ひになってお決めなればいいわけでございますし、全体としての相続税負担のバランスをとるといふ観点から、現行制度にもそういう工夫があるわけでございます。

それから、先ほど来委員が御指摘になっておりますように、相続税の負担があるがゆえに事業承継に支障が生じておるという点につきましては、むしろ納付の問題に帰するわけでございます。たとえば、相続税が納められないために事業用資産を処分して仕事が続けられなくなるというふうな事態になるかと思うわけですが、実は、現在の制度上でも、相続税につきましても、かなり広範な延納の制度が認められております。それから、先ほど私ちょっと触れましたように、五十六年の実際の相続税の課税の実態を見ましても、相続税の納付のために事業が続けられなくなつたという事態はほとんど出ていないということに、私も注目はしなければならぬのではないかと考えておるわけでございます。

○上田(卓)委員 先ほど局長も述べになったように、遺産相続という場合に、多くの場合は、大都市周辺では土地の価格が急騰しているということから大部分が土地価格ということになるのではないかと、このように思うわけであり、いづれにいたしましても、現在の国の相続税に対する課税基準というので、現在の国の考え方というものは、その建物あるいは土地を時価で評価して、それで売れば幾らの額になるかという純資産価額方式といふわけです。しかし、幾ら土地がたられるわけでございますか、こういう方式をとっておくさんあつても、事業をしてそこから利益が上がらない会社もたくさんあるわけでございます。たとえば小さな土地しか持たない、あるいは土地は借りている、建物だけが自分の所有であるという場合もある。しかし、その方が利益をたくさん上げるという場合もあるわけですから、そういう継承する財産の事業の中身を評価するとき、土地建物を売れば時価で何ぼだ、だから、それに対し

でどれだけ税金をかけるのだというよりも、土地も含めてその事業がどれだけ年収を上げておるか、収益を上げておるか、そのことによって逆算してその企業の資産を評価することが正しいのではないかと、私このように考えておるわけでございます。

そういう点で、現在の国の資産評価は間違つておるのではないかと、考え直すべきだ、このように考えておりますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
○角政府委員 相続税の評価の上で収益性を加味してはどうかという御指摘でございます。

先生すでに御承知のことでございますけれども、今回、上場されておられます同族会社の株式の評価につきましても、収益性の観点から若干改正を行おうとしておるわけでございますが、その場合の収益性を導入するポイントには、いままで純資産方式と申しますか純資産価額で評価をしておりました同族会社の中でも、小規模なものにつきまして類似業種と基準する形で収益性を加味するということをやっておるわけでございます。この場合、両方式をどのくらいのウェイトで見るといふことにつきましては、同じウェイト、それぞれ両方式五〇％ずつ導入する、こういうかっこうで収益性を反映することになるわけでございます。しかしながら、これが個人企業の場合にどうかという点になりますと、個人の財産は、事業用であれ居住用であれ、あくまで個々の土地建物など、財産の集合でございます。会社財産のように、株価を通じてその会社の価値というものが一体的に表現されるような状況にないわけでございます。また、株式の場合の類似業種基準方式というようなかっこうで収益性を個人資産にまで及ぼしてくるというのは、やはり現在の相続税法の考え方にはなじまないのではないかと、こう考えておるわけでございます。ただ、その辺の配慮を踏まえまして、先ほど主税局長が申し上げましたような措置法の御提案になつておる、こういうふうな私

どもは理解しておるわけでございます。

○上田(卓)委員 今回の法の改正がそういう同族小会社の株式評価に収益性を加味する、こういうことになって、いわゆる抱き合わせといふか、そういう法になつておるということはよくわかつておるわけでございますが、しかし、それはいままでの二〇％が四〇％に拡大されたということにすぎないのではないかと、このように考えておるわけでございます。特に大企業は非常に優遇されて、小さな企業になればなるほど非常に不利をこうむるという差別的な税制に結果的になつておる、こういうふうに言わざるを得ない、このように思ふわけであり、特に同族会社中の大会社と言われるものは、上場企業の株価とか収益とか資産と比較する方式をとられておるわけでございます。もちろん、こういう上場の大企業と比較するということ自身大きな無理があるのじやなからうかというふうに私は思いますが、いづれにしても、そういうような措置がとられておるわけでございます。

しかし、同族の小規模会社については、そういう二〇％から四〇％というように形で拡大されたとはいっても、冒頭に申し上げましたある酒屋さんの例を決して救うものではない、少し緩和されたにすぎないといふことにならざるを得ない、このように思つておるわけであり、相続税される資産の中で七〇％以上は土地価格である、こう言われておるわけでありまして、その土地自身が売れない、その土地がなければその事業が成り立たないという現状を考えた場合、やはりあくまでも収益というものに主体を置いたものでなければいけない、このように思ひますので、再度その点について、大蔵大臣から大蔵省の基本的な考え方というものについてひとつ述べていただきたい、このように思ひます。

○梅澤政府委員 先ほど来委員のおっしゃつておること、いろいろな方面でそういう議論もあるわけでございます。そういう点も踏まえまして、五十八年度の税制改正なり国税庁の取り扱ひを通じ

まして負担の軽減を図るといふふうな処置を講ずることについてお尋ねをさせていただきます。

ただ、先ほど来申し上げておりますが、五十六年の相続税課税につきまして、国税庁で実態調査したものがあつたわけでございますが、一つの判断資料になるものでございます。全国全職業の相続税課税件数で、一時に相続税が払えないというところで延納を利用されている割合が二四％でございます。ところが、その中で個人事業者の延納の割合は二一・八％ということでございまして、この数字から、すぐにはいわゆる中小企業の方々の税負担がそんなに重くないんだということを申し上げるつもりはございませんけれども、実態はそういうことでございます。

私も、そういうことも踏まえながら、しかも事業承継がなるべく円滑に行われるようにという観点も踏まえまして、五十八年度の税制改正なり国税庁の取り扱いの改定というのを考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

○上田(卓)委員 延納の状況から見ると云々ということはいまだない、私はこのように思います。いずれにしても、事業承継に大きな支障を来している。そして、遺産相続という段階で先祖伝来の長年の事業をやめなければ税金も渡すことができない、こういう状況が随所に起こつておることは事実なんです。私が言つておることは、それを収益に充てた形で評価するということは一番大事なことではないか。

そういう意味で、今回の法改正も一部そのことを取り入れてあるということですが、それでは十分ではない。やはり根本的に見直していく必要があるのではないかと、こういう考え方であるので、今回はこうだけれども、この部分をもっとふやして、それを中心にするんだという考え方であるのかどうか、大臣ひとつ明確に答えていただきたい、このように思います。

○梅澤政府委員 大臣がお答えになります前に、今回、同族法人の株式の評価をどうしたいのか、

かというのは、実は税制調査会の中に小委員会を設けていただきました。御議論願つたわけでございます。その際に、収益性という観点を取り入れるというところは、先ほど来委員が御指摘のとおり、私も、そういう方向でどういう方法がいいのかということも議論していただけたわけでございます。

一つの考え方として、たとえば配当還元という考え方もあるわけでございますけれども、中小企業で組織された例の研究なんかの御意見も、むしろそういうふうな御意向が非常に強かつたわけでございます。小委員会の中の議論を通じて、同族法人の場合に配当とあるいは利益といたしても、利益調整とか配当調整が相続税の課税の評価ということを念頭に置いていろいろ操作できるという問題も、率直に言ひましてあるわけでございます。したがって、客観的に何か仕組みを考えるとすれば、同じ業種の時価相場の立っている株式の時価を持つてまいりまして、それと純資産価値方式とを併用するというのが当面の措置として一番妥当ではないかという結論が出たわけでございます。

いずれにしても、これは先ほど大臣も申されたところでございまして、この評価をめぐむ問題につきましては、今後とも実態に即した勉強を私どももしていかなければならないと存じますし、さらに適切な方法を今後とも引き続き検討していかなければならない問題であると考えております。

○竹下国務大臣 この議論を詰めていきますと、まさに相続による財産の偶発的取得に担税力を見出して負担を求め、富の再配分を図るということから申しますと、個々の例にそれを当てはめたときに、いろいろな問題が生じてまいります。したがって、今回の改正につきましても、いまそれそれ事務当局と質疑応答の過程において論ぜられたような問題が議せられた後、税制調査会等の御答申もいただいて今日改正を御審議いただく、こういう経過に至つたわけであります。しか

し、いま上田さんの御議論になつておつた点は、やはり主税局長からもお答えいたしましたように、税制を扱うものとして絶えず、そういう意見がしかも国会の場においてなされた、そういう事実は正確に税制調査会の方へも報告して、御検討の対象にしていただくべきものであるというふうには私は考えております。

○上田(卓)委員 税制調査会に報告をして云々と言つて責任を転嫁するのじやない、先ほどから私が申し上げておりますように、株式会社の場合には、いわゆる取引相場のない株式あるいは個人事業者の事業用の財産というものは、農業を継続しようとした場合の農地と同じ、そういう意味では生存権の財産と言へるのではないかと、このように私は思ふのです。農地の場合は生前贈与制度がありまふ。御存じだと思ふのです。それでは、こういうふうな物の考え方では、この場合についても、そういうものを取り入れる、そういう農地並みの生前の贈与制度というものも加味してこの問題を解決するということには非常に正しいのじやないかと私は思ふのですが、この点について、大臣どのようにお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 この問題が、率直なところ、いつでも最終的に議論されるポイントになるわけでございまして。農地は所有と経営の不可分といういわゆる農地法上の制約というものが基本的に存在しておる。またそのことは、農業の自立経営を目指す者が均等相続制にとらわれることなく農地を引き継ぐことができるようにという、まさに農業基本法の趣旨に対応しておる。だから私は、この農業基本法から、そして農地法上の制約から見ると、それはいわゆる富の再配分という問題から見れば異例の措置としてこのことが存在しておるというふうな考え方でございまして。

だから、中小企業とこの農業というものを並列した形の中においてそれを論ずるということとは、一方、農業基本法、農地法のたてまえからの異例の措置に見合う措置というものは非常に考えにくい問題ではないかな、こういうふうな考えており

ます。そして、今度それを進めていきますと、終局的には、いわゆる給与所得者だけが通常の納税をする、こういうことになってくる。このころに、税制としては今度はゆがんだ措置ではないかという議論もまた出てくる。したがって、そういう意見に対応して種々議論し集約した結果が今日御審議いただくものに相なつたというふうに、現状御理解をいただかざるを得ないのかなという感じがしております。

○上田(卓)委員 大臣のいまの理屈は成り立たないと思ふのです。私も本会議でも質問申し上げたように、いまの税制が、クロヨンとかトーゴーサンピンと言われるように、給与所得者、サラリーマンの方には非常に過酷な税制になつておるということはもう明らかでありますし、また、六年間課税最低限度が抑えられたために、物価上昇に見合う名目賃金の上昇によって何と約四兆円の自然増収という実質増税が図られておる、これはけしからぬ、そういう意味で大幅な減税をすべきだ、サラリーマン、給与所得者に対する減税をすべきだ、そのためには課税最低限を大幅に引き上げるべきだ、こういう主張で本委員会でも私は大臣に質問申し上げたと思ふのです。だから、そういう点で、その問題にひつかつて、勤労者から見ると中小零細企業の税はまだ軽い、だからそれらとの兼ね合いという形で議論することは間違つておるというふうに私は思ふのです。

私がいま申し上げておるのは、農業と中小零細企業とはどこに差があるのか、事業の継承性という意味では全く同じではないか、農業において当てはめられておる生前の贈与制度というものがあつたならば、中小零細企業においてもそのことが当てはめられて当然ではないか、こういうふうにわれわれは考えるわけです。そこに差があるとするならば、農協を中心とした農業団体が大きな圧力団体であつて、中小零細企業の方々がやはりまだ政治的にそこまで大きな団体になつていないということになるのかどうか、そういうことま

で言及せざるを得ない状況にあるのではないか。そういう意味で、私は、中小零細企業の方々が納得のできる説明をしていただかないと、税の不公平という形で行うならば、まさしく中小零細企業の、とりわけ遺産相続の問題については、日本の経済の中心である九〇%以上を占める中小零細企業が事業の継承において倒産せざるを得ないという現実を見たときに、やはりここで死活の問題としてこの問題を考え直すべきだ、このように思っております。その点、もう一度大臣から納得のできるように説明してもらいたい、このように思います。

○竹下国務大臣 私に給与所得者という言葉を使いましたのは、いわば事業用財産等についての納税猶予制度ができたこととすれば、その制度についての限りにおいて給与所得者だけがそれを受けることができないという意味において申し上げたのでございまして、一般の税負担全体として給与所得者との比較を申し上げたという意味ではございません。

観念的には私もよくわかる話でございまして、よく言われる一等地にりっぱな先祖伝来の事業が継承せられておられる場合でございまして。それについては、それぞれある意味においてはそれなりに評価して、法人として存在させておく措置というようなものについての議論も行われてきたわけでございますけれども、やはり農業というものは、まさにそれこそ農地と一体的なものの中にあって、それが細分化されるといことは、農業の持つ基本に関する、法律で言えば農業基本法ということになるでございまして、そういう意味において、それと画一して見ることは困難であるという意味で申し上げたわけでございます。

だから、概念的にそれをとらえるという感じそのものは、私もよくわかる。私も中小企業の家賃に育ち、いまこそその事業を承継しておりますけれども、弟が承継しておりますが、そういう意味においても、農地と同じにそれを位置づけするということには、やはり問題があると言わざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

○上田(喜)委員 先ほどから、るる同じことばかりを追及していただいておりますが、まず私たちが考えなければならぬのは、事業の承継という場合、自然人が生まれて大きくなって働いて、資産をつくって、そして亡くなる場合には社会に還元する、こういうことになるわけですが、事業の場合にはそうはいかない。やはり継承という意味があるわけですから、継承されなければならぬわけですから、そういう意味で農業も同じだ、私はこう言わざるを得ないわけでありまして、大企業の場合は、そういう意味では継承がスムーズに行われるにもかかわらず、小企業、同族会社の場合はそうはいかない、そこに障害があるからそれを取り除け、こういうことを申し上げておるわけです。

一番いいのは、先ほど申し上げましたように、資産の評価をする場合に収益性に中心を置いて、それから継承する事業財産がどれだけのものかということとを明らかにすべきだ、ここに私の質問のねらいがあるわけでございますから、ひとつ大臣、この分については、それを売却すれば時価で何ぼなんだ、だからこれに対してどれだけの税金を納めるといふのじゃないですか、そういうものを中心にしたものに置くこと、そしてさらに、農地で生前の贈与制度があるように、そういうことも参考にして、中小零細企業の継承を考へるべきだ、そういう基本的な問題で前向きに取り組んでいくんだ、税調に先生の発言を言うて税調で検討してもらおうという点にだけじゃなしに、私がいま問題提起している点について、大蔵省としてひとつ前向きに善処してもらおう、こういうことでお答えをいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 だから、そういう上田委員のような御指摘が、いわばこの収益性が五〇%加味されたという結果になったわけですね、率直に言つて、今日御審議をこれからいたさうとするときに、それをさらに拡大をいたしますと言えらるわけでもございせんが、御指摘の方向というものは、私は理解しないわけじゃございませんので、そうならば、大蔵省はもとよりですが、やはり貴重な意見は税制調査会の方へお伝えするというのが、それに対応するにはむしろ一番權威のあるお答えになるんじゃないかな、だから、お気持ちをくみ取っておるつもりは私に十分ございましてことを御理解いただきたいと思ひます。

○上田(喜)委員 こればかりに時間を費やすわけにまいりませんので、次の質問に移りたい、このように思います。

私も、先日の本会議で申し上げたわけでございますが、わが国のいろいろな政治課題があるわけですが、不況の克服も非常に大きな政治課題の一つ、こう言っても間違ひではないかな、こういうふうに思っております。そのために、やはり内需の拡大を柱にして世界経済の活性化に寄与する道に転換すべきではないか、このように考えておるわけでございます。今回のように不況期に公定歩合が固定されたまま、実質増税あるいは人勧の凍結あるいは公共投資の減少といった引き締め政策がとられたのは初めてではないか、このように思っております。不況期に引き締め引き締め政策をするというこの中から財政の不均衡が是正できるという考え方は大きな誤りではないか、私はこのように考えておるわけでございます。不況が深刻化し、そして税収が減って赤字が拡大する、こういうような間違った循環になっておるわけでございます。八二年度の予算では、当初公共投資の増加率をゼロとし、国債発行額を約二兆円減額したわけでありまして、結果はどうなったか、こういうことでございまして、結果的には税収が減り、そして補正予算で三兆九千億もの国債を追加発行した、こういう結果になっておるわけでございます。

このように税収の落ち込んだ原因の一つは、やはり中小企業不況、こう言ってもいいのではないかな、このように思っております。なぜならば、八一年九月ごろまで税収実績は前年同期に對して二〇%以上伸びていたわけでありまして、ところが、八一年秋から税収が急激に悪化しまして、そして円高あるいは輸出の減少、そして内需の不振等、原因はいろいろあるわけでございますが、中小企業不況が広がりましたというのが、ちやうどその時期であつただけに、中小企業の設備投資あるいは製造業の設備投資は八一年後半に大幅にダウンをしている。こういうことで、まさしくこの中小企業不況が歳入欠陥をつくつた、こう言つてもいいのではないかな、私は、このように考えておるわけでございます。

冒頭にも申し上げましたように、全国の就業者の七五%が中小零細企業に働いておるわけでございます。民間設備投資の六割は中小零細業者である、こういうことを考えた場合に、特にアメリカの景気の動向もありまして、また原油価格の低下、こういうこともらみ合せて、わが国の景気回復ということになりますと、やはり内需の拡大を柱にしたところの景気対策がまず大事だ、このように思っております。その点についての大臣の考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 認識は一緒でございます。確かに、よく言われますように、景気に波があるとすれば、まず大企業が波をかぶって、それから出かけたところに中小企業がそれについてくる。そういう感じを私も実感として持っております。非常に厳しい環境にあるわけでありまして、したがって、昨年十月の総合経済対策におきまして、中小企業対策を講じますと同時に、五十八年度予算において中小企業設備投資促進のための税制上の措置という施策を推進することにしたわけですが、基本論として申し上げますならば、これは内需の拡大をしないと、世界全体が、若干金利の乖離は縮まってきましたと、あるいは物価の上昇率も数月前から比べれば接近して

はり中小企業不況、こう言ってもいいのではないかな、このように思っております。なぜならば、八一年九月ごろまで税収実績は前年同期に對して二〇%以上伸びていたわけでありまして、ところが、八一年秋から税収が急激に悪化しまして、そして円高あるいは輸出の減少、そして内需の不振等、原因はいろいろあるわけでございますが、中小企業不況が広がりましたというのが、ちやうどその時期であつただけに、中小企業の設備投資あるいは製造業の設備投資は八一年後半に大幅にダウンをしている。こういうことで、まさしくこの中小企業不況が歳入欠陥をつくつた、こう言つてもいいのではないかな、私は、このように考えておるわけでございます。

まいりましたものの、大きく外需に期待する環境にはございせんので、内需振興というものがやはり大きな中小企業の不況感の克服とでも申しましようか、そのポイントになることであるという認識は一致しております。

○上田(卓)委員 端的な言葉で言えば、政府が唱える行革が不況をさらに深刻化させたと言ってもいいのじゃないかというようにわれわれは思わざるを得ないわけでありまして、いずれにいたしましても、今回のこの投資減税でそれだけの減税効果といえますか、あるいは設備投資促進が進められるのかというのを私は非常に疑問視しておるわけでございますが、その点についてお答えいただけますか、このように思います。

○桑原説明員 お答えいたします。今回の中小企業の設備投資促進のための税制によりまして、それだけの中小企業の設備投資がふえるかという点については、非常にむずかしいわけでございますが、われわれとしては、この制度を利用してなるべく多くの中小企業の方々が設備投資をこの際行おうという気持ちになつていただきたいと思っております。そうした観点から、あらゆる機会をとらえまして、この新しい措置について宣伝をさせていただいておるわけでございます。

ただ、数字についていろいろな機会に聞かれておりますので、非常な仮定を置きまして、いろいろ試算をいたしておりまして、そういう試算としては、われわれとしては、五十八年度に約千億円の新しい設備投資が中小企業によってこの制度を利用してなされることになるのではないかと、これは推定でございますけれども、いたしておるわけでございます。

○上田(卓)委員 たったの一千億ですか。本当にこんなので投資減税をしたということに果たしてなるのかどうか、政府のやり方がいかにみみっちいかということ、本当に内需の拡大、景気の拡大をどのように考えているのか、真剣に考えているのかと言わざるを得ない、私はこのように思っています。

ます。やはりわれわれが言っておりますように、景気の回復ということになりますと、いろいろな要因があるのですけれども、第一には人勧の凍結を直ちに解除するとか、あるいは春闘相場にもまたなければならぬといふものの、そういう適当な賃金の引き上げ、あるいは大型減税、最低所得税減税は一兆円、地方税は四千億、こういうことをわれわれは政府に要求をいたしておるわけでございます。いま議題になっております投資減税についてもやはり最低五千億ぐらいの額になるようなことにならぬと、一千億程度では焼け石に水と言つてもいいのではないかと、私はこのように思うのですが、大臣どうでしょうか。

○竹下国務大臣 やはり私も、中小企業の設備投資、いわゆる投資減税、これは投資減税という言葉から受ける心理的影響とでも申しましょうか、それは非常に大きな期待感を持つ言葉である、ところが、具体的にこれを税制の中で消化するといふことになりまして、一体、設備投資が行われても、その税制がなければ行われなかつたものなのか、あるいは自然にでも計画的に行われていったものなのか、なかなかそこを判別もつかないといふことで、現在の事情の中でぎりぎりやった措置がこのたびの措置であるというふうな御理解をいただきたいものだ。後藤新平さんじやございせんが、大きなことはいふことだといふことは私にもわかる理論でございますが、諸般の情勢、そしてぎりぎりの措置として、それでも内需拡大の一つのことでこの役割は果たすのではなからうか、こういう考え方であります。

○上田(卓)委員 わが党が十二月三日に研究機関であります平和経済計画会議の研究の成果、こういうことで、投資減税はやはり最低五千億は必要ではないかといふことを試算いたしておるわけでございますが、政府においても、たとえば通産省の試算でも大体五千億ぐらいのものが必要ではないかといふような試算もあつたやに聞いておるわけでありまして、その点についてはどのようにお考えですか。

○梅澤政府委員 この中小企業の投資減税の問題は、昨年の秋、総合経済対策と申しますか、景気対策の策定過程でいろいろ議論が出てまいりました。当時財政当局としてもいろいろ御意見を申し上げたわけでございますが、投資減税として最初出てまいりました構想は、税額控除の方法で投資を促進するといふ構想でございます。この点につきましては、先ほど大臣の御答弁にもありましたように、減税というインセンティブによつて本當に誘発された投資であるかどうかということ、税制上は非常に仕組みがむずかしいということになりまして、トータルで投資額に対して税額控除を行うといふことになりまして、膨大な財源が必要といふことが一つ問題でございます。

それからもう一つは、過去、投資につきまして限定されたものについて税額控除あるいは特別償却等の制度を三、四年來講じてまいつておるわけでございますが、その実績を見ますと、中小企業の方はむしろ特別償却を選択しているといふ事例が非常に多うございまして、もちろん、財源的な観点からいいますれば、税額控除よりも特別償却の手法をとりました方が、財源的に小さいもので大きな効果がねらえるという観点もございまして、そういったことで、五十八年度の税制改正の策定過程におきまして、私どもは、税額控除は少なくとも五十八年度の時点の財政状況ではどうも採択し得ないといふことで、通産省当局とぎりぎり調整をいたしまして、今日御提案申し上げておるような、最小限の財源でもって何らかの効果を期待できるような措置といふことで、中小企業の機械に限定いたしまして特別の償却制度を二年間の時限措置として講じるといふ結論に到達したわけでございます。

○上田(卓)委員 今回の投資減税が、選挙向けで総理官邸から大蔵省へかかされてきたらどうだといふようなこともあつたやに聞いておるわけでございますが、それで出てきたものがこんな微々たるもので、非常にわれわれとしても残念であるわけでありまして、いずれにしましても、今回の投資減税

ではその対象がいわゆる機械と装置に限つておるということのようでございますが、これでは余りにも間口が狭過ぎると思わざるを得ないと思つております。今回の消費不況といふものは、それはやはり商業とか建設といった分野に大きな打撃を与えておるだけに、この分野に手を差し伸べないのは大きな間違いではないかと、私は、このように思つておるわけでございまして、開くところによれば、通産省の当初の案では、建物及び増改築も対象設備に入れておつたやに聞いておつたのですが、一体これがどうなったのか、大蔵当局の考え方を聞かせ願いたいわけでありまして、同時に、中小零細企業の設備投資のかなりの部分がリースによつておる場合が多いわけでありまして、そういう意味で、今回の対象にリースのものも含むといふことがなされて当然だ、このように考えておるわけでございます。明確にひとつその点についてお答えいただいて私の質問を終わりたい、このように思います。

○梅澤政府委員 ただいまの御指摘のように、二つ問題がございました。一つは、先ほど申しましたように、今回の措置は機械に限定しておるわけでございます。これは、何と申ししましても限られた財源の中で一番効果のあるやり方はどうかという観点からいふと、まいりまして、現在でございます通常の中小企業の機械の特別償却に上乗せをするという手段が一番効果的であらうという観点から、むしろ機械の投資に誘発されまして各種の投資が行われるであらうというねらいを持っておるものでございまして、もう一つは、リースを対象から除外したという問題でございますが、実はわが国の税制におきまして、こういう投資のいろいろな政策税制を講じます場合にリースを一体どう考えるかといふのは、ここ二、三年來いろいろ問題になつておるわけでございまして、アメリカの投資減税なんかを見ますと、かなりリースを大胆に取り入れておるやに聞いておるわけでございます。わが国の場合、このリースを今後どういふふうに考えるかといふのは、一

つの検討課題であるとは思いますが、今回の特別措置の中でリースを除外いたしましたのは、もちろん財源の問題もあるわけですが、いま一つは、結局、リースに税制上の特別の措置を講じて、それがリース料と申しますが、現実には中小企業がそれを活用する場合に、そこに減税部分と申しますか、特別措置の部分で反映していかないと意味がないわけでございます。その点をどう考えるのかということ、中小企業向けのリースというものが当初から限定いたしまして特別償却というものが税の執行上区分けができるのかどうかという技術的な問題もございす。そういったこともありまして、今回の特別措置からはリースは除外いたしましたわけでございます。

○上田(卓)委員 非常に不満ですが、時間が来ましたので終わります。

○森委員 柴田弘君。

○柴田委員 私は、最初にたばこ値上げ法案、これに関連をして専売公社にいろいろとお聞きしてきたいと思ひます。

今回の措置は、いわゆる国がつくった赤字を補てんするために、値上げをしなくてもいいのに消費者に、たばこをのむ皆さん方でありまして、それを転嫁していく方向ではないかというふうに思ひます。現実には、現在値上げをしなければならぬ経営状態であるのかどうか。公社、どうですか。

○長岡説明員 現在におきまして公社の経営の内容は、値上げを必要とするような赤字が出たり、あるいは赤字になるおそれがあるという状態にはなっておりません。

○柴田委員 それで、今回の五十八年度予算の編成というのを見ましますと、特別会計の剰余金あるいは納付金、こういったところから財政赤字を補てんするために取れるものは何でも取っていい、そして税外収入というものが大幅増額に踏み切った、この一環としての専売公社特別納付金の増額、それが消費者、一般大衆に対する転

嫁、いわゆるたばこの値上げとなってきたわけがあります。これは国民を無視した安易な財政対策、私はこんなふうに見えるわけでありまして。これは、本来ならば大蔵大臣に答弁を求めるところであります。公社の見解をひとつずつ伺ってみたいと思ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、公社の経営上の必要からの値上げではないということでございます。必要からの値上げではないというところでございすが、私どもの実施しております事は財政専売を実施しているわけでございます。公社経営上の必要性だけで申しますと、赤字になっておりませんから直ちにたばこの値上げという問題にはならないかもしませんけれども、国の財政が異常な逼迫状態にあるということ、それから、私どもの取り扱っております商品がたばこという財政商品であつて財政専売を実施しておりますという観点から申しまして、今回のたばこの値上げはやむを得ないものと考えております。

○柴田委員 この問題は、あと一連の問題と関連がありますから、大蔵大臣に聞きたいと思ひております。

そこで、私も、公社問題についてはしばしば質問をいたしましたわけでありまして、過剰在庫の問題について、総裁にこの際御見解を伺つてきたいと思ひます。

それで、昭和五十四年の十一月たばこ値上げ法案を審議いたしましたときに、私もいろいろと御質問をいたしましたわけでありまして、そのときに前総裁である泉総裁は、私の指摘に對しまして、もつと早くからこの過剰在庫の問題については真剣に検討をしておつたわけであつた、五十二年から減反をするようになったのでありますから、とにかく深く反省をして今後対応していきたい、このように考へております。いまから三年半くらい前になりますが、こういうふうに御答弁をいただいているわけでありまして。

は、この泉さんがおつちやつたような減少傾向を果たしてたどってきたのかどうか、ひとつその辺について数字をもって御説明をいただきたい、このように思ひます。

○長岡説明員 昭和五十四年の値上法案御審議の当時の在庫の状況は、たとえば昭和五十四年度の期首で申しまして、過剰在庫数量と思われまします。これは適正在庫二年分というふうな考へておりますので、それを超えるものを過剰在庫といたしますと、十二万一千トンで過剰在庫月数十一カ月でございます。昭和五十七年度の期首におきましては十二万八千トン、十二カ月分と一カ月分ふえております。

五十四年当時泉前総裁がお答え申し上げましたように、私どももいたしましては、この過剰在庫の問題につきまして非常に深刻に受けとめておりまして、五十六年の夏のたばこ耕作審議会の審議を経て、五十七年度の葉たばこの耕作面積を相当大幅に、約一割ぐらい減反をいたしております。この考え方は、その年度だけでは考えませんで、数カ年の将来にわたつての需給状態を考へまして、これ以上在庫がふえないようにという、いわば需給均衡面積というものを求めて、その面積に至るまで、農民の理解も得まして減反を行つたわけでございます。

したがうして、現在のところは、これ以上在庫がふえるという状態でないところまで持つてきたつもりでございますけれども、それでは具体的にどの程度今後この過剰在庫を減らしていけるかという点につきましては、率直に申し上げまして、いろいろとむずかしい問題があつて苦慮しておる段階でございます。

○柴田委員 いろいろとむずかしい問題があつて苦慮してみえる、御苦労なことだと思ひますが、先ほどお話がありましたように、この過剰在庫の問題については、要するに、五十六年八月のたばこ耕作審議会の答申を得て、そして五十七年作において耕作面積五千ヘクタールの減反を図つた、つまり、たばこ耕作者の農民の皆様方の犠牲の上

においてなされたわけでありまして。それで、なおかつ過剰在庫が減つていない。この辺はまことに憂慮すべきことではないか、こんなふうに私は考へておるわけでありまして。

先ほど、具体策はまだ苦慮しておるだけで何もない、こんなふうには見受けられるわけでありまして。一体どうするのか、本当にどうするのかという問題があります。五十四年の私が質問いたしましたときに、泉総裁は、生産調整の問題もおつちやしました。あるいは品質の向上あるいは技術の向上、そしていろいろ工夫をしていただければよくつていく、それには国内の葉たばこの使い道を広げていく、そしてとにかく過剰在庫をできるだけ少なく持つていく、こういうふうな努力をしていくのだ。恐らく公社の現在の考え方も、これ以上のものはないと私は思つておるわけですね。あつたら教へていただきたいのです。ですから、これは公社もそうですが、やはり大蔵大臣においても、国が、大蔵省も本当に真剣にこういふ問題について考へていくべきではないかというふうに私は思つておるわけでありまして。

その前に、どうですか、何かいい方法があるわけですか。

○長岡説明員 過剰在庫の解消策につきましては、何と申ししましても一番基本的な大事な問題は、国内の需要を何とか維持していく、それによつて国内の葉たばこが使われていくような状態を維持していく、それから新しいたばこを開発いたしますときに、国産葉をできるだけたくさん使用した、そして、なおかつ消費者の皆さんに好まれるような銘柄の開発を心がけていくこと。この点につきましては、最近では、近々全国で販売されるようになりますキャスターというたばこがございますが、これなどは国産葉を相当たくさん使用した銘柄でございます。

それから、もう一つ前に、農民につくつていただきましたたばこの品質の改良等についても、前総裁がお答え申し上げましたとおり、今後とも努力をいたしてまいる所存でございますが、しいて、

最近どんなことをやったか、あるいは考えておるかという点をつけ加えさせていただきますと、先ほど塚田委員にお答えいたしましたように、来年度の予算でたばこの輸出会社をつくりたいと考えております。国際社会におけるたばこの競争はなかなか激烈でございますから、会社ができたからといって、直ちに日本のたばこの輸出が大幅に伸びるとは考えておりませんけれども、しかし、これも一つの長期目標としてその努力を続けることによつて、国産葉を消費していくことにも役に立つのではないかと考えております。

○柴田委員 では、それによつて解消を考えているとおっしゃっているのですが、本当に確信ありますか。また同じ二の舞になつてはいけないというところで、いま私はいろいろ質問をしているわけなんです。いろいろと努力なさっているということとは、私は評価をいたします。本場にそれが解決策になるかどうか、申しわけない言い方を失礼ですが、それはそんなに私も思っていないわけなんです。これは、やはり技術的な考えをしなければならないわけじゃないか、こんなふうに思っているわけでありまして。

そこで大蔵大臣、こういった事態について、大臣としてはどうお考えになつていらっしゃるのでしょうか、ひとつ率直な御見解を伺いたい。また、公社の運営についてあるいは経営について、このようにしていったらいいだろう、過剰在庫の問題を含めて、大臣の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○竹下閣務大臣 いま長岡さんからそれぞれお答えがあつておりましたが、日本専売公社の問題、これは御案内のように、いま臨調答申に基づきまして経営形態自体の問題が一つ議論をされておるところであります。そうして、さらにその前段として、いわゆる国家公務員共済と公社の共済組合との合併と申しましようか、そういう問題もまた存在しております。さらに、いま一つホットな問題としては、外国たばこの問題、これがございまして、公社そのものを考えてみますと、二

十六万ですか、その小売指定店の方の問題と十萬四千の葉たばこ耕作の方々の問題、こういうような問題が、素人の私でも御質問を受ければすぐ念頭にあら問題であります。

なかなか、その葉たばこ耕作者というものの関連性において考えた場合に、いわゆる葉たばこ在庫問題、こういう問題があるわけでございます。これは、いまもお答えがございましたが、耕作農家への影響等に配慮をしながら減反を実施してきたというふうに、私も承知いたしておるところであります。

それで今後は、いまも具体例を挙げてお話がございましたように、公社においても品質改善等の努力をお続けになるとともに、たばこ耕作審議会等の場を通じて耕作者の方々の理解と協力を得ながら過剰在庫問題に適切に対処するよう、私どもとしても、指導監督の立場にあるとすれば十分それを続けていかなければならない。大変多くの問題を抱えておられるいわば大変な時期における日本専売公社というもののあり方であらうと思ひますので、まさに各方面の意見を聞きながら、これに対応をしていかなければならぬ課題であると思つております。

それからいま一つは、財政再建の展望のないままに、五十八年度予算編成のため各方面から財源を調達した中の大きなウェットを占めるこのたばこの繰戻しという臨時的な支出に際して、できるだけ公債を減らしていこうという考え方からお願いをしたものでございまして、私は、言つてみれば一つには取りやすいところから目をつけて取つたのじゃないかというような御指摘については、それはそれなりに私も痛みとして受けとめなければならぬことであるわけでありまして、この価格改定自体は、総裁からもお答えがございましたように、いわゆる専売物資であるということ、そして五十五年以来の物価の上昇率等々から考えてお願いしたわけでありまして、御指摘について痛みと申しましようか、それは私も十分感じて

おる、問題点として認識をしておるというふうにお答えするのが正直であると思ひます。

○柴田委員 最後に、総裁にお聞きしておきますが、昨年私、この問題も取り上げて前総裁にお聞きいたしましたときに、いわゆる公社のあり方、経営形態の問題ですね、私の記憶に間違いがなければ、あくまで専売制度、公社制度というものを残したい、こんなふう聞いておつたわけでありまして、国民のサイドから見ても、消費者の立場に立つて、公社のあり方としてはこれが一番最善の方法である、こういったものがあなたたちの方にあると私は思ひますが、ひとつ率直に御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。公社のあるべき姿として具体的にこういう形が最善である、最も望ましいという答えを私どもも完全に持つておりません。しかし、どういふ方向でこの問題と取り組んでいるかということをお答え申し上げることによりまして、われわれが一体どんなことを考えているかということが、ある程度おわかりいただけると思うのでございまして、いま、率直に申しまして、私どもの置かれてある立場は大変むずかしい立場にございまして。アメリカとの競争はますます激化してまいります。私どもの経営はおかしなことになりますと、先ほど大臣もおっしゃいました十萬四千戸の葉たばこ耕作農家も二十六万戸の小売店もおかしくなつてしまふわけでございます。日本のたばこ産業は二兆六、七千億の売り上げ、そして関係する人員が百万を超えるであろうと言われていた相当な産業集団でございまして、その中核に位置しておられます私どもが、厳しい環境の中で、どうしたら生き抜いていけるかということを中心に将来のあり方を求めていきたいと考えております。

私どもの経営の合理化等も、従来相当な努力はしてきたつもりでおりますけれども、もっとも進めなければならぬと存じますし、それから、仕事の性質上何でもできるというわけにはまいりませんが、事情の許す範囲内では、もう少し

多角的な経営等も考えていきたいと考えておりますが、要は、将来生き抜いていけるような企業体質に持つていきたいというふうに考えている次第でございます。

○柴田委員 これはくどい質問になるかもしれませんが、生き抜いていく体質ということですが、それを具体的にいまここで述べられるようなことがありますか。それ以上のものはありませんか。どうですか。

○長岡説明員 率直に申しまして、まだ現在、具体的にこういう経営形態というところまではいつておりません。ただ、臨調の答申は、過渡的な姿として特殊会社に移行する、そして将来は完全民営ということが一応答申として私どもに示されております。ですから、それを念頭に置きまして、ただ、非常に急激な変化等が行われた場合に、先ほど申し上げましたような巨大な産業集団である私どものたばこ産業の各方面に摩擦あるいは悪影響等も出ないとも限りません。

そういうことも考えますと、現実的な方向としては、そういう点も十分に考慮して、はつきり申しまして、どこかの部門に非常にしが寄つたりして、その犠牲のもとに一つの新しい方向へ向かつていくというようなことは、やはり許されたいではないか。理想の姿はいろいろございまして、うけれども、現実的な解決策としては、そういった各方面に与える影響も考えながら、将来の方向を求めていかなければならないのではないかと、いふふうに考えております。

○柴田委員 どうもありがとうございます。これで結構でございます。大蔵大臣、いまあなたも痛み入るとおっしゃつたわけですが、今回のこの措置、これは専売納付金の問題だけじゃありませんが、要するに、五十八年度の予算編成のあり方というものを、五十八年度の予算編成のあり方として、一般会計の規模を前年度から実質マイナス三・一％に切り込んだ。だから行政改革を行ったのだ、あるいは国債

発行額を五十七年度補正後予算より一兆円減額したことで財政再建に取り組んだ、こういうふうな宣伝をいたしております。

しかし、この予算の実態というのを見てまいりますと、後年度への負担のツケ回しと、いわゆる財政再建、行政改革、こういった問題は先送りをしていくわけでありまして。たとえば国債発行額、これは五十七年度当初予算から二兆九千億円でふえております。また、赤字国債の発行は六兆九千八百億円で、五十七年度の当初から三兆五百億

円もふえております。また赤字国債は、政府の財政再建の指標であった中期財政展望の五十八年度発行予定額一兆九千六百億円で比しますと三・五六倍にもなり、これは財政再建を大きく後退させております。

特に、見せかけの歳出削減と後年度へのツケ回しはひどい。その内訳は、一つは、いろいろ御議論になりました国債整理基金への定率繰り入れ停止による国債費の減額は一兆三千九百七十三億円、これは予算規模の縮小、そして将来の赤字国債の借りかえに迫り込むのではないかと憂慮されるわけでありまして。二つ目には、老齢福祉年金の不足分を国民年金特別会計から借り入れて補てんをいたしております。これは、一般会計へまた返済をするために、実質的には赤字国債の増発である。これは三千八百八十億円ですね。あるいは防衛費の新たなふえた後年度負担分、これがツケ回しになります。九千五百九十九億円。でありますから、見せかけの歳出削減とツケ回しの合計は二兆六千二百十二億円にもなるわけでありまして。

さらに、御都合主義の財源対策による歳入の水増しと先取り分は、財源あさりとは言えないわけでありまして。その内訳の一つが、先ほど来議論をいたしておりますたばこの値上げによる増収分の納付二千二十八億円、電電公社の臨時納付金の五十九年度分の先取り千二百億円、中央競馬会費立金の一部取り崩し五百億円、補助貨幣回収準備資金の取り崩し一兆一千六百三十三億円、外為特別会計からの繰り入れ四千六百億円、自賠責再保険特

別会計からの繰り入れが二千五百六十億円、あへん特別会計からの繰り入れが十三億円、これら歳入の水増しと先取り分の合計は二兆一千九百六十四億円となります。また、このうち自賠責特会とあへん特会とは返済が必要のために、二千五百七十三億円は実質赤字国債の発行と同じことになる。これは借金である。このように考えるわけであり

ます。以上のように、五十八年度予算というのを見てまいりますと、財政体質というものを政府が本当に努力をして変えたというものではありませ

ん。とうてい行政改革や財政再建というものを推進したものとさえ言えないわけでありまして、ツケ回しと問題の先送りによって、泥縄式に予算をス

ピード編成したものではない。まさに羅針盤のない、あるいはかじのない船が航海に出たのと同じようなことである、こういうふうに見えるわけ

であります。本当に財政再建の根本を踏まえ、あるいは行政改革の展望というものを踏まえて予算編成をなされたものではないというふうに私は考

えるわけでありまして、痛み入るという言葉もあ

ったわけでありまして、どうなんでしょう。か。○竹下国務大臣 いまの予算がいわゆる対前年度比のマイナス、そして補正後における一兆円減額、そういう点から説き起こし、定率繰り入れをやめた、また年金会計からの調達、電電、たばこ、競馬会、補助貨幣回収準備金等々、御意見を交えての御指摘でありました。

確かに、私は、二年ぶりに帰ってまいりました。さまたま変わりだ、こう感じておりますのは、要するに、五十四年度の経済運営を決算面から見

た場合に、結局、大量の公債発行というものが日本経済に対する財政の一つの対応力としての効果を

示したおおむね終期ということが結果的には言えるんじゃないか。したがって、そのときに一兆

八千億円でありましたか出すべき国債を出さなくて済んだ。決算面では減額とも申されるで

あります。そして、そのことがむしろ五十五年年度の経済運営、その中に占める財政というもの

からして、いろいろ御批判を賜りながら四百八十億といういわば剰余金が出た。そのところま

でを、私は、言ってみれば、ある種の公債政策というものが示した財政の対応力の集積というもの

のあらわれであったかな、こういうふうにいる

す。そうして、今度帰ってまいりますと、確かにその後税収不足、歳入欠陥、これはやはり政府が当

初意図しておいた財政再建というものが根本的に考え直さなければならぬ状態に立ち至ったの

は、これは世界経済のある意味における同時不況、不透明感、こういうものであったと思うので

体質から脱却し、さらには公債依存度の引き下げに努めるという考え方を基本的に持ったわけですから。

そうして、その進め方ということになりますと、まず第一には、歳出面におきまして、いわば従来の既存の政策、制度の中においてかなりぜい肉を切るような努力は続けてこられたと私は認識しておりますので、それを一歩進めて、今日の情勢のもとで、これは一体財政が関与すべき分野であるかどうかというので、行財政の守備範囲を見直すと同時に、しよせん負担する者も国民、受益者もまた国民という考え方の上に立って、両面におたる見直しを一層厳しくやっていこうということで、財政改革の実現をこれから努めていこうということにしたわけですから。そうして、そのような努力を背景として初めて、歳入面におきましていよいよ公共サービスの確保は国民の負担によつて裏づけられるものであるという基本的な考え方に立って、公平、適正な税制のあり方について今後とも検討を行おうという形でもって進め、そうして五十九年には、努力目標として定めましたが、できませんでしたということを明瞭にして、今後その審議の手がかりともなればというところで、いわゆる七五三の財政の中期試算というものを提出して今日に及んでおる。

だから、初めから、このようなものが今後財政改革を進めていく上の、いまおっしゃいました海図でございまして、いかうものが確たるものを出してできる環境にないだけに、そういう考え方の中に、これから国会での御意見なりそして各方面、財政審議会等々の意見なりを聞きながら、財政改革というものを本格的に進めていく、その考え方の出発点が五十八年度予算編成であり、そしてそれを御審議いただくこの国会であるというふうな位置づけにしていくなければならぬ。

こういうふうな長々と述べましたが、実りなき答えと感じられるではなからうかとも思いますが、誠心誠意お答えをいたしたわけでありませう。

○柴田委員 余りよくわかりませんが、奥歯に物

がはまったような言い方でございまして、いずれにしても、今後財確法の法案審議もありませんので、それについては一遍じっくりとやります。

次へ進みますが、減税問題ですが、これは、実はきのうの予算委員会でも思っておりまして、時間の都合でできませんでした。

御案内のように、与野党合意を受けまして政府見解が出され、大臣も、本会議あるいは予算委員会、当委員会等いろいろなお述べになつておられる。減税の考え方、先ほどもお話がありました。六年間減税がなされなかったということである。増税である。国民の税に対する、いわゆる不信感、不公平感というのはますます広がっている。それで、本来ならもうすでに五十八年度の当初予算でこの問題が予算措置をされておつてしかるべき問題である、こういうふうな私どもは考えているわけでありまして、とにかく政府の姿勢というものは、いままでは、予算が余つたら、剰余金が出たら何とか考えましようという考え方が残つたかと思つて、だから、私は、いづれにいたしましても政府見解が示されたわけでありまして、この問題についてはそれ以上のことを申しませんが、ただ一つ言えることは、要するに、この所得税あるいは住民税の減税の実施というのは、やはりあの政府見解を受けて、今後とも、今日以降政府が最優先する政策課題の一つである、こういうふうな私は受けとめたいわけでありませう、その辺どうでしょう、大臣。

○竹下国務大臣 衆議院議長見解、そして、それに基づきますところの各党合意、いや、言い方によりましては、各党合意、それに基づきます議長見解と申した方が適切でございませう。これはやはり政策の優先課題の一つだ、これは当然そう受けとめるべきであると思つております。それは素直に肯定をいたします。

○柴田委員 それで、あと一つ、この問題に関連をしまして御質問をしていきたいと思つてますが、これは、昨年末の本委員会においても私は取り上げさせていただきました婦人パートの非課税限度

額の引き上げの問題であります。

私どもの方で積算をいたしたわけでありませうが、奥さんのパート収入は、御案内のように、いま七十九万までが非課税限度であります。これを越えた場合に、どのような負担増になつてくるのか、これは標準世帯で御主人の収入が四百万円である一つの仮定を置いて計算をしたわけでありませう。その場合、まず非課税限度ぎりぎり、奥さんの収入七十九万円の場合は、税負担が住民税を含めまして二十八万七千円になります。ところが、これが八十万円になった。これはもう課税限度額を超過するわけでありませう。その場合には、配偶者控除が受けられなくなり、奥さんの税負担を含めた税負担の増が三万五千円、それから御主人の被保険者のあれから外れるわけでありませう。だから、奥さんが国民健康保険料を払わなければならぬ。これが一万三千円。それから当然家族手当が受けられなくなり、これが大体標準の月一万二千円といつたしますと、年間十四万四千円、合計十九万三千円。つまり、七十九万円のベースの税負担二十八万七千円プラス十九万三千円になります。それから、これが九十万の場合には、同じく税負担の増が四万五千円、それから健康保険料の支払いが一万九千円、それから扶養手当のカット分十四万四千円。それから、これが百万円になりますと、税負担の増が五万九千円、健康保険料が二万四千円、家族手当カット分が十四万四千円、合計二十二万七千円。百二十万円の計算をいたしますと、税負担の増が八万六千円、奥さんの健康保険料の支払いが三万六千円、扶養手当のカット分が十四万四千円、合計二十六万六千円、こういう計算になります。

そこで、手取り収入を計算してまいりますと、ちょうど七十九万円を超え、つまり八十万万円を超えて百万円までは手取り収入が減つてくるわけですね。七十九万円までは働いておつた方がよいということになります。八十万万円を超えたと手取り収入が減る、これが百万円でありませう。そして、百万を超えたとところで百二十万のところへくれば手取り収入がふえてくるわけでありませう。こういった一つの、一定の前提を置いてありますが、私は試算をいたしたわけでありませう。

そこで、現実には現在の産業あるいは社会とか、いろいろなそういう構造を見てまいりますと、やはりパート収入月十万円、年間百二十万、それが無理なら、せいぜい百万までくらいは非課税に持つていくべきじゃないか。こういった一つの試算をしてみて、私は、そこに一つの大きな根拠を見出したわけでありませうが、今度たまたま所得税の非課税限度額が引き上げられる、それを税調に審議をお願いする、こういったことになると思いますが、あわせてこういった矛盾点というものも解決するために、大蔵大臣としても何らかの対応をしていただきたい、こんなふうに私は考えているわけですが、ひとつ率直な御意見というものを伺いたいと思つておる。

○竹下国務大臣 これは、前回の国会でも御質問があつたものに、さらに新たなデータを整理しての御意見を交えた御質問でございませう。

御案内のように、五十六年度の所得税法の改正で二十万から二十九万に上げておりました。そして、給与収入ベースで直しますと七十九万円という限度になつております。現在の所得税の控除体系の中では、バランスを考えればまさにぎりぎりの引き上げ幅であつたわけでありまして、長期的な問題としてはともかく、現行の所得税の人的控除の諸体系の中ではぎりぎりだというのが前回お答えしておつた限度でございませう。

そこで、新たな政策課題というものを背負い込んでいただければといたしまして考えますならば、税制調査会において幅広い観点から検討をしていただいて、減税実施のために真剣に取り組むわけですが、この審議の中で、税制調査会ですから、私どもがこれを審議してくださいと言ふべき性格のものではないにしまして、恐らく検討されるものではないかというふうな考へておるところでございませう。

○柴田委員 検討されるべきものではないかというのではなくて、当然それは税調がやられることであるから、大臣はそういうお言葉がもしあれば、やはり所得税の課税限度額の引き上げというものが当然審議の対象になれば、所得税減税ということになりますから、パート減税についても同じような観点で議論をされてしかるべきである。そして、大蔵省としても、それについてきちっとした対応というものを図っていかないわけにはいかない、こういうことを私は申しているわけでごさいます。その辺どうでしょうか、大臣。大臣の答弁を聞いて、これで終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 私は、税制調査会に対して恐らく検討されるべき課題ではないかというふうにお答えいたしましたのでございしますが、税制調査会においては当然のこととして、与野党の合意に基づいて国会でもらうもの議論をされたことは念頭に置かれるはずのものでございしますので、いま御指摘のような問題につきましては、検討の対象に十分なり得ると思われるというふうに理解をしております。

○柴田委員 じゃ、これで終わります。

○森委員 米沢隆君。

○米沢委員 いまわが国の財政の現状を見ましたときに、税制の基本的な見直しというものは、好むと好まざるにかかわらず避けて通れない緊急の課題となっております。確かに、五十一年度以降租税特別措置の精力的な整理合理化が図られ、すとも、各種の税目についても課税対象、課税標準、税率等の見直しが行われて今日にきております。特に五十六年度におきましては、現行税制の枠内での徹底した見直しという観点から、相当規模の増収措置が講じられたところであり、す。しかしながら五十八年度の税制改正につきましては、税負担及び税体系のあり方を抜本的に検討する環境が十分整っていない等の理由によりまして、税制についての基本的な見直しは見送らざるを得ないとして、大変小規模なものにとどまっております。

ております。

御案内のとおり、歴年の税制改正の規模を見てみますと、平年度の金額であります、五十四年度が六千二百七十億、五十五年が三千九百二十億、五十六年が一兆五千四百四十億、五十七年が三千四百八十億、五十八年度は大体例年の十分の一から、五十六年に比べたら約五十分の一ぐらいの規模の税制改正しか行われておりません。私も、何も増税を望むものではありませんけれども、税制調査会におきましても、この点について種々議論があったと言われますし、税制調査会長の小倉さんも、昨年暮れの税制改正で中小企業の実態調査強化措置の徹底を行おうとしたがだめだったと言われるように、小規模にとどまるという点に關して、税調の中でも異論があったやに聞いておるわけであり、す。

そこで、まず大蔵大臣に聞きたいのであります、このような小規模におさまらざるを得なかった背景と事情について御見解を承りたい。

○梅澤政府委員 大臣がお答えになります前に、ただいま委員が御指摘になりましたように、昭和五十一年代に入りまして、特に五十一年度以降、財政的規模それから税制の事項別に見ましても、逐年相当規模の税制改正をお願いしてまいりました。五十二年度は、課税最低限の引き上げも行われておりますのであれでございすけれども、連年ほとんどの年につきまして、相当額の増収措置をお願いしてまいりました。

ところで、五十八年の税制改正、ただいま御審議をお願いしております内容を見ますと、少なくとも税収の規模といえますか財源の規模では、五十年代に入りまして非常に小さな規模のものでございす。この点につきましては、五十八年度の税制改正を御審議願います税制調査会での御議論の中でも、いろいろ御議論がございしました。ただ、結果的に、答申にも指摘されておりますように、昭和五十年代以降ほとんど毎年にならって既存税制の見直しを行ってまいりまして、五十六年度特に総洗いの税制の見直しを行ったという背景がまずございす。それから、何よりも、五十八年度の予算編成に当たりましては歳入の徹底的な削減に努力する、その意味で、税財源を調達するということから、その意味で、税財源を調達する、と、むしろ税制のサイドから言いますと、既存税制の中での適正あるいは公平なという観点からの見直しに重点を置くということ、五十八年度の税制改正の内容が策定されたという経緯がございす。

もう一つ、税制調査会の答申にもございすように、既存税制の見直し、ほとんど現在では限度にきておるわけですが、さばらばらとして、五十八年度の予算編成のたてまえからして、現在の税体系を五十八年度の時点で抜本的に見直すというところは、税制調査会としてとらないというところが答申にも述べられておまして、そういう経緯を踏まえまして、五十八年度の税制改正は、どちらかと言えは、内容的にはあるいは財源の規模から申しますと、五十年代に入りまして非常に小さな内容のものになっておるということでございます。

○竹下国務大臣 税制調査会の答申にも使われております文言でございすが、「政府において歳入削減を中心とした予算編成を行う」との方針がとられていす。すなわち、まずは切ろうということからいたしまして、いわばマイナスシンリングの状態から予算編成に入つていったということが背景にまず一つはございす。それから、五十六年度の税制改正に当たりまして徹底した見直しを行つて日なお浅いということが、二つ目にはあるうかと思つております。それが規模そのものから見ると小さくしておるというふうに言えることとありす。

したがって、基本的な見直しは見送つて今後の課題とされて、そうして厳しい財政事情のもとでアクセントがついておる。あえて申し上げますならば、中小企業の基盤強化と住宅建設の促進等に資するための措置がとられたというのが、規模と別の一つのアクセントではないかな、こういうふうには御理解いただければと思います。

○米沢委員 確かに、臨調の増税なき財政再建というスローガンもおりておりませんし、あるいはまた、歳出カットに力を入れるという形での予算編成であったという事情はよくわかりますが、実際本音のところ、ことしは参議院選挙もありすね、衆議院選挙もひとつとらああるかもしれない、こういう情勢の中で、あれだけ税外収入についてはかき集めておきながら、税制の基本的な見直しを行つていないというところは、これは選挙後にすて先送りしたんじゃないか、あらしの前の静けさではないかと言ふ人もおるのであります、真意はそういうところにあるんじゃないですか。

○竹下国務大臣 だれしも、増税という言葉からくるイメージというものを好む者はおられません。しかし、それは、そのときの選挙に有利不利という状態でもって税制調査会のような各界を代表していらつしやる方は必ずしもお考えにならぬではなからうか。私もバツをつけておりましたし、委員もまたバツをつけていらつしやいますと、考え方がとかくそういう方向に行きがちであるというところを否定するものではございせん。

○米沢委員 税制調査会が選挙があるとかないとかでその判断は出さないと申しますけれども、しかし、自民税調もありすし、大蔵大臣もおられることとありますから、何となく言いつらい面も出てくる、それは実情としていま大臣が認めていただいたようなわけでありす。

そこで、「エコノミスト」の二月八日号の記事の中で、たとえば「大型間接税導入のムードが高まってきた」といふのが、政府税調としてどう対処しているのか。という御質問に対して、会長の小倉さんが「大型間接税導入、直間比率の見直し」といふ世間は何やら騒いでいるようだが、そう簡単にできることではない。「前回の大平内閣当時の一般消費税導入のさいより、よりいっそう厳しいものになつてきているのではないか。五十九年度、大型間接税の導入は困難というのが、私の現時点での

印象だ。こう述べられております。

それからまた、自民党の税制調査会長の村山先生も、五十九年度導入というのにはむずかしいだろうというふうな見解を述べられておりますが、再再聞いて本当に恐縮でありますけれども、大蔵大臣の予算委員会並びに大蔵委員会等での御答弁を聞いておる限り、五十九年度に大型間接税導入はないかとの問いに対して、はっきりそんなことはないというふうにとれない節々が見受けられるのであります。ひょっとしたら五十九年度大型増税があるかもしれないという懸念が払拭できないのであります。この小倉さんの御見解あるいは村山さんの御見解等に関連して、大蔵大臣の御見解をちょっと聞いておきたいと思っております。

○竹下国務大臣 私の言葉が拙劣であるのか、あるいは論議するマスコミの方々の取り方がいかにないのか、その議論は別といたしまして、いわゆる客観的な事象の推移で申し上げますと、五十四年当時というのは、確かに、直間比率の見直しとかいう言葉を使えば、もういわけの一般消費税をやるのではないかと、こういうふうにとられました。ただ、その後の税制調査会の中期答申では、課税ベースの広い間接税は今後の検討課題とされて、そして五十六年度、五十七年度、五十八年度の見直しに今後検討課題においても、税体系の見直しとして直間比率の見直しを検討すべきである、こうなされておる。いわば権威ある諸機関で広く議論の組上った上という意味においては、かつてと比べれば、確かにこの幅広く勉強する上での環境は整ったな、こういう感じを率直に持っております。

しかし、私も、現在いわゆる大型間接税というものを念頭に置いて検討を命じたり指示したり、こういう状態にはございません。そして、確かにこの税制の理論から申しまして、付加価値税は経済に中立的なものであるとかいう議論も存在をしますものの、いま既存の税制というのは、こ

れは、それぞれの国によって長い間の国民の選択の集積が現行税制として出ておるものでございまして、大きな変化というものについては理解をいたしたくためのかかなりの時間がかかるもの、これは当然のこととてでございます。

したがって、私は、あえて感想を述べてみるとおっしゃいますならば、お二方の「エノミスト」に対する論文というのは、それぞれの考え方を代表して申されておる認識として受けとめるべきではないか。だから、大型間接税をやりますなんて言えるような環境ではないと私は理解しております。

○米沢委員 御案内のとおり、いま所得減税が大きな問題になっておりますが、村山税調会長なんかの議論の中には、大型増税をやるならば所得減税も同時に行われねばならぬだろう、こういう御見解ですね。

後で、所得減税について財源論を御質問いたしたいと思うのですが、大蔵大臣は、所得減税と大型間接税との絡み合いのものを最終的には重視する立場なのか、それとも、無関係に所得減税の財源を考えたという立場なのか、はっきり御見解を示してもらいたいと思っております。

○竹下国務大臣 これは非常に適切な表現をいたしておきまして、「相当規模の減税を実施するための財源を確保し、所得税及び住民税の減税についての法律案を、五十八年中に国会に提出する」ということが合意されておる。そうならば、まさに財源の確保ということとは重大なポイントになるわけでございます。既存の法律等に基づく施策というものを全部が全部なか否定してかかれものではないというところになると、その財源というのをネグって一方的に減税のみを論ずることはできない。ただ、所得減税をするために、ある種の精神的財源としての大型間接税を意識しておるかとおっしゃいますと、それはそれ、これはこれとしてやはりまじめに対応しなければならぬというふうに思っております。

○米沢委員 さきの質問でも申しましたように、

所得減税に関してちょっと具体的にお尋ねしたいのでありますが、御案内のとおり、議長見解も出され、官房長官の見解も出された。現在このところ、政府は所得減税について責任を負った形になっておるわけですか。

そこで問題になりますのは、何といひしても財源の問題でございます。昨年与野党で小委員会等もつくっていただいて、必死になって財源を探していただいたにもかかわらず、結果的には財源がないということでありまして、急に所得減税をやるという手野合意ができたとしても、そう簡単に財源が出てくるわけのものでもありませんし、また、ずっと出てきたらおかしいものものだという感じもするわけです。そこで、今後誠意を持って所得減税の財源を探していただくのは、まさに今度は政府の番でございますけれども、今後財源探しの段取りは一体どういうことになっていくのか、ちょっとお聞かせいただきた

い。

○竹下国務大臣 これは、私も国会等で議論されたこと等を税制調査会で広範な角度から議論をしていただくというのが基本的考え方でありま

す。そこで、そういう今後の税収の見通しというものが、ある程度立たなければならぬということになると、五十七年度の決算が確定するのは七月というのが一つのめどになって、五十八年への展望というふうな作業が行われていくのではないかな。ただ、いま米沢委員もいみじくもおっしゃいます。ただ、もうおれたち知らぬから政府だよ、そうはいきませんので、やはりいままで専門家の方でいろいろ議論をされたことの経過は念頭に置かなければならぬし、置くべきものであるし、そして私も、それはお一人お一人様を追つかけてでも、それは私的な相談と言っていたら結構でございますが、そういうところではいろいろな知恵をちょうだいしなければならぬではなからうかと

いうふうに考えております。

かわり合うとろくなことはないというのが野党の本音だと思ふのです。特に、減税というものが期の途中に出てきた場合には、新しい財源をどうするかという議論でむずかしくなるのは必至ですけれども、最初から予算を組むときにわれわれに預けてくれたら、一兆円ぐらいの減税なんかちゃんと入れてあげたのだと私は思うのです。しかし、予算編成のときには無視されて、またこういう形で期の途中で財源をどうするかという議論になりますと、これはもう頭のいい大蔵省とか政府の皆さんが考えてくれないと、われわれはかわり合うとろくなことはないということでございます。それから、大臣、ぜひそちらの責任で財源を探してもらいたい、そう思うのでございます。

そこで、八三年度中に減税ということになりますと、早ければ早いほど景気にはいいのであります。最終的には十二月の年末調整ということになると思ふ。しかし、先ほどから言っておりますように、これは選挙の年です。ですから、七月に税収の見通しが立つてからの議論となりますと、どうもすべて選挙が終わってからのことになりまして、またその財源がないということと逃げを打たれる可能性があるので、か、そういう心配をわれわれはしております。か、そういうことはありませぬ、大臣。

○竹下国務大臣 そんなことをいたしますと、二度と再び政権の座につくことはあり得なくなりま

す。私は、いまの御意見の中で、いささか友情を含めてお願いするとして、頭のいい大蔵省や与党考えろと言われても、やはり頭のいい人には相談するという姿勢をとるべきである、こう思っておりますので、逃げられては困るというふうな表現は適切でございませぬが、今後ともいろいろな御教導をいただきたいと思ふ。

それで、選挙、選挙とおっしゃいますと、確かに参議院選挙はこの六月の二十六日でございます。か十九日でございます。か十二日でございます。か、私が決めることではございませんが、まあそういうのが一応はありますが、私どもの任期はまだ来

年でございまして、それこそ大変なことになってはいけませんので、知恵をかりていただきたいと思っております。

○米沢委員　そこで財源の問題ですけれども、方法としては、自然増収あるいは歳出カットで捻出するとか赤字国債を増発するとかあるいは増税、既存の税目を見直すあるいはまた新税を導入する、この四つぐらいしか方法はないと思うのです。予備費二千億を削す、崩さないという是非は別にいたしまして、四つの財源しか実際は見つからないわけですね。それもこー、二年で金額として確定に調達されるという財源でなければ減税はできません。また、その規模にもよるのですけれども、二階堂幹事長がおっしゃいますように、景気浮揚に役立つ、相当規模となれば常識的には一兆円以上の規模、こういうふうな理解をするわけでありまして、そういう意味では、一兆円の規模の減税を先ほど言いましたような自然増収、歳出カット、赤字国債の増発、増税、この四つの組み合わせ等で調達しなければならぬ、こういうことになると思っております。

そこで、この財源調達の中身の問題であります。まず自然増収は本当期待できるものであろうか、こういう問題でございまして。今回の予算におきましては、五十六年度、五十七年度の実績にこりまして、かなり厳しく税収見通しを立てられました。そして税収の伸び率を補正後で五・九%増、弾性値を一・〇五、そして三十二兆三千五百十億というものを税収として見積もられたわけでありまして、いま盛んに言われておりますのは、原油価格が下がるからかなりいいだろうとか、あるいは円高基調がこれから定着していくであろうから円高差益が出てくるだろう、新聞の記事ではありませんが、こういう神風に乗って自然増収を待ち望むという姿が現実にあるのですが、大蔵省として、原油価格の値下がり、円高基調の定着等がどういふかところで企業の収益に結びついて、景気の波及効果も手伝って法人税収が上がることをどう期待されておられるのか、大臣に見解を賜りたい

と思っております。

○竹下国務大臣　この減税財源については、確かに特例公債を軽々しく念頭に置いてはならないものだ。この問題につきましても、まさに特例公債そのものの増発というのが金融市場に及ぼす影響、それは、むしろある意味において景気の足を引っ張る結果にもなるということもございまして、したがって、これからそれこそ衆知を集めて御議論をいただくところでございまして、いま米沢さん、かなり具体的に原油価格、円高基調等々のお話がございましたので、正確を期しますために主税局長からお答えをさせていただきます。

○梅澤政府委員　五十八年度の税収見積りにつきましては、ただいま国会で予算審議をいただいておりますので、五十八年度の税収が今後どういふ展開になるのかという問題につきまして、昨今の原油の引き下げとの関係でどう考

この問題につきましては、当然のことながら、税収というのは実体経済を反映するものでございまして、一体、実体経済がどういふ展開になるのかということもございまして、私ども、まだ経済企画庁等と詰めた議論をしておるわけではございませんけれども、最近各方面で言われておりますように、たとえば原油が一〇%下がった場合にどうなるのか、何ドル下がったからどうなるという、そういう一義的な前提だけでは、実体経済がどういふふうになるのかというところは、なかなか判断しにくい問題があるわけではございます。

それは、たとえば円相場の問題は当然でございまして、たまたま円相場の問題は当然でございまして、国内経済的に見ましても、製品価格なりサービスの価格展開が一体どうなるのか、その前提の置き方によりまして、時期的にも、それから波及してくる効果のあらわれ方も非常に違ってくるわけではございまして、少なくとも現時点で申します限り、実体経済にどういふ効果が出てくるのかというところを計量的に一義的に示されて

いることはないわけではございまして、特に御理解願いたいのは、さらにそれが税収、

これは法人税収に特に典型的に言えるかと思うのでございまして、それにどういふあらわれ方をするかという問題になります。年度内の税収というものは、法人税は各法人によりまして決算期がまちまちでございまして、したがって、実体経済のあらわれ方と税収にあらわれてまいりますタイムラグというのはいかなるのかがございまして、たとえば第一次オイルショックの場合を例にとりまして、原油の値上がりは起こりまして、わが国の法人税収に顕著な傾向があらわれたのが大体十

四、五ヵ月後でございまして、第二次オイルショックの場合は、さらにそれが数ヵ月ずれておるわけではございまして、逆に逆になるのかどうかということは問題でございまして、いずれにしても、その税収面に顕著にあらわれるということが仮にあるといたしまして、それはかなり時間的なずれを見込んでおく方が安全ではない

か。そういったしますと、なおさらのこと、現在の時点で法人税収にどういふ影響が出るかということ計量的に責任を持って明確に申し上げられる段階にはないということではございまして、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

○米沢委員　確かに、原油の価格が今後どういふような推移をたどるのか、あるいはまた為替相場が、昨年の例を見ましてもかなりでございまして、そういうことがございまして、計量的にはつかまえにくい問題かもしれないが、参考までに、経済企画庁の方からおられると思ひます

が、たとえばドルが二百三十円前後で維持されて原油が四ドル下がったとすれば、どの程度経済に影響を与えるか。いろいろな前提があると思ひますが、その前提も踏まえて、一応参考までに聞か

していただいたい。

○丸茂説明員　ただいま大蔵省からお答えがございまして、原油が下がりました場合に日本経済にどういふ影響があるかという点につきまして、計量的に把握することは非常にむずかしい問

題でございまして。もちろん、原油が下がりますと交易条件が改善するといふようなことがございまして、またより直接的に、国内の物価がそうでなかった場合よりは下がる方向に働く。また企業にとつても収益がふえるといふようなことで、全体としてみましても、日本の経済にとつて、また経済成長にとつてプラスであるといふことは言えるわけではございまして。

ただ一方で、それがいま御指摘のたとえば四ドル下がった場合にどうかという仮定を設けての御質問でございまして、その場合におきましても、原油価格の低下によりまして、産油国の所得が当然でございまして減る。それがどの程度先進国、特に日本の産油国向け輸出にはね返ってくるかというふうなことがございまして、一義的に、四ドルの低下あるいは御指摘のようないくらで推移した場合にどうなるかというところは、数字的に申し上げることは大変困難でございまして。

○米沢委員　原油が下がる、円高基調が定着する、何となく自然増収になるけれども計量的には把握はむずかしい、こういうことになりまして、それともかなりずれた段階でないとわからないということになりますと、財源という意味からは、自然増収はある程度の期待はできたとしても、これぐらいの期待ができるということになり

ません。残された財源というのは、歳出カットあるいは増税があるいは赤字国債の増発かということになるのですが、歳出カットも、ここの予算はかなり圧縮した形で組まれたわけですから、その上もう一回歳出カットをやると簡単に言っても、金額的にはそう出ないだろう。増税も、先ほどの議論の中でそう簡単にできない。こうなりますと、今度は所得税減税の規模に関係するのです

ね。

そこで、予備費を約二千億、あるいはまた歳出カットを一千億から二千億、そして自然増収に期待をかけて何ぼか、足していきたいと思いますと規模全体が、もし財源が見つかったとしても一兆円をかな

り下回る規模にならざるを得ないわけですね。しかし、二階堂幹事長がおっしゃった景気浮揚に役立つ相当規模となると、やはり一兆円前後でしょうから、その差額を赤字公債で埋めるか埋めないかという選択は、規模に大差関連してくる問題だと思ふのです。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

大蔵大臣は、安易に赤字国債増発に頼るのは問題だと言う。確かにわれわれもそう考えますけれども、規模をある程度達成しようとする、先ほどの自然増収もそう簡単にいかない、歳出カットもそういかない、増税も簡単にいかない、やはりある程度赤字国債をプラスして一兆円規模ぐらいを確保するという事にならないと。だから、赤字国債を絶対に発行しないというかたくなな態度ではなくて、場合によっては規模との関係である程度増発せざるを得ないであろう、そうでないと、所得税減税一兆円ぐらいの規模は調達できないわけですから、そこは大蔵大臣、赤字国債をすべてだめではなくて、ある程度は考えられることもあり得るというふうに言ってもらいたいのですが、いかがですか。

○竹下国務大臣 この景気浮揚に役立つという言葉でございます。ここがやはり政党の責任者の方の言葉としていっていただきたいと思います。いわゆる計量的にそれを言わないで、概念的にこれをとらえていらつしやるところがやっぱりだんだん思うのであります。私も、ああいうふうに思ふにたいていと思ひます。

したがって、事ほどさように、偉い人の会合でも計量的な表現でなく、そういう概念的な表現になつておるところが、ある意味において政党政治というもののかな、したがって、やはりこれを受けつてわれわれが対応していくことになりますと、本当に各方面の意見を聞きながら、これに對処していかなきゃならぬ。

ただ、赤字国債の問題についての御議論でございしますが、實際残念でございすけれども、二月債は休債をせざるを得なかった。公債発行という

ものの受け入れる側からいへば、許容限度額というものの見合ひで決まるものであります。ただ、それが金融市場に金利上げとかそういう影響をもたらして、まさに民間に対する金融の立場からするところを防げるような状態になるという事は、結果として、景気浮揚に役立つという逆現象というものを考えなきゃならぬという意味において、確かにここで言明するような性格のものではないではないか。いまま貴重な意見をお聞かせいただいておりますが、まさにこれから意見をお聞きに参りますので、それなりの御教示を賜つて、その偉い人の合意というものをこたえていく努力を詰めていかなきゃならぬと思つております。

○米沢委員 ということは、偉い人の規模に達成するためにいろいろな方々の意見を聞かねばならぬけれども、最終的には、ある程度の赤字国債の発行を増発せざるを得ないという決断もあり得るというふうな考へてよろしいか、それが第一問。

第二問は、一つ問題なのは、減税のために赤字国債を発行するとかかなり金融事情に影響する。五十七年度の皆さんの財政の失敗で、最終的には補正で三兆九千億前後の増発をするときには余りそんな無理も言わない。そのあたりがどうも僕は感心できないのです。

この二問だけ答えてください。

○竹下国務大臣 赤字国債をもつて減税財源に充てるというふうなことは、可能性の中にも示唆したところや、やはり緩みが生ずる、念頭に置くべきではない問題ではないかと思ひます。

それから、二番目の問題でございすが、御指摘のとおりであると思ひますのは、この増発をすることを補正予算で御決議をいただいた。ところが、その言つてみれば二月債でございすから、補正予算が十二月終わりに通つておるとしますと、十二月を入れても三カ月目にして、いわばシロとネゴが詰まらなかつたという事は、まさに国債の増発の金融市場に与える影響というものが、いまだ影響であるかどうかは別といたしまし

て、やはり来たなと、こういう感じを私は率直に持つておるわけでありま。

私も、そのことをしみじみと感じましたのは、昭和五十四年予算のときにいわば戦後最高の公債依存度になる。そして、戦前をずっと見てみると、四二%に達しているのが昭和二十年、まさに戦争に負けた年でありま。ああ、その近くまでいつておつたのか、だから貸してくる人がなくなる、言いかえれば国債が売れなくなる、そこに一つの壁にぶち当たつた。しかし、神様仏様民間様のおかげで自然増収に救われたというのが五十四年であつたと思ひますので、それだけに、公債発行の金融市場に及ぼす影響というものは、やはり絶えず気にしていなければならぬ。私も、国会に出ますと、日本は貯蓄性向が高いから、もつとやつてもいいじゃないか、こういうような議論がわりに平易に出るわけですが、その衝に当たつてみると、どつこいそういうものではない、こういう感じがつくづくいたしてあります。

○米沢委員 確かにわれわれも、いままう百兆の赤字公債がある、その中の赤字国債の増えんといふことは、非常に大きな影響があるであらうといふことはわからぬわけではありま。ことしだつて、新発債が十三兆三千四百五十億、借りかえ債が四兆五千億、トータルで十七兆八千五百五十億ですから、五十七年度補正よりも逆に一千四百億円ふえる。市中消化分も十二兆二百二十九億だそうですから、五十七年度よりも千六百億上回る。

これがかなり金融情勢にインパクトを与えるといふことはわからぬわけではありま。が、ちよと五十七年度の赤字国債の増発が云々されたときに長期債のレートが上昇したといふことがありますが、そのときも、資本市場からの調達コストは上昇したといへ、企業にとつての資金調達には全休として必ずしも困難化したとは言えないといふようなことが経企庁なんかの論文に書いてありますと、百十兆ある中でプラス一兆が果たしてそん

なびつくりするほどの影響を金融情勢に与えるのであろうかという、素人わかりした説明が僕は欲しいのです。

それから、今度大蔵省も、個人消費というものをふやしていくために、いろいろと措置を考えられておりますが、ちよと古いですが、確かに、昭和五十六年の金融取引量を見ますと、個人の資産が十九兆二千八百八十億ふえた。その中で国債でふやした分はわずかに四・九%ですね。したがって、やはりよつては市中消化等はそうむずかしい。大変な努力は要するかもしれま。が、これを伸ばすことはそうむずかしい相談ではないではないか、こう考へるのですが、その点についての御見解を承りたい。

と同時に、いまま赤字国債が最終的には今年度末で百十兆近くなる。それにプラス一兆円したときに、一体どのような顕著な影響が金融市場に出てくるのか、あるいは景気回復という問題に出てくるのか、詳しく説明してもらいたいと思ひます。

○竹下国務大臣 前段のところでございますが、百兆の中の一兆という觀念、これも、私も政治家でございすからよくわかります。が、また、今度はこの予算編成に對してぎりぎり詰めて、前年度補正後とはいへ一兆減らした。そういう非常に厳しい歳出削減に対する姿勢と、一方、あえてイー・ジ・と申しませんが、百の中の一ではないか、そこが心の持ち方としてはやはり相当な問題になるなという感じを、私みたいな、どつちかと言へば情性に流れやすい性格の者でも、その衝に当たつてみれば、そういう気持ちがあるわけでありま。

そうして金融情勢は、これは一概に百対一だけで計量的になかなか計算のできるものではないと思ひますけれども、やはり今年度の補正における増発というものが、いまま二月債休債という状態の中でわれわれが受けとめる受けとめ方というのは、これはやはり大きな影響をもたらすものではないかな、こういう感じがします。

〔中西(啓)主査代理退席、主査着席〕

それから、民間に持たせたいいいではないか、こういう議論でございしますが、その国債の個人消化というところは私は否定いたしません。ただ、そのところの立場の相違もございましょう。言ってみれば、消化を前提にして考えるのと、できるだけ縮めていかなければならぬという考えの調和点をどこに求めるかというの、なかなかこれはむずかしいものでございしますので、まあ答弁はなつたようなならぬようなお話をいたしました。詳細事務当局に、仮にその面の金融市場に与える影響等についての担当がございましたら、この際お答えすることになります。

○窪田政府委員 残高百十兆の一兆とおっしゃいますが、それは残高でございまして、出す額は先ほど先生おっしゃった十二兆二百億でございまして、その十二兆のところへ一兆のものが加わるわけでございますから、そうでなくても、いま大臣からお話がありましたような消化に苦しんでおる状況でございしますので、これは非常に大変なこととでございます。

○米沢委員 五十七年度の補正予算である赤字国債を堂々と知らぬ顔をして、そんなことはお構いなしに出しておいて、いまだ赤字国債一兆円を出すことが厳しいような話をされるのは言語道断だ、そんなことを言うのは。そのときそのときで都合のいいようなことをばかり言っていて、都合のいいようにみんな理解して、そして、われわれが一兆円ぐらゐの減税ぐらゐだと言ったら死にそうなのを言う。おかしいじゃないか。

○窪田政府委員 五十七年度で三兆九千億増発せざるを得ませんでしたのは、一つは、過去最高の災害がございまして建設国債を五千億出しました。そのほか、歳入の思わざる欠陥を埋めるために、年度の途中でそういう事態になりましたので、やむを得ず緊急避難的にやらしていたわけでございます。私ども、決して国債発行をそんなに安易に考えているわけではございませ

ん。

○米沢委員 金利に与える影響はどうですか。

○窪田政府委員 ことしの三月の分の消化ですが、新聞等にも報じられておりますように、シ団の方は条件、金利を引き上げるように強く言っておりまして、場合によっては事業債と国債とが条件が逆転してしまいかねない情勢になって、いま非常にせっぱ詰まった交渉をしているところでございまして、この上さらにつけ加わりますと、私どもの立場がますます弱くなりまして、金利をもっと上げざるを得ない情勢になるだろうというふうな考えをしております。

○米沢委員 二月二十二日の日経によりますと、「企業の資金需要が一段と冷え込んできた。」「このため都市銀行の中下位行や地方銀行、相互銀行では低い伸びに抑えた一―三ヶ月の貸し出し増加に伴って、大幅に余る可能性が出てきた。また長期信用銀行、信託銀行も長期資金融資の不振が長引き、資金調達利回りより低い利回りの短期貸しがふえたまま、長期貸しへの切り替えがほとんどできないうち、借り入れ需要の停滞は当分続くとの見方が多く」とある。結局金が残っているわけですね。借り手がいないわけですね。

そういう意味では、赤字国債の増発が金利を上げるというの、実態的には非常にインパクトは弱いんじゃないか。

○竹下国務大臣 一つの考え方として、金利の問題につきましても、国債の発行価格が長期プライムに連動するという意味において、それなりに資金需要を圧迫することはあり得る。ただ、いまの時点で言えば、金融は、緩んでおるといって、現は差し控えるといいたしましても、環境はいいと私は思っております。

ただ、そこそこにごさいます一番の問題点は、小委員会におきまして議論等を行いたしまして、赤字国債増発等一過性のものを避けて、減税財源としては本格税制で考えようという経過もございすだけに、私どもは、そこにもポイントを置けば、なおのこと、赤字国債の増発と

いうものを即座に念頭に置いてはならないのではなからうかと考えております。

○米沢委員 われわれも、何も最初から赤字国債をやれとは言っておりません。規模との関係で赤字国債の発行もせざるを得ない可能性もあるかもしれない、そういうときには顧みますと言うておるのでございまして、赤字国債を最初からという議論をしておるつもりはありません。

そこで、もう一つ大蔵当局に御理解いただいておきたいことは、最終的に増税との絡みで所得減税がなされるということがもしあるとすれば、これは景気等についても決していい影響ではないというところをぜひ御理解いただいておきたいと思うのでございまして。

ちょうど昨年の十月十八日、政府が総合経済対策を打ち出されましたが、その前に民社党として、いろいろな手を打ったら景気回復になるのかといういろいろな勉強をいたしました。そのときに、日経NEEDSを使いましてマクロ経済モデルによる景気波及効果の試算をやったわけですが、そのときに組み立てたのが、何も対策を打たない場合に一体どうなるのか。あるいは公共投資を五十七年度下期で二兆円追加して、五十八年度は五十七年度当初比一兆円増額した場合一体どうなるのか。

それからもう一つは、先ほどの公共投資プラス所得減税を間接税の増税とセットでやる、所得減税を二兆円、そのかわり間接税の増税を二兆円同時にやった場合にどうなるのかというケース。それから公共投資プラス所得減税だけをやる。これは赤字国債を予定して、五十八年度に約二兆円やる。こういうケースをつくりましてシミュレーションをやりますと、おもしろいデータが出てきておるのです。ここで申し上げるのは時期も違いますが、前提もいろいろあるとは思いますが、出てきた数字の比較を聞いてもらいたいと思うのです。

たとえば、何もしないときには、実質国民総生産は八三年度、五十八年度には二・五％伸びるだろう。公共投資だけを追加した場合には二・八％

伸びるだろう。公共投資プラス所得減税を間接税増税とかみ合わせて同時並行的にやった場合には一・九％しか伸びない。公共投資プラス五十八年度に二兆円の所得減税を赤字国債でやった場合どうなるかという、三・一％も伸びるわけですね。

したがって、公共投資と増税と所得減税をセットしてやる場合が一・九％の伸びで、公共投資と二兆円の減税を赤字国債でやった場合には三・一％も伸びるということとでございまして、少なくとも所得減税の原資を増税に求めたならば、景気に対する波及効果は全然ないということになるわけですね。

消費者物価に対する影響も、公共投資プラス所得減税と間接税増税をセットしたケースでは、六・九％消費者物価は伸びる、そのかわり公共投資プラス二兆円の所得減税だけという場合には三・八％しか伸びない、こういう数字が出ております。

それからコールレイト、短期金利がどうなるか。公共投資プラス減税と増税のセットの場合には八三年度がマイナス〇・八％、赤字国債で減税だけやった場合にはマイナス一・二％、これはそう変わりません。少々数字の差異はあるかもしれませんが、ほとんど変わらない。

こういう数字が出ておまして、数字そのものに意義があるとは思いませんが、少なくとも赤字国債を発行して減税したのに比べると、その減税の原資を増税に求めると景気への波及効果は断然落ちるとい、そのことだけは傾向的に御理解いただければいいんじゃないか、こう思うのです。そういう意味で、所得減税の原資というものをやはり増税に求めるべきではないと思うのですが、大蔵大臣いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 いまのシミュレーション、五十八年度予算編成の際に、各党の党首、書記長、政策担当者などが、また大蔵大臣の私も出かまして、このお話し合いをしましたときに、その種のデータが配られました。いわばその前提となる指標というものが、いろいろ問題があるかと

思います。

もちろん、私は専門家でもございませんから、それに対する前提の数値等についての議論をしようとは思いませんけれども、しかし、減税財源というのはまず税収動向を見きわめて、いまのような国会における議論も踏まえ、一方、税制調査会の御検討を願うという形で精力的に努力してまいらうということであって、財源についてのいまの米沢委員のシミュレーションに基づく御意見は、国会の論議を踏まえてと申します私どもの念頭に置かすことにしたいので、それに対して私がそれなりの意見を述べますということは、これから税制調査会等の幅広い御意見の中に対しての予見性を与えるような感じもいたしまして、非常に積極的なお答えをするわけでございますが、国会における御議論があったということは十分踏まえさせていただきます。そして、そのシミュレーションについては、私ももちろんうまいをして検討をしたことはございますということにとどめさせていただきます。

○米沢委員 最後に、二問だけお尋ねしたいのですが、今度の所得税減税は、先ほどの答弁で誠意を持ってやるといふふうに受け取りました。今度の所得税減税というのは、昨年の小委員会での議論から継続しておる問題でありますように、戻し税という方式をとらない。所得税制そのものを制度を変えるということであって、戻し税方式はとらないということではなければならぬと私は思うのですが、その問題についてどうお考えか。ひょっとしたら、規模との関係で、下手すると戻し税でどうだという議論になるのじゃないかという心配をします。今度の所得税減税は戻し税方式ではないという御確認をいただきたい。

第二問は、これも大臣が委員会等で御答弁なさっておられますように、所得税減税がある程度の規模であるならば、累進税率も同時に是正するという含みの話をしたいのでありますが、その場合、累進税率を下げた課税最低限を上げるといふことになりまうと、かなり大幅な金が要るわけ

ですが、累進税率を下げる分の原資について、一兆円だとすれば、一兆円の中で調達するのか、それ以外で調達するのかですね。どういうかっこうで累進税率を是正する場合の原資を考えていかれるのか、その点をちょっと聞かしていただきたい。

○竹下国務大臣 過去の減税を見てみましても、ある意味において、ぎりぎりのところで与野党が話し合いをして戻し税方式をとったことも皆無ではございません。

それはそれといたしまして、いわゆる少額戻し税というふうなものについて、偉い人の相談の中にもそれを肯定するような空気は全くなかったというふう聞いておりますので、そのことは念頭に置いていかなければならない問題でございます。ものの、基本的には、税収動向についての見きわめや、国会の御議論、税制調査会の検討が必要でございまして、やはり総合的に方法について明示するということは差し控えるべきかな、否定的な考え方はよく理解しつつも、そう言うべきではないかと思っております。

そして、いま御指摘のありました累進税率の問題でございまして、確かに五十八年度の税制改正の答申を見ましても、「五十九年度以降」とは書いてございまして、「税制全体の見直しを行う中で、所得税及び住民税の課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行う必要がある」と考える。こういふふうな税制調査会からも御答申をいただいておりますので、そういうような問題も恐らく御検討の対象になる課題であらうと思えます。ただ、その財源をどうするかということになりますと、また具体的方法論になりますので、お答えは差し控えていただかなければならぬ課題ではなからうかな、このように思っております。

○米沢委員 終わります。

○森委員 小杉隆君。

○小杉委員 まず、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法

律案につきまして、主として自動車重量税の問題にしぼってお伺いをしたいと思います。この改正案は、災害に遭って使用ができなくなった自動車の自動車重量税を還付するというものになっております。重量税は現在、権利が発生した時点で納税することになっておりまして、有効期限内に廃車をしても、いままで二年なら二年先取りをされてしまふ。そして、先取りをされた重量税は一切還付をしないということ、これは一般のオーナードライバーにとっても非常に不満の種であつたわけです。そのほかの自動車の関連税は、廃車をすればその時点で税金が還付されたわけですが、今度のこの自動車重量税に關しては一切還付をしなかつたということでございます。

この重量税の先取りについて、私は、昭和五十六年の十一月二十七日の大蔵委員会税制及び税の執行に關する小委員会におきまして、有効期限内に廃車となつた自動車の重量税の納付済みの税額を、廃車後の期間の分については還付をすべきじゃないかということを発言したわけですが、今回、災害の分だけ還付をするということにした理由は一体何かという点をひとつ伺いたいと思つております。

○梅澤政府委員 自動車重量税につきましては、小杉委員、以前からそういう問題の御指摘をなさっていることを承知いたしております。

ただ、私どもの考え方は、自動車重量税は、権利創設税と申します。走行可能な状態を維持するための税金であるといふふうに観念をいたしておりますので、事故あるいは自己都合等で途中で廃車が行われた場合でも、一たん車検を取得されまして納付された自動車重量税は、還付されるべき性格のものではないといふふうに考えております。

今回も、その考え方は変えておらないわけでございますが、ただ、昨年あるいは一昨年、現実には大きな災害が起きましたときにそういう事例が出てまいりまして、新車の登録が行われて自動車

重量税が納付され、まだユーザーの手元に渡らない、いわばディーラーの手元にある段階で、災害で車両が滅失するなり走行不可能な状態になつたという場合に、ユーザーによって一回も走行されていない車の自動車重量税でございまして、いわば、これは政策的な観点から還付申し上げるのが適當ではないかといふふうに考えられるわけでございます。

と申しますのは、現在も他の間接税、物品税でも酒税でもそうでございますが、この種の税はほとんどが庫出し税、メーカーから出る段階で課税が行われておるわけでございまして、その課税物品がたまたま流通業者の段階で滅失したような場合、つまり、消費者の手元に渡らない前に災害で滅失した場合には、その間接税は同じく災害減免法で還付されておるわけでございまして、そのひそみにないまして、今回も災害の一定の段階、条件に限定をいたしまして、自動車重量税を還付させていただくという方針をとつたわけでございまして。

○小杉委員 いままで絶対に還付しないとがんばつておられた大蔵当局が、昨年のそういった災害の経験に照らして、本当にはからずも、特殊な事例に限つての措置とはいへ、今回こういう特例を設けられたという大蔵当局の御努力に対しては、私は高く評価したいと思つております。

しかし、ユーザーの立場としては、大蔵省が権利創設税などという理屈をつけてやっておりますが、やはり一日しか使わなくてもあるいは二年間使つても同じ重量税を取られるということには釈然としない、そういう気持ちはどうしても残るわけでございます。今後、こういった一つの特例を設けられたことを機会に、こうした措置をもう少し拡大をして、四千万人のドライバーの期待にこたえる努力をぜひお願いしておきたいと思つております。この点はこれからの措置に期待をすること、この点の質問は終止符を打つておきます。

次に、今度の租税特別措置法の一部を改正する

法律案の中に、グリーンカードの三年間延長が盛り込まれておるわけですが、この点については、私も本会議でその経過についての不審点をただしたわけでございますが、問題は、グリーンカードが延長されたことによつて、いま現実に税金逃れというものがあつたわけでございまして、この税金逃れを防止するための名寄せが当面できないことになるわけでございます。

大蔵当局は、税の不公平の是正ということでグリーンカードを提唱したわけですが、このグリーンカードができないということになれば、税金逃れを防止するための代替策といふものが、いままでと同じことではいけないと思つておられるのか。最近、マル優を全廃しようなどという、庶民にとっては大変ショッキングな報道が行われたわけですが、これは税金逃れを防止するための苦肉の策だといふふうに思つて、グリーンカードがやめになった後の対応といふものについて、どうお考えか。

○梅澤政府委員 今回、租税特別措置法をもちまして三年間、五十五年の所得税法改正でお認めいただきましたいわゆるグリーンカード制度をその期間適用しない、いわば凍結するといふ措置をお願いしておるわけでございます。これは、かねがね御説明申し上げておりますように、法的安定性という観点からのやむを得ない措置であるといふふうに御理解を願わなければならぬと考えております。

ただ、今回の措置をとらせていただくわけでございますけれども、政府といたしまして、利子配当につきましても、公平かつ適正な課税という従来の方針をいささかも後退はさせないという観点で臨んでおるわけでございまして、そのために、国会でこの法律を御承認いただきますれば、できるだけ早い機会に、税制調査会に改めて利子配当の適正な課税のあり方について御検討をいただきたいと考えておるわけでございます。

もちろんその際に、適正な課税としてほかにどういう考え得る手段があるのか、それからまた、たゞいまお触れになりましたマル優、現在の少額貯蓄非課税制度、これを現段階で全廃するとか、私どもは毛頭考えていないわけでありまして、世の中での議論が今回でも行われておることも事実でございますので、少額貯蓄非課税制度の今後のあり方あるいは今後における利子配当課税の中での位置づけ等も、税制調査会の御検討の場を取り上げていただきたいと考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、今後の具体的な課税のあり方については、この税制調査会での御検討でなつた後早く結論をいただきまして、また国会にお諮りしたいと考えておるわけでございます。

○小杉委員 いまの御答弁は大変抽象的ですが、すべて税制調査会にゆだねたような答弁ですが、大蔵大臣、このグリーンカードが三年延期されることによつて、やはり課税の公平さといふものが損なわれてはならない、いまの局長の答弁のとおりです。庶民が、こういふことでマル優が廃止されるということに非常に不安を抱いておられますし、また、いまの税金逃れを防止するために、大蔵当局も、このグリーンカード制度を延期するに伴つて、従来とは違った取り組みを行つて、一般国民の不信感を取り除く必要があるのではないかと思つておるわけですが、それらの点に關しての大蔵大臣の見解を承りたいと思つておるわけですが、どうお考えか。

○竹下国務大臣 このグリーンカード制度が凍結されている間に、利子配当課税のあり方について、国会でのきょうのような議論を踏まえながら改めて税制調査会で検討していただきたい、これが基本的な考え方でございます。

マル優の問題につきましても、私がいつか申し上げまして、若干の新聞記事でセンセーショナルに取り上げられておつた問題でございまして、税制調査会は、御案内のように、総理大臣の諮問を受けて、それこそ国に對する幅広い税制のあり方の御審議をお願いいたします、こういうことになつておるわけでございまして、自由な立場において、あらゆる角度から幅広く議論をしていただくという意味におきまして、マル優は審議してもらつては困りますというふうな規定すべきものではない。ですから、具体的にいま考え方を持ち合せてはおられませんし、そのことを検討しておるといふ事柄はありますが、基本的には、その間といへども、いわば税の不公平といふような感じがまた少なくとも三年間続くんなどという不安な雰囲気をつくり出すような心構えであつてはならぬといふことは、私も同感であります。

○小杉委員 そこで主税局長に、税制調査会でのいづれにいたしましても、今後の具体的な課税のあり方については、この税制調査会での御検討でなつた後早く結論をいただきまして、また国会にお諮りしたいと考えておるわけでございます。

○梅澤政府委員 五十八年度の税制改正では、グリーンカードの凍結と並行いたしました。利子配当の源泉分離課税を含みます現行制度を、そのまゝ三年間凍結に延ばしていただくといふことをお願いしておるわけでございます。

ただいま大臣が申されましたように、早急に結論を得て、三年間と言わずに、なるべく早く結論を得てきつとした制度を、結論が得られればお諮りしなければならぬわけでございしますが、その間におきまして、たとえ現行の制度を基本的に変えるといふことは、かえつて不公平を招く問題が起るのではないかと。たとえ、現在分離選択の制度があるわけですが、これが不公平であるといふことで、仮にこれだけを単純に廃止してしまふと、総合課税の実態の技術的なシステムがないのに、現在の三五%の税率を選んでいる人が結果的には二〇%で終わつてしまふといふような結果にもなりかねないわけでございします。したがって、いまの体系のまま延ばすことにいたしましたし、とにかく早く今後のあり方についての結論を得るといふのが、私どもの早期の課題ではないかといふふうに考えておるわけでございます。

○小杉委員 具体的な答弁が出ないのですけれども、聞くところによると、マル優の口座が日本の人口の二倍ぐらいあるといふふうな聞いていますので、マル優の特典を乱用することのないよう、そういう監視体制といふことが、そういう具体的な手だてではできると私は思うのですが、そういう点はひとつこれは意見として申し上げておきます。

これに關連して、すでに七十五兆円を超えている郵便貯金の中に隠されている相当額の課税すべき隠し財産が、そのまま放置されているといふことを考えますと、税収不足に悩むいまのこの財政へのカンフル注射の役目を果たしたかもしれないグリーンカード制度が延期されたことは、非常に残念だと思つておるわけです。

そこで、郵便貯金の現状について、いろいろ過去にもマスコミ報道で架空の名義でたくさん財産を預金していたといふような話もありまして、また、三百万の限度額が守られていないのではないかという疑問もあるわけですが、こうした郵便貯金の現状について、大蔵大臣の御所見を承りたいと思つておるわけですが、どうお考えか。

○岩崎政府委員 郵便貯金の状況につきましては、御案内のとおり、郵便懇の報告もございまして、一方においては郵政審の答申もあつたわけでございします。

現在、臨時行政調査会において御審議が進んでいる段階でございまして、郵便のあり方につきましてもかくといたしまして、郵便のあり方につきましては、金融政策の有効性を確保するとか、あるいは財政資金の総合的効率的な運営といふような見地、あるいは民衆に對する官業のあり方といふような見地から見まして、いろいろな見方、御議論がございしますけれども、やはり郵便懇的な考え方を踏まえてやつていくべきものではないか、そのように考えている次第でございします。

○竹下国務大臣 いわゆる郵便貯金の問題でござい
ますが、基本的には、郵貯のあり方につきま
しては、まさに現在臨時行政調査会において審議中
でありまして、部会報告の段階で大蔵大臣が見解
を述べるといふことは差し控えるべきだといふこ
とに、私なりの意見をそこに統一をいたしてお
るわけでございます。

郵貯と郵政の答申につきましては、金融
政策の有効性の確保とか財政資金の統合、効率的
運用とか、官業は民業の補完に徹すべきだとい
うような考え方から見てまいりますと、予測する
わけにはまいりませんけれども、本問題は、そう
いう基本的な考えを踏まえた上での御議論が行わ
れておるのではないかとこのように考えておりま
す。

ただ私は、この問題がいわばわが国の官僚機構
の中で、大蔵省と郵政省のけんかだとか、そう
いうような考え方になってはいけませんと思いま
して、自民党内におりますときから、そういうこ
とをあつせんいたしまして、両方のそれぞれの関
係者の方々等で、ニコニコ会という会をつくっ
た上で、そこで、ここに話し合いしながらそ
れらのいい結論が出るようにというのを推進し
てまいりましたので、私が臨調答申の結論が出
る前に予見を挟むわけにはまいりませんが、ここ
にこした感じの結論が出てくれるんじゃないかと
期待しております。

○小杉委員 ここには結構ですけれども、郵貯
の答申と郵政の答申とは非常に食い違ってい
る点があるわけですね。いま御答申にありまし
たように、郵貯の方は、官業が民業を圧迫すべ
くないといふやうな御答申が、一方の郵
政の方は、限度額の三百万円を五百万円に引
き上げる、個人金融分野への進出とか、資金の
自主運用などが提案されておまして、全く逆の
一つの答申が出されているわけですね。

こうした郵貯の提言と郵政の意見というも
のが、同じ政府の諮問機関でありながら全く正反
対の結論を出すという奇妙な結果になっているわ

けですが、いま、その問題については臨調でや
つていただいているということですが、これらの二
つの答申に対して、その後大蔵省なり郵政省なり
はどういう対応をされたのか、その点をちよ
っとお答えいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 これは御指摘のとおり、ある意
味においては異質な答申がそれぞれ存在してお
ることは事実でございます。したがって、客観
的に見る人は、まるっきり百年戦争をやっている
のじゃないか、こういうふうにも言われるわけ
であります。そこで、私も、一つのセクト、セクト
で議論をするのを避けて、同じテーブルに着い
て議論をした方がいいじゃないかということか
ら、俗称ニコニコ会ということで今日議論をさせ
てきたわけです。

したがって、今年度の予算編成に際しまして
も、もとより五百万円に上げるべきであるとい
う意見、そして、さらにシルバー貯金でござい
ましたか、高齢者は一千万にしろとか、そういう
意見もございました。そして最終的には、この自主運
用の問題と今度はわが大蔵省側には財政投融資の
原資の確保という問題の二つが残りました。そこ
で、私も与党の金九代議士のあつせんによつて
両大臣が話し合いをいたしまして、過去五年間の
平均値すなわち七二%を財投原資として拠出し、
その残余のものについて、銀行預金と外債と金銭
信託の三つに運用の枠を拡大することと合
意に達したわけです。そういう合意が得られたと
いうのも、一つは、両省がそれぞれの垣根を越え
て話し合うような環境ができたからではないかな
と思っておりますので、基本的には委員御指摘の
ように、臨調の御答申というふうなものを、いま
その結論を見守っておるということでございま
す。

○小杉委員 ちょっと確認しておきたいのですけ
れども、預貯金金利の一元化の決定については、
昭和五十七年の一月に郵政、大蔵、内閣官房長官
の三大臣が合意をして閣議報告がされてお
す。すなわち「民間金融機関の預金金利が決定、

変更される場合には、郵便貯金金利について、郵
政、大蔵両省は十分な意思疎通を図り、整合性を
重んじて機動的に対処するものとする。これはあ
たりまえの合意であります。これは現在も生き
ていると了解してよろしいかどうか。

それから、ことしは公定歩合の引き下げが予想
されるわけですが、この場合大蔵省は、金利調整
審議会の審議を経て民間金融機関の預金金利の変
更を指導されるわけですが、郵貯についても当然
横並びの変更がなされる、そのように理解してよ
ろしいかどうか、この二点伺いたいと思いま
す。

○宮本政府委員 私どもといたしましては、金利
の決定に当たりまして制度的に一元化されること
を期待いたしておるわけでございすけれども、
しかし当面、さしあたりその点につきましては五
十六年九月の、いま先生御指摘の三大臣合意に基
づきまして、民間金融機関の預金金利が変更を決定さ
れる場合には、それに追従して郵貯の金利も、こ
れは整合的に機動的にという言葉になっておりま
すけれども、私どもとしましては、民間に追従し
て郵貯の金利も決まるということを期待された三
大臣合意があるわけでございまして、それに基
づきまして、先ほど大臣からお話がございました
が、ニコニコ会というふうなものをつくりまし
て、金利の引き下げ等がありました場合にはそれ
が円滑に施行されるように、平素から意思の疎通
に努めているところでございす。したがって、
その三大臣合意に基づきまして現在両省が円滑な
話し合いをしているわけでございすので、当然
三大臣合意は生きておるわけでございす。

それから同時に、次回に預貯金金利の変更がご
ざいます場合には、私どもといたしましては、そ
ういうことで平素やっておりますので、当然のこ
とながら、民間預金金利が変更されますれば、円
滑に郵貯の金利もそれに追従して変更されるとい
うことを期待し、またそうなることをお答えでき
ると思ひます。

○小杉委員 金利の自由化については、これは非
常に奥深い問題でありますから、後日また質問の
機会を持ちたいと思ひますが、今回は余り触れま
せんが、現在のようないくつかの統制的な色彩の強い金利政
策のあり方を見直して、やはり金融市場における
資金需要に応じ自由に変動する本来の形へ移行
を図るべきだと私どもは考えておまして、その
ための条件整備に真剣に取り組んでいかれること
を要望しておきたいと思ひます。

それで、次に質問をいたしますのは国際金融の
問題でございます。今週発売の「フォーカス」と
いう雑誌にも最初に「今度は「産油国」が泣く番
か」「仁義なき値下げ競争」で大揺れのOPEC
C」ということで、一つの原油の価格の引き下げ
をめぐる問題を取り上げられているわけですが、
こうした問題について、これからちよっと質問を
してみたいと思ひます。

今度の租税特別措置法にしても、たばこの定価
法にしても、これは一つの税収不足を解消するた
めの対策であります。昭和五十六年度と五十七
年度の両年度におきまして、それぞれ三兆円とか
七兆円とか大幅な歳入欠陥、税収不足があつたわ
けですが、この不足の原因につきましては、それ
ぞれ野党の方から、政府・与党の財政運営の失敗
であるとか、いろいろ指摘があつたわけですね。そ
のととき総理大臣とか大蔵大臣は、口をそろえて、
世界経済が思わぬ不況であつたというふうな答弁
をされたわけでございす。

そこで、いまの日本の経済を考えると、や
はり日本を取り巻く国際経済とか国際金融とい
うものの状況について十分把握をしていかないと、
日本の国内のことだけで日本の経済の解決はな
かなかできないということございまして、この点
について、まず最初に大臣の御認識、御見解を承
っておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに、この一九七〇年代、七
一年の要するにドルの兌換制停止というときか
ら、そして七三年の第一次石油ショック、それ
に続く第二次石油ショックとも申しますか、それ
は、私は予見できなかったと思ひますのでありま

たしましても、それは一万五千もあって、そうして中には、個々に債務国に対する融資を脱落していくような傾向がないとは言えないと思うのですが、しかし、それなりに協調しながら、あるいはまた中央銀行も政府も適切な指導をしながら対応しておりますので、いま大きな肩がわりを要請されるという環境にはないというふうに理解していただいて結構じゃないかと思えます。

〔委員長退席、中村（正三郎）委員長代理着席〕

○小杉委員 先ほどの答弁ですと、日本がこういう開港場上国、中南米、東欧諸国等に貸し付けているお金が約五百五十億ドルというのですから、十三兆七千五百億円という巨額に上るわけですから、いまして、いま大蔵大臣の答弁ですけれども、日本の経済がいま世界の中でも一番いい状況にあるだけに、恐らく増額を要求されたり肩がわりを要求されることは非常に多くなってくると思うのです。

そこで、いまここに昨年の九月十三日の新聞のコピーがございます。これによりますと、「大蔵省はこのほど、国際金融不安の高まりを受けて邦銀各社の対外融資に対する『指導』と『監視』を強化する方針を決めた。」とあります。これは具体的には、中長期の融資だけに限られていた一國当たりの融資限度額規制自己資本の二〇%以下を短期の融資にも適用するというような内容でございます。これは、対外融資そのものを抑制するものではないにしても、国際金融不安の国内へのね返りを未然に防ぐという、いわば邦銀に対する保護政策のような方針であったわけですが。

ところが、本年の二月十日の新聞報道によりますと、大蔵当局は、対外融資体制の強化ということで、二〇%の上限というガイドラインを見直し、必要に応じて二〇%を超えることも認めるといふように姿勢を変えてきているわけがございます。今度新しいガイドラインとして七項目の基準を示していますけれども、わずか半年の間でこのように、従来の規制をしていたのを今度はむしろ枠を外すというような変化を示しているわけが、これはどう解釈したらいいのでしょうか。

○大蔵政府委員 委員御指摘の問題でございます。九月の新聞報道は正確ではないと思えます。メキシコ等の問題が起きたときには、私どもが銀行に対して申し上げておりましたのは、ヨーロッパやアメリカの銀行と一緒に貸し続けなければいけない場面があるということを指導しているわけがございまして、しかし、それと同時に、私どもは、かねてからカントリーリスクを考へまして、二つ

のガイドラインといいますが、指導方針を持っていたわけがございまして、一つが、いま委員御指摘の、一國に対する貸し付けの限度は自己資本プラス準備金の二〇%にとどめてほしいという要請でございまして、もう一つは、一年超の長い貸し付けをする場合には、できるだけ一年超の長い借り入れで賄っていただきたい。運用調達につきまして、私どもはアベイラビリティーリスクと言っているのでもありますが、短期の金を借りて長期に貸す場合のリスクが大きいから、長い貸し付けをする場合にはできるだけ長い借り入れで賄ってくれ。この二つの方針をとってきているわけがございまして。

ところが、御指摘のように、メキシコにつきましてはきのう五十億ドルの新規の貸し付けが調印されたと思いますが、すでに二〇%まで貸している銀行にとってみますと、この五十億ドルの新規ローンに参加するということは、二〇%のガイドラインを超えるということにつながるわけがございまして。したがって、国際協調と各銀行の経営の健全性、この両者を調和させる手段として、私どもは、二〇%を超えて貸す場合にはその全額について長い借り入れをしてくれ、三年超の長い借り入れをしてくれ。当然その場合には金利が高くなりますが、そういったコストをかけても安定性を保持してくれということをやったわけがございまして。

したがって、私どもは、貸し続けるという要請と、貸し続けた場合にその銀行に不安がないように、これは借り入れの長期化ということに対して、そのように御理解いただきたいと思えます。

○小杉委員 しかし、いまここに昨年九月十九日の新聞の報道によりますと、邦銀のメキシコ向けの融資残高を見ますと、大体十億ドルを超えている銀行が三つぐらいあります。日本のお金にして大体二千五百億円で、しかも貸付残高は、それぞれの銀行の自己資本に対する比率を見ますと、多いもので八〇%を超えておりますし、

少ないものでも三八%から四〇%というふうになっているわけが、ですから、大蔵省がガイドラインとして示している二〇%を大幅に超えているわけですけれども、いまメキシコに対する邦銀の融資残高の自己資本に対する比率というのは、大体どんな傾向になっているのでしょうか。

○大蔵政府委員 ただいま御説明しました指導方針でございまして、これは、一年超の中長期の貸し付けにつきまして、自己資本プラス準備金の二〇%を一國に対する貸し付けの限度にしてくださいという指導をしているわけがございまして。九月時点で見ますと、各銀行とも二割の範囲内にとどまっております。外国為替専門銀行はより大きな比率を認めておりますけれども、各銀行につきましては二〇%ということをやっております。いづれもその範囲内にとどまっているわけがございまして。

ところが、短期の貸付——ですから逆に言えば、長期の貸し付けが二〇%に近づいたために短期の貸し付けを用いたということがあるかもしれない。現在は、短期の貸し付けに対して相手国からこれを長期に切りかえてくれという要請とか、あるいはヨーロッパやアメリカの銀行と一緒に新たな貸し付けをしなれば金利が支払えなという状況になってきておりますので、そういう場合には、新たにニュークレジットということや貸し付けをやるわけがございまして。そうしますと、幾つかの銀行につきましては、すでに自己資本プラス準備金の二〇%に達しておりますので、それを超過していくという事態が出てくるわけがございまして。この銀行につきまして、私どもは、その超えた部分については全額を三年超の長い借り入れで賄ってくれ、そうすれば、たとえば六カ月の資金でもって回すよりはその銀行の経営の安定性が確保できるのではないかという考え方で対応しているわけがございまして。

○小杉委員 これはなかなか専門的で、私もまだ十分理解ができないわけが、今度の新しいガイドラインでは、必要に応じて二〇%を超

えてもいいということになっておりますが、これは全くの青天井で限度がないと考えていいのか、それとも、何らかの限度基準というものを考えておられるのか。それから、外貨資産については自己資本の十五倍程度に抑制をしるというふうなことでありますが、これらの点はどのようなふうな考えでたらいのか、お答えいただきたいのです。

○大蔵政府委員 まず、第一点の二〇%の問題でございまして、二〇%を超えないようにしてはほしいという要請は変えておりません。ただ、各国との協調上どうしても貸し付けざるを得ない場合があるわけがございまして、そういった特別の場合だけに限って二〇%を超える貸し付けをやりたい。ただ、その場合には借り入れの方で十分配慮してください。このような指導をしていくわけがございまして、できるだけ二〇%を大きく超えないように考えておるわけがございまして。

それから、一般的に二〇%を超えていいという指導はしておりません。これは新聞があるいは正確に伝えてないのかと思えますけれども、私どもの指導は五項目でございまして、七項目ではございません。

いま御指摘の問題も、その一点でございまして、一つはカントリーリスクに対する把握体制を強化して、二つ目が先ほど御指摘がありました運用調達比率の問題でございまして。三番目が中長期の調達手段の多様化を図るということ。四番目にはいま御指摘になりました外貨資産と負債のバランス上の問題でございまして。最後には債務繰り延べされた外国政府等に対する引当金について検討する、これが五項目でございまして。

いま、十五倍という御指摘がございましたが、これは四番目の外貨資産と負債のバランス上の流動性向上策という点に關してのものかと思えます。私は、この点につきましては、日本の銀行にできるだけ手元を豊かにしておいてくれ、というのは、たとえばアメリカの財務省証券、TBを買うというふうなことも考えてくれという指導をしております。TBですといつでも売れますし、い

つてもキャッシュに変わるわけでございしますから、そういった手元の流動性を安全でしかも流動性といえますからすぐ売りさばけるような資産で持っていたきたいという指導はしております。しかし、いま御指摘の十五倍とか十二倍とかという指導はまだしておりません。

○小杉委員 これ以上専門的なやりとりをやっているにはちょっと時間が少ないので、私は、これからの日本に対してアメリカなりヨーロッパ各国から、もっと日本が経済力にふさわしい資本市場の面でも貢献すべきだ、開発途上国、中南米あるいは東欧諸国に対してもっと市場を開放しろ、保護主義はいかぬ、国際協調ということとでそういう要請がどんどん来ると思うのです。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、一方において、やはり日本の銀行を保護していかねばいけないということで、これは、いわば日本の銀行の経営を安定させるということ、諸外国との協調あるいは日本の国際社会の中での役割という点とは、ある意味では矛盾する面があると思うのです。いまの市場開放と貿易摩擦解消ということが相矛盾すると同じようなことが、資本市場においても起こり得ると思うのですが、恐らくアメリカあたりからあるいはヨーロッパあたりから日本に対して、こういう資本市場に対する役割分担というものをもちとふやせという要請が強まってくると思うのです。が、こういう点に関してひとつ大蔵大臣、どのような姿勢で臨まれるのか、お答えいただきたいと思うのです。

○竹下国務大臣 国際社会の中で日本の果たすべき役割といたしまして、たとえばODAそのものも倍増というようなことを言っておりますだけに、そういう要請は強まってくるという認識の上に立っております。そして、それはより安全な形においてそのニーズに対応しなければならぬ問題である。

一方、いま一つのサービス部門の摩擦の問題に

おきましては、言ってみれば、他の先進国から日本に対しての金融活動の自由化とでも申ししましうか、そういう要請であります。それについては、それぞれいわば預金者保護というふうな感じ、あるいは証券で言えば投資家保護というふうな感じが徹底しているのが日本の金融証券界ではないかという意味においては、相手国からの要請の中には、最終的には銀行法をみんな世界共通のものにしなければ間に合わないような要請も中にはございしますけれども、それらはやはり御説明申し上げて、余り大きな摩擦というふうなものは今日なくて、むしろ円滑に行われておるといって、両面をわかつて国際金融局なり銀行局なりが絶えず注意をしながら対応していけば、相反するようないふの問題でございしますが、対応できるだけの力はあるというふうに私は認識をいたしております。

○小杉委員 日本がこれから世界の財政金融の中で大きな位置を占めるわけでございしますが、資本市場で開放政策をとっていくと同時に、日本の銀行の保護という点で非常に兼ね合いがむずかしいと思うのですが、そういう点は、やはり日本の預金者である国民の資産の保全ということも真剣に考えてやっていただきたいということをお願いをしておきます。

最後に、最近の原油価格の下落が国際金融に与える影響について一言伺っておきたいと思ひますが、これは先ほど来お話が出ておりますように、原油の値下がりによってOPEC諸国の国内財政事情に悪影響が生ずることは容易に想像できるわけですから、原油販売の収入だけでは財政を運営できないような状況になった場合、これらの国々には多額の海外資産の取り崩しをするのではないかと外務省あたりは分析しているようでありますが、こういしたおそれが全く杞憂であると言ひ切れるかどうか、この点についてまず伺いたいと思ひるので

○大場政府委員 OPEC諸国の対外資産でございしますけれども、現在、これはバンク・オブ・イングランドの資料をもとにして推計いたしますと、三千八百億ドル近くに達するのではないかと

いうふうに見ております。これは運用資産として見る場合です。借り入れは考えておりません。その場合に、大部分がローアブソルバーといひまして、沿岸諸国を中心とする国々の資産でございします。たとえば人口が多く石油収入に比して輸入額が多い国、これはハイアブソルバー諸国と言ひておりますが、具体的にはアルジェリア、ナイジェリア等々でございします。こういう国々の資産というものは、それは多くないわけではございします。私は、前者、沿岸諸国等につきましては、今後とも資産が減少することはないと思っております。それは、経常収支の黒字が減ったといひますし、いままでの資産収入も大きいわけではございします。その金利収入も大きいわけではございします。こういう国々は、資産を減らす、つまり引き揚げるということにはならないというふうに見ております。

と、三千八百億ドル近くに達するのではないかと

それから、もう片方の国々、ハイアブソルバー諸国でございしますが、こちらは、すでにいままでに資産というものはなくなつてしまつております。預金とかいろいろな形で世界各国に預けていたかと思ひますが、もうほとんどなくなつておりました。むしろ、これからの問題は借り入れがふえていくということだと思ひます。しかし、伝えられてくる原油価格の下落、引き下げが四ドルぐらゐでございしますと、その借り入れの増加額はそれほど大きくないというふうに見ておるわけではございします。

○小杉委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○森委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め意見を聴取することとし、その日時及び人選等につきましては、委員長長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○森委員長 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る二日、質疑を終了いたしました。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。中西啓介君。

○中西(啓)委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意見を述べさせていただきます。

御承知のとおり、昭和五十八年度においては、最近における税収の伸びの急激な鈍化等もあり、五十七年度以上に厳しい財政事情となつております。

このため、五十七年度に引き続き、歳出の節減合理化によつて財政再建を推進するという方針のもとに、いわゆる原則マイナスイナス五％シーリングの設定によつて、徹底した歳出のカットが行われ、特に一般歳出については、前年度同額以下にまで抑制したところであります。しかし、このような努力にもかかわらず、なお特別公債を含む多額の公債を発行せざるを得ない状況にあります。

去に生じた一般会計の決算上の不足の補てんに要した資金の返済という性格のものであることから、その繰戻しの実施に当たって新たな借入金である特例公債の増発を招くことは極力避けるべきであると考へられます。

このような見地から、政府においては、歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、税外収入全般にわたる厳しい見直しを通じて増収を見込んでいくところであり、本法律案における補助貨幣回収準備資金の取り崩しを初め、特別会計、特殊法人からの納付について、できる限りの協力を求めていることは、時宜に適切な措置として評価するものであります。

もとより補助貨幣回収準備資金制度は、補助貨幣の引きかえまたは回収に充てるための資金を保有し、補助貨幣の信託の維持を図るという趣旨で設けられたものであります。現在の厳しい財政事情のもとで、改めてこの制度のあり方について見直せば、これまでの制度運営の経験や欧米諸国の実例等にかんがみ、現実には、補助貨幣の発行現在額と同額の資金を保有する必要はないものと考え次第であります。

したがって、本法律案におきまして、今後、補助貨幣回収準備資金が保有する現金の額を、補助貨幣の引きかえ、回収及び造幣局事業の運営に必要な一定の額を予定し、それを超える額は、これを取り崩し、一般会計の財源として使用することとしていることは妥当な措置として賛意を表するものであります。

以上、私は、補助貨幣回収準備資金の取り崩しが現在の厳しい財政事情のもとでは必要かつやむを得ざるものであると考へますとともに、今後の造幣局の事業の円滑な運営のために、政府が今後一層努力されるよう切に希望いたします。本法律案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○森委員長 伊藤茂君。

○伊藤茂委員 私、日本社会党・護憲共同を代表いたします。ただいま議題となっております造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に反

対の討論を申し述べたいと思います。

反対をする第一の理由であります。この法案は、国民的な要求となつていゝる所得税減税と深いかわり合いを持つていゝるものであります。この点からして、どうしても納得できません。昨年、五十七年度の減税に関連をいたしまして、私も野党から、この特別会計の一部を減税財源に回すように強く要求をいたしたのであります。が、昨年の国会における政府の答弁は、この制度が制度として必要であるという答弁でありました。しかるに本年、この五十八年度予算に関連をしてその答弁を一変して、財政赤字を補てんするための税外収入の財源としていゝるものであります。

このような態度を見ますと、一つには、国民の切実な要求である五十七年度減税を妨害をしたこと、また二つ目には、国会において政府が場当たり的な答弁を行つてきたこととありまして、許しがたいものであります。しかも、所得減税について、政府が本来的な責任を持つて所得税の物価調整を行ふべきところ、それを行わずに、昨年、本年とこのような措置をとつていゝることは容認できないところであります。

二つ目の反対の理由は、この法案に象徴されるきわめて不健全なやりくり予算の編成についてであります。

本年、五十八年度予算につきまして約四兆七千億の税外収入、昨年度比八三・二%増、これが予算編成収入の大きな部分を占めていゝるわけであり

ますが、その姿を見ますと、先送り、前倒し、しかも膨大な額、きわめて不健全な状況になつていゝるわけでありまして、予算は政府の顔と言われるわけでありまして、そう言うとするならば、このよ

うな法案の措置をとつて行つていゝる政府の顔は大きく、あるいは相当ゆがんだものになつていゝるというふうと言わなければならぬと思ひます。財政再建が破綻に破綻を重ねていゝる状態をこの法案が象徴してゐるということではないかと思ひます。

第三の理由は、この特別会計を含めまして、特

別会計全体の扱いについていゝかげんさを示してゐるということでありまして。

現在、特別会計の総額が、臨調部会でも指摘されておられますように百七兆円、一般会計の約二倍、しかも一般会計の約五〇%が特別会計に繰り入れられてゐる。そのような現実があるにもかかわらず、総体的な改革が非常におくれてまいりました。そうして、その見直し、運営の改善が強く指摘をされてゐるところであります。言うならば、そのような状態において、不明確に置いた中から赤字の埋め合わせに引張り出してゐる、そういう便宜的なやり方を了承することはできないというふうに考へるわけでありまして。

以上、三点の立場から、本法案に反対の態度を表明するものであります。(拍手)

○森委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつた造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行ふものであります。

本法案は、わが国財政が巨額な歳入不足を抱へながらも、赤字国債の発行をできるだけ抑制することを主たる目的とするものであります。われわれも、赤字国債の発行を抑制するために、特別会計の特殊性などに配慮しながら、特別会計を全面的に洗い直し、余裕金及び剰余金等について一般会計へ繰り入れることを否定するものではありませ

ん。したがって、本法案の趣旨については評価する点もないわけではありませぬ。しかし、振り返りますと、昨年われわれは、本法案と同様に、補助貨幣回収準備資金の一部を取り崩し、所得税減税や人事院勧告の実施財源として活用することを要求いたしました。われわれ

の要求に対し政府・与党は、補助貨幣の信託維持などを理由に明確な拒否回答をしたのであります。にもかかわらず政府は、みずからの失政が招いた財政赤字の穴埋めのために、五十八年度ではわれわれの要求額をはるかに上回る補助貨幣回収準備資金の取り崩しを実行しようとしてゐるので

あります。こうした政府の姿勢は、明らかに国民生活を軽視するものであります。また、御都合主義的な財政運営もはなはだしいものでもあります。したがって、本法案には賛成できないのであります。

以上の理由で反対を表明いたしました。討論を終ります。(拍手)

○森委員長 米沢隆君。

○米沢委員 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となつております造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ふものであります。

本改正法案において一兆一千六百四十四億円の取り崩しが予定されております補助貨幣回収準備資金は、御案内のとおり、もとをただせば明治三十年に金本位制がしかれた際にできた制度であり、その後、管理通貨制度に移つてからも、昭和二十五年にできた造幣局特別会計法により継続されてゐたものであります。

この補助貨幣回収準備資金は、補助貨幣硬貨の所有者から硬貨と紙幣の交換要求があつた場合、これに応じることができなければ補助貨幣の信託が得られないという考え方のもとに、現在発行し

ております補助貨幣の発行残高に見合う資金を政府資金として積み立てておく制度であります。この準備資金制度が想定してゐる、国民が一斉に硬貨を紙幣にかへるよう求めるような事態はと

うていふ想像されるものではなく、全く非現実的なものであつたことも事実であります。まさにこの制度は、お金と金(きん)とを交換することを義務づけていた金本位制時代の時代おくれの遺物と言

うべきしるものであり、本制度が廃止されることになつたこと自体、わが党は異を唱へるものではありませぬ。わが党は、昨年の五十七年度予算審議の過程で、この制度の廃止と準備資金の取り崩しを主張し、その財源をもつて国民の切実な要求である所得税減税を行ふよう、他野党とともに政府に強く求めたのであります。

これに對して財政当局は、硬貨と引きかえる資金の準備が十分でない、場合によっては日銀がお札を増発して引きかえに應じざるを得なくなり、インフレ助長につながる、準備資金は実際に金が余っているわけではない、財政計画などで使い道が決まっているわけではない、財政計画などではないと反論し、また与党の政策責任者は、貨幣に對する裏づけがないと、日銀が輪転機を回して貨幣を発行することによってインフレになる、制度の廃止を安易に行うべきではないと公の場で主張してきたのであります。

しかるに、今回制度を廃止するに際し、政府・与党は、前述のようなこれまでの主張を全くなかったかのごとくに取り下げ、それらの主張の中で示した幾つかの懸念について、国民に對し何らの説明も弁明も行わなかったことはきわめて遺憾であります。野党が求める減税のために使には問題があるが、みずからが行う予算の財源確保のためなら何ら問題がないとする財政当局の安易で恣意的な姿勢は、かねてより各方面において指摘されております大蔵省の独善そのものであると言わざるを得ません。

この点につき、大蔵省の強い反省を求めつつ、反對の討論を終わります。(拍手)

○森委員長 義輪幸代君。

○義輪委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となつております造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について、反對の討論を行います。

反對の理由の第一は、この法案による貨幣回収準備資金積立金の一兆円を取り崩すという今回の措置が、軍拡と大企業優遇の五十八年度予算の財源を確保するためのものだということです。

今日のような財政危機のもとでは、国民のためにならない不要不急の経費を徹底的に削り、大企業、大資産家優遇の不公平税制を是正するのが先決、当然のことです。ところが逆に、軍事費等安保関連予算を大幅にふやし、そのツケを所得税減税の見送りやこの貨幣回収準備資金の取り崩しな

どに回す措置をとっています。これでは、予算と税制そのものが財政危機を激しくすることに加え、今回の措置による当面の糊塗策で財政再建のための抜本的な対策を送り出すものとなつていると言わざるを得ません。

第二は、国民の財産を食いつぶして、積立金の将来における国民のための活用の道を閉ざしていることです。

五十八年度末で一兆四千三百億圓に及ぶと見られた補助貨幣回収準備資金の積立金残高は、補助貨幣発行の見合い資産として事業収入の中から積み増し、積み残してきた、まさに国民の財産です。この取り崩しは、本来、国民の求める目的のために行い、国民に還元されるべきものです。ところが今回の措置は、いわば政府・自民党の過去の失政のツケである財源不足を賄うために、国民の財産を取り崩そうとするものにはかなりません。

以上に加え、最後に申し上げたいのは、昨年までは、国民向け施策のためにとして取り崩しを求められた際には、あれこれの口実でそれを退けながら、今回はみずからの都合となつて事もなく実施したということです。財政は国民のもので、政府の手前勝手な方針転換はとうてい認めがたいものです。政府は、国民の声、国会の審議に誠意を持って真剣に対処すべきであることを強調し、反對討論を終わります。(拍手)

○森委員長 小杉隆君。

○小杉委員 私は、新自由クラブ・民主連合を代表して、今回議題となつております造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について反對の立場から討論いたします。

この法案に盛り込まれた補助貨幣回収準備資金はさきの国会中から、所得税減税の財源の一つとしてわれわれが提案してきたものであり、政府当局は減税財源としてふさわしくないとの見解を示し続けてきたものであります。国民の大多数の願いであり、景気対策上も緊急に実施が必要とされている所得税減税の財源にすらできないものを、政府の財政運営の失敗の穴埋めに使うことが許さ

れるはずはありません。

また、長期間蓄積してきたものを臨時の穴埋めのために取り崩すのは、その場しのぎとしか言いようがなく、この点でも問題があります。

そもそも、こうした臨時の措置は、三Kを初めとする行政のむだ、非効率を解消した後になお、やむを得ない場合にのみ認められるべきものであつて、今日のように行政改革が遅々として進まない状況をそのままにして単なる帳じり合わせに走る政府のやり方に、国民は決して納得しないと思ふのであります。

去る昭和五十六年度にわれわれの反對を押し切つて取り崩した国債整理基金への繰り戻し期限が、本年度到来したため、とらの子とも言うべき財源を取り崩そうとしています。これは強いて言うならば右のふところから左のふところへ財布を移しただけであつて、何ら抜本的な解決にならないものであります。しかも、税収不足を補うために国債整理基金から繰り入れ、この資金の取り崩し分をまた他の財源から行つたといったいわばサラ金財政のようなやり方は、将来の国家財政に大きな汚点を残すことは避けがたいところであります。

こうした安易な財政運営に歯どめをかけ、真に国民本位の財政再建を進めるためにわれわれ新自由クラブ・民主連合は本法案について、反對を表明し、改めて、政府の猛省を促し、反對討論いたします。(拍手)

○森委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○森委員長 これより採決に入ります。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、本案は原案のと

おり可決いたしました。

○森委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、大原一三君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。野口幸一君。

○野口委員 ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について、提出者を代表して、提案の趣旨の御説明を申し上げます。

昭和五十八年度予算の重要な裏づけとなる本法律案は、現下の厳しい財政事情のもとで、一兆一千億圓に上る金額を税外収入として確保し一般会計に繰り入れようとするものであります。

本案の審査過程におきましては、取り崩す金額の使途、補助貨幣回収準備資金に属する現金の積立金額の適否、その他について幅広い質疑が交わされたところであります。

そのうち、特に特別会計制度のあり方については、一般会計予算規模を大幅に上回る状況から、その管理運営について種々改善すべき点が指摘されました。また、今回のように多額の税外収入に依存するようなことは行わないようにし、健全な財政の運営を図るべきである等の指摘がなされました。

本附帯決議案は、このような種々の論議を踏まえ、政府になお一層の配慮を強く要請するものでありまして、趣旨は案文で明らかでありますので、案文の朗読によって内容の説明にかえさせていただきます。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 特別会計の設置については、極力これを抑制するとともに、借入金金の運用及び特別の資金保有の見直し、会計経理の明確化等その運営の改善に努めること。

二 今後の財政運営にあたり、税外の臨時的な財源に依存することのないように留意しつつ、財政の健全化に向け格段の努力を行うこと。

三 造幣局事業について、今後、国民の需要に即し、記念貨幣の発行、貨幣セットの製造等が弾力的に行えるよう検討すること。

以上であります。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○森委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○森委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よって、さよう決しました。〕

○森委員長 次回の委員会は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 利子所得(第三條―第八條)―」

第一節の二 配当所得(第八條の二―第九條)を「第一節 利子所得及び配当所得(第三條―第九條の二)に、「第三十七條の六」を「第三十七條の九」に、「第三十七條の七」を「第三十七條の十」に、「第五十七條の六」を「第五十七條の七」に、「第六十六條の三」を「第六十五條の十二」に、「第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六條の四・第六十六條の五)」を「第七節の二」に改める。

第一條中「免除し」の下に「若しくは還付し」を加える。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 利子所得及び配当所得

第三條第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、同條第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」を「所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号。以下この節において「昭和五十五年改正法」という。附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法(以下この節において「旧所得税法」という。))第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條」に改め

る。

第三條の二第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改める。

第三條の三第三項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、「所得税法第二百二十四條第二項」を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四條」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第四條第一項中「事務所(以下この項の下に「及び第三項」を加え、「昭和四十三年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの間に発行される」を「昭和五十八年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間に」に改め、「もの(以下この項の下に「第三項及び第六項」を加え、「同日までに」を削り、「所得税法第十條第三項」を「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第三項」に改め、同條第二項中「所得税法第十條第二項」を「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第二項」に改め、同條第三項中「証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この項において「販売機関の営業所等」という。))」において、「昭和五十八年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に」に改め、同條第六項中「昭和五十八年一月一日以後を」に改め、「第三項に規定する期間内」に改め、「第三項に規定する」を削り、同條第九項中「及び昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に」における少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事項については、所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)附則第四條及び第五條を「」については、昭和五十五年改正法附則第四條に改める。

第七條の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第二章第一節の二の節名を削る。

第八條の二第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、第八條の三第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、「所得税法第二百二十四條第二項」を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四條」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第五十五年法律第八号)附則第四條及び第五條を「」については、昭和五十五年改正法附則第四條に改める。

第七條の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第二章第一節の二の節名を削る。

第八條の二第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、第八條の三第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、「所得税法第二百二十四條第二項」を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四條」に、「同法」を「所得税法」に改める。

第八條の四第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、同條第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧所得税法第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條」に改める。

第八條の五第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改め、同條第三項中「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改める。

第九條中「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改め、第二章第一節中同條の次に次の一條を加える。

(少額貯蓄等利用者カードの交付等に関する規定の昭和六十一年までの不適用等)

第九條の二 第四條第六項及び所得税法第十一條の三第一項に規定する少額貯蓄等利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付については、昭和五十八年四月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間は、第四條第六項から第八項まで及び同法第十一條の三の規定は、適用しない。

〔報告書は附録に掲載〕

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 昭和五十八年三月四日

三二

昭和五十八年三月四日

第十二条第一項中「次の表の第七号」を「同表の第六号」に、「次の表の二以上」を「同表の二以上」に改め、同項の表の第六号を削り、同表の第七号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とする。

第十一条の二 青色申告書を提出する個

第十一條の二 青色申告書を提出する個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するため大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十二号に規定する地震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「地震防災応急対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災応急対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合に於ては、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災応急対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災応急対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災応急対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける地震防災応急対策用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合におい

3 前条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同項の表の第二号中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に、「特定不況地域」を「特定地域」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十一条第二項」に、「一次条第一項本文」を「第十二条第一項本文」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第十二条の第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第十一条」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第一条」を「前条」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項及び前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第二項（第六項）とし、同条第三項中「第一項の」を「第二項（第六項）において読み替えて適用する場合を含む。次二項において同じ。」の「に、又は同条第二項本文」を「同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。」又は同条第四項本文」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第十二条若しくは前条又は前項」を「前三条又は第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び、」に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項に規定する個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの期間（以下次項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを指定期間内

前項に規定する増加投資額とは、第一項に規定する個人の第一号に掲げる金額から第二号に

人の営む指定事業の用に供した第一号に規定する機械及び装置で同項の規定の適用を受けるものの取得価額の合計額を超える場合には、当該取得価額の合計額とし、当該個人が指定期間内の日の属する各年において事業所得を生ずべき事業を開始した個人その他政令で定める者に該当する場合には、当該残額に準ずる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。をいう。

一 適用年の指定期間内においてその営む事業所得を生ずべき事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置（昭和五十八年四月一日以後に取得又は製作をしたものに限る。）の取得価額の合計額

二 昭和五十八年前五年以内の各年（当該各年のうちに事業所得を生ずべき事業を開始した

第十二条の三第一項中「昭和五十八年三月三十日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「前三条」

第十三条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

に改め、同項第一号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の百十七」と「百分の百四十七」に、「百分の百七十五」と「百分の百七十」に改め、同条第二項中「第十一条若しくは第十二条」を「第十一条から第十二条まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条の三」を「第十二条の二又は第十二条の三」に改める。

第十六条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第二項「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第十六条の二の見出し中「事業を転換する特定小企業者等」を「工場を転移する特定の事業

者」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けている」を「工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第五条第一項に規定する者に該当するものが、同項に規定する移転に関する計画につき政令で定める期間内に同項の認定を受けた」に、当該認定に係る中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）第三条第一項又は工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第五条第一項に規定する計画」を「当該計画」に改め、「若しくは船舶」を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換（移転を含む。以下この条において同じ。）」を「移転」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換の」を「移転の」に改め、同条第五項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

五 特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法

第三条の二第一項に規定する実施計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同条第二項第四号に規定する認定組合等、同法第七条第一項に規定する負担金

第十九条第一項各号列記以外の部分中「昭和六十三年」を「昭和六十年」に改め、「事業所得の基となる山林を含むものとし」を削り、同項第二号中「百分の九十七」を「百分の九十七・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の九十八・五」に改め、同項第四号中「百分の九十八」を「百分の九十九・五」に改め、同項第五号から第七号までを削る。

第二十条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の十三・六」を「千分の十二・二」に改め、同項第二号中「千分の十八・四」を「千分の十六・六」に改める。

第二十条の二第一項中「昭和五十八年」を「昭和

六十年」に改め、同項の表の第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号中「百分の〇・二五」を「百分の〇・二二」に改める。

第二十二條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第二十五條の二第一項及び第四項中「昭和五十八年分」を「昭和六十年分」に改める。

第二十九條の四第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第三十條の二第一項中「昭和五十八年」を「昭和六十年」に改める。

第三十三條第一項及び第三項第一号中「第三十七條の六」を「第三十七條の九」に改める。

第三十三條の三第三項及び第三十三條の六第一項中「及び第三十七條の六」を「第三十七條の六及び第三十七條の九」に改める。

第三十四條第一項中「又は第三十七條の四」を「、第三十七條の四又は第三十七條の七」に改める。

第三十四條の二第二項中「又は第三十七條の四」を「、第三十七條の四又は第三十七條の七」に改め、同条第二項第三号中「又は一団の住宅建設に関する事業で、次に掲げる要件に該当するもの」を「（次のイ及びニ又はロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。）に、「場合を除く」を「場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る」に改め、同号イを削り、同号ロ中「当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地」を「当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地」に、「当該事業により造成」を「当該造成」に改め、「がある場合」の下に「（政令で定める場合に限る。）」を加え、同号ロを同号イとし、同号ロ中イ

の次に次のように加える。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が一ヘクタール以上のものであること。

第三十四條の二第二項第三号ハ中「当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には」を「当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第三項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ」に改め、同号ニ中「当該事業により」を「当該」に改め、同項第七号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十四條の三第一項中「又は第三十七條の四」を「、第三十七條の四又は第三十七條の七」に改める。

第三十五條第一項中「その他」を「その他の」に、「若しくは第三十七條の四」を「第三十七條の四若しくは第三十七條の七」に、「前年」を「前々年」に改める。

第三十六條の二第二項中「配偶者その他」を「配偶者その他の」に、「又は第三十七條の四」を「第三十七條の四又は第三十七條の七」に改める。

第三十六條の四「若しくは贈与」を「又は贈与」に改める。

第三十七條第一項中「次の表の第十四号を除き」を削る。

第三十七條の四「次条まで」を「この条、次条、第三十七條の七及び第三十七條の九」に改める。

第三十七條の五第一項中「第十一号の上欄に掲げる既成市街地等内にある土地等、建物」を「第一号の上欄に規定する既成市街地等（首都圏整備法第二条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第

二条第三項に規定する都市整備区域（同欄のハに掲げる区域を除く。）のうち、当該既成市街地等に準ずる区域として政令で定める区域を含む。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）、建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）に改める。

第三十七條の七第二項中「第三十七條の七第一項第一号」を「第三十七條の十第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七條の十とする。

第三十七條の六第一項中「以下この条」の下に「次条及び第三十七條の九」を加え、第二章第四節第八款中同条の次に次の三条を加える。

（大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七條の七 個人の有する土地等につき一団の宅地の造成に関する事業で次に掲げる要件のすべてを満たすものが施行される場合において、当該個人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該土地等の譲渡（当該造成を行う個人又は法人に対するものに限るものとし、贈与又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日属する年の十二月三十一日までに当該宅地を譲り受けたときは、当該土地等（当該宅地とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が当該宅地の取得価額を超える場合には、当該土地等のうち当該交換差金又はその超える金額に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換又は譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

一 主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われるものであること。
二 都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて宅地の造成が行われるものであること。

三 二十ヘクタール以上の面積の団地の土地について宅地の造成が行われるものであること。

2 前項の規定は、同項に規定する宅地を譲り受けることを約して土地等の譲渡をした個人が、当該宅地の造成に要する期間が一年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日の属する年の十二月三十一日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき当該税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日」とあるのは「次項の税務署長が認定した日」と、「譲り受けたとき」とあるのは「譲り受ける見込みであるとき」と、「取得価額」とあるのは「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の団地の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第三十七条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項（前二項）とあるのは「第三十七条の七第一項（同条第二項）」と、「第一項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七条の七第一項に規定する土地等

（以下この条において「土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」と、「同項の譲渡」とあるのは「同項に規定する交換又は譲渡」と、「当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその」とあるのは「当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該交換により取得した土地の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該土地等及び宅地の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び譲り受けた宅地の取得価額若しくは譲り受ける見込みである宅地の取得価額」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得し、又は譲り受けた宅地の明細に関する大蔵省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の翌年一月一日以後において当該交換又は譲渡に係る同項の団地の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第三十四条の二第一項の規定は、適用しない。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項の規定の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等）

第三十七条の八 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにあつては同条第二項の宅地を譲り受けた日から四月を経過する日まで同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては当該宅地を譲り受けた日又は同号に規定する税務署長が認定する日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 当該宅地を譲り受けた場合において、その取得価額が前条第二項において読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に對して過不足額があるとき。

二 前条第二項において読み替えられた同条第一項に規定する税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受けていないとき。

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

3 第三十三条の五第三項の規定は、第一項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十七条の八第一項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十七条の八第一項」と読み替えるものとする。

（大規模な住宅地造成事業に係る交換等により取得した宅地の譲渡の場合の取得価額の計算

等）
第三十七条の九 第三十七条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けた者前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の同項に規定する交換により取得した宅地（以下この条において「交換取得宅地」という。）又は譲り受けた宅地（以下この条において「譲り受けた宅地」という。）について、当該交換取得宅地又は譲り受けた宅地を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。）相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得宅地又は譲り受けた宅地の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（土地等の同項に規定する交換又は譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲り受けた宅地の取得価額に等しい場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額

三 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲り受けた宅地の取得価額に等しい場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額

四 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲り受けた宅地の取得価額に等しい場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額

五 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲り受けた宅地の取得価額に等しい場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額

三 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合、当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 交換取得宅地又は譲受け宅地の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得宅地又は譲受け宅地の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第四十一条第一項から第三項までを次のように改める。

居住者が、昭和五十九年十二月三十一日まで、所得税法の施行地において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの（以下第三項までにおいて「居住用家屋」という。）の建築の工事に着手し、又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの（以下第三項までにおいて「既存住宅」という。）の取得（贈与によるものを除く。）をして、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がこれらの家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価に係る次に掲げる借入金又は債務の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）が八百万円以下であり、

かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超えることとなる年については、その超える年分の所得税の額から、当該政令で定める金額のうち三十万円を超える部分の金額の十八パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てたものとし、当該金額が十五万円を超えるときは十五万円とする。）を控除する。

一 当該居住用家屋又は既存住宅の建築工事又は取得に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの（当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。）

二 政令で定める建設業者に請け負わせた当該居住用家屋の建築工事の請負代金又は政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該居住用家屋若しくは既存住宅の取得の対価に係る債務で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

2 前項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋又は既存住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十七条の五の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の同項に規定する三年間の各年分の所得税については、適用しない。

3 第一項の居住用家屋又は既存住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地

（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する三年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第四十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改める。

第四十一条の二第五項中「その適用に係る金額」を「当該居住の用に供した日」に改める。

第四十一条の三から第四十一条の七までを次のように改める。

（住宅取得控除の適用を受けた者が居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けることとなる場合の修正申告等）

第四十一条の三 第四十一条第三項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき同条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書（前条第四項第二号又は所得税法第二百一十一条の規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期限後申告書）を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは

は第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第四十二條の四から第四十一條の七まで 削除

第四十一條の九第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十一條の十一を次のように改める。

第四十一條の十一 削除

第四十一條の十二第一項から第三項までの規定並びに同条第五項及び第六項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十五中「昭和五十六年法律第七号」を「昭和五十七年法律第八十一号」に改め

る。

第四十二條の四第一項及び第二項中「第四十五條」を削る。

第四十三條第一項中「次の表の第七号」を「同表の第七号」に改め、「当該特定設備等の取得価額」の下に「同表の第四号に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に相当するものとして政令で定める金額」を加え、「次の表の二以上」を「同表の二以上」に改め、同項の表の第六号を削り、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

次の一号を加える。

四 特定産業構造改善臨時措置法 (昭和五十二年法律第四十四号)	当該事業に係る原材料又はエネルギーの消費の節減その他当該事業の構造改善に資する機械及び装置	百分の十八(機械及び装置以外の減価償却資産については、百分の十)
第二條第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。)	第三條第一項に規定する構造改善基本計画又は同法第八條の二第一項に規定する事業提携計画に係るものでその設置することが緊急に必要なものとして政令で定めるもの	

第四十三條第一項の表の第八号中「百分の十三を「百分の十一」に改める。

第四十四條を次のように改める。

(地震防災応急対策用資産の特別償却)

第四十四條 青色申告書を提出する法人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するために大規模地震対策特別措置法第二條第十二号に規定する地震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(前条又は同条の規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「地震

防災応急対策用資産」という。)を取得し、又は

当該地震防災応急対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災応急対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該地震防災応急対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地震防災応急対策用資産の取得価額の百分の十八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五條第一項中「第四十三條又は同条」を「前二條又はこれら」に改め、同項の表の第二号

中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定産業構造改善臨時措置法」に、「特定不況地域」を「特定地域」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十五條の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十三條若しくは前条」を「前三條」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十三條」を「前三條」に改め、同条第三項若しくは第一項(第三項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する法人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの期間(以下次項までにおいて「指定期間」という。)内に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを指定期間内の日を含む各事業年度(設立(合併)による設立で政令で定めるものを除く。)の日(法人税法第二條第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。次項において同じ。)を含む事業年度を除く。以下次項までにおいて「適用事業年度」という。)の指定期間内に当該法人の営む第一項に規定する事業(以下次項までにおいて「指定事業」という。)の用に供した場合において、当該機械及び装置(適用事業年度の指定期間内において指定事業の用に供したものに限り。)の取得価額の合計額のうち増加投資額があるときは、当該法人が当該増加投資

額の全部又は一部をもつて取得し、又は製作したものとするとする当該機械及び装置に係る第一項の規定の適用については、同項中「取得価額の百分の十四に相当する金額」とあるのは、「取得価額に係る第三項に規定する増加投資額に相当する金額の百分の三十に相当する金額に当該取得価額から当該増加投資額に相当する金額を控除した残額の百分の十四に相当する金額を加算した金額」とする。

4 前項に規定する増加投資額とは、第一項に規定する法人の第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が当該法人の営む指定事業の用に供した第一号に規定する機械及び装置で同項の規定の適用を受けるものの取得価額の合計額を超える場合には、当該取得価額の合計額とし、当該法人が合併法人である場合には、当該残額に準ずる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする)をいう。

一 適用事業年度の指定期間内においてその営む事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置(昭和五十八年四月一日以後に取得又は製作をしたものに限り。)の取得価額の合計額

二 昭和五十八年四月一日を含む事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度(その設立の日を含む事業年度終了の日が同年四月一日以後である法人(合併により設立(政令で定めるものを除く。))をした法人を除く。)に於ては、当該設立の日を含む事業年度。以下この号において同じ。)において取得又は製作をしてその営む事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置の取得価額の合計額を当該五年以内に開始した各事業年度の月数(暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この号において同じ。)の合計数で除して、これに適用事業年度の指定期間の月数を乗じて計算した金額

第四十五條の三第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十五條若しくは前條を」から前條までを、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十五條の四第一項中、「第四十五條を削り、百分の三十二（第三号に掲げる漁船については、百分の三十）を」を「百分の三十」に改め、同項第一号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第四十六條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「第四十五條を削り、百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第四十七條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の五十」を「百分の四十七」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同條第二項中、「第四十五條」を「から第四十五條まで」に改める。

第四十八條第一項中「については、原油又は」を「については、」に、「第四十五條の三又は同條」を「第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條の三又はこれらの規定に、」石油貯蔵施設及び石油ガス貯蔵施設については、百分の三十六」を「石油ガス貯蔵施設については、百分の三十四」に改め、同項の表の第一号中「第二條第四項に規定する石油精製業者である法人若しくは石油（石油ガスを除く）の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行つた法人又は同條第七項」を「第二條第七項に、」若しくは石油ガス」を「又は石油ガス」に、「昭和四十九年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十六年七月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に改め、「石油貯蔵施設又は」及び「原油又は」を削る。

第四十九條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「若しくは第四十五條」を削り、同條第二項中「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第五十條の見出しを「（植林費の損金算入の特例）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、森林施業計画に基づき、拡大造林」を「青色申告書を提出する法人で森林法第二條第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九條の規定の適用がある場合には、農林水産大臣）の認定を受けた同法第十一條第一項又は第十八條第一項に規定する森林施業計画（同法第十六條の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）に、」拡大造林の」を「造林の」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項中「第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、」及び「それぞれ」を削り、同項を同條第二項とする。

第五十一條第二項中、「第四十五條」を削る。

第五十一條の二の見出し中「事業を転換する特定の中小企業者等」を「工場を移転する特定の事業者」に改め、同條第一項中「次の各号に掲げる者に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けている」を「工業再配置促進法第五條第一項に規定する者に該当するものが、同項に規定する移転に関する計画につき政令で定める期間内に同項の認定を受けた」に、「当該認定に係る中小企業事業転換対策臨時措置法第三條第一項又は工業再配置促進法第五條第一項に規定する計画」を「当該計画」に改め、「若しくは船舶」を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換（移転を含む。以下この条において同じ。）を」を「移転」に改め、同項各号を削り、同條第二項中「若しくは第四十五條から前條まで」を「から第四十九條まで若しくは前條」に改め、同條第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換の」を「移転の」に改め、同條第七号中「第九号」を「第六号又は第八号」に改め、同條の第五号を削り、同條の第六号中「第八号」を「第七号」に改め、同号

同表の第五号とし、同表の第七号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とし、同條第二項第五号を削り、同項第六号中「施行地以外」を「施行地外」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第七号」を「第六号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「第十五号」を「第十三号」に改め、「外国法人」の下に「同項第二号に規定する外国法人をいう。第十三号において同じ。」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第六号」を「第五号」に、「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同條第四項第一号中「第二項第十三号に規定する使用済核燃料再処理事業債権」を削り、同項第二号中「第二項第十六号イ」を「第二項第十四号イ」に改め、同項第三号中「第六号又は第七号」を「第五号又は第六号」に、「第八号又は第九号」を「第七号又は第八号」に改める。

第五十六條の七第一項中「森林所有者であるものを」を「森林所有者に該当するものを」に、「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「拡大造林（天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう）に転換するための造林又は原野に行つた造林をいう）を」を「造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう）に改め、同項第一号中「二十八万八千円」を「二十万八千円」に改め、同項第二号中「拡大造林」を「造林」に、「二十八万八千円」を「二十万八千円」に改め、同條第三項中「拡大造林」を「造林」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。
第五十六条の九第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号中「百分の〇・二五」を「百分の〇・二二」に改める。

第五十六条の十第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「昭和五十八年四月一日」を「昭和五十七年四月一日」に改める。

第三章第二節第五十七条の六を第五十七条の七とする。

第五十七条の五第一項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の四第三項」に改め、同条を第五十七条の六とする。

第五十七条の四第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の五第二項」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の三第一項中「第五十七条の五第一項」を「第五十七条の六第一項」に改め、同条第六項及び第九項中「前条第五項」を「第五十七条の二第五項」に改め、同条第十一項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条の四第六項」に改め、同条を第五十七条の四とする。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

(使用済核燃料再処理準備金)

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第五項に規定する電気事業を営むものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質(以下次項までにおいて「使用済核燃料」という)の再処理に要する費用(使用済核燃料)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済核燃料を化学的方法により処

理するために要する費用及び当該有用物質を分離した後に残存する廃棄物を処理するために要する費用をいう。以下次項までにおいて「再処理費」という)の支出に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額(当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

二 当該法人が当該事業年度の直前の事業年度終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額(当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

2 前項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人の各事業年度において、使用済核燃料について生じた再処理費の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用の生じた日における使用済核燃料再処理準備金の金額(その日までにこの項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該再処理費の額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項に規定する電気事業を廃止した場合
当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二 解散した場合
当該解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合
において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の届出書の提出をした日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における使用済核燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額

の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済核燃料再処理準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人の前事業年度から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額につき第二項の規定の適用を受けることによりその金額を有しないこととなつた事業年度における第一項第二号に掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は第五十七条の三第一項に規定する電気事業を営む者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十八条の二第二項及び第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十八」と改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の二十七」を「百分の二十四」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十六」を「百分の十四」に改め、同項第二号中「百分の二十七」を「百分の二十四」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十六」を「百分の十四」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十六」を「百分の十四」に改め、同項第四号中「百分の十六」を「百分の十四」に改める。
第六十三条第四項中「第六十五条の十」を「第六十六條」に、「又は第六十五條の八第三項若しくは第四項」を「第六十五條の八第三項若しくは第四項、第六十五條の十二第四項若しくは第五項又は

第六十六条第四項に改める。

第六十四条第六項中「並びに第四十三条、第四十五条」を削る。

第六十五条の三第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「第六十五条の九まで」の下に「第六十五条の十一又は第六十五条の十二」を加える。

第六十五条の四第一項中「第六十五条の九まで」の下に「第六十五条の十一又は第六十五条の十二」を加え、同項第三号中「又は一団の住宅建設に

関する事業で、次に掲げる要件に該当するもの」を「次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。」又は「一団の住宅建設に関する事業（次のイ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。）に、場合を除く」を「場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る」に改め、同号イを削り、同号ロ中「当該事業が一団の宅地の造成に

関する事業である場合には、その一団の土地」を「当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地」に、「当該事業により造成」を「当該造成」に改め、「がある場合」の下に「（政令で定める場合に限る。）」を加え、同号ロを同号イとし、同号中イの次に次のように加える。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が一ヘクタール以上のものであること。

第六十五条の四第一項第三号ハ中「当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には」を「当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項

に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ」に改め、同号ニ中「当該事業により」を「当該」に改め、同項第七号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」の下に「第六十五条の十一又は第六十五条の十二」を加える。

第六十五条の七第七項中「並びに第四十三条、第四十五条」を削る。

第六十五条の十の次に次の二条を加える。

（大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例）

第六十五条の十一 法人の有する土地等（前条第一項に規定する土地等をいう。以下次条までにおいて同じ。）につき一団の宅地の造成に関する事業で次に掲げる要件のすべてを満たすものが施行される場合において、当該法人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人（以下この項において「造成事業施行者」という。）の有するものとの交換（政令で定める交換を除く。以下次項までにおいて同じ。）をしたとき（第六十五条の九第一項に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該土地等の譲渡（当該造成事業施行者に対するものに限るものとし、贈与又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日を含む事業年度において当該宅地を譲り受けたときは、当該交換により取得した宅地又は当該譲り受けた宅地（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該交換取得資産等の取得価額から当該造成事業施行者に当該交換により、又は当該宅地を譲り受けることを約して譲渡をした土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項において「圧縮限度額」とい

う。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによって代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経由したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われるものであること。

二 都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて宅地の造成が行われるものであること。

三 二十ヘクタール以上の面積の一団の土地について宅地の造成が行われるものであること。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 当該交換により取得した宅地とともに交換差金を取得した場合又は当該土地等の譲渡に係る対価の額が当該譲り受けた宅地の取得価額を超える場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するもの又はその超える金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合又は当該譲り受けた宅地の取得価額が当該土地等の譲渡に係る対価の額を超える場合 帳簿価額に当該交換差金の額又はその超える金額を加算した金額

三 交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費で交換取得資産等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第一項の規定は、同項に規定する交換又は譲

渡をした日を含む事業年度前の各事業年度において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度以後の各事業年度において当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項の規定の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の十二 前条第一項に規定する宅地を譲り受けることを約して土地等の譲渡をした法人が、当該宅地の造成に要する期間が一年を超え、かつ、その他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき当該税務署長の承認を受けたときは、当該宅地の取得価額の見積額から当該土地等の譲渡直前の帳簿価額を

減額した日を含む事業年度前の各事業年度において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

控除した金額以下の金額を当該譲渡をした日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する譲渡直前の帳簿価額について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「譲り受けた宅地の取得価額」とあるのは、「譲り受ける宅地の取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人が、当該土地等の譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同項に規定する納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間（第五項において「取得認定期間」という。）内に第一項の特別勘定に係る宅地を譲り受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該譲渡の日を含む事業年度」とあるのは「次条第三項に規定する取得認定期間内」とし、「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは「当該宅地を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、その譲り受けた宅地に係る第一項の特別勘定として経理した金額は、当該宅地を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得認定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「特別勘定残額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩

した場合 当該取り崩した金額
二 取得認定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額
三 取得認定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき 当該特別勘定残額

四 取得認定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかったものがあるとき 当該金額
五 前条第三項の規定は第一項に規定する譲渡について、同条第五項の規定は第一項の規定の適用を受けた法人について、それぞれ準用する。

6 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項又は第三項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第三項の規定の適用を受けた宅地について、それぞれ準用する。

7 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の当該特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第三項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

第六十六条から第六十六条の三までを削る。
第三章第七節の二を第七節の三とし、第七節を第七節の二とし、同節の前に次の一節を加える。

第七節 現物出資の場合の課税の特例
第六十六条 青色申告書を提出する法人（清算中の法人を除く。以下この項において同じ。）のうち特定産業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。）で昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に同法第八条の二第一項に規定する事業提携計画に係る同項の承認を受けたものが、当該承認に係る当該事業提携計画（同法第八条の三第一項の

変更の承認を受けた場合には、当該変更後の事業提携計画）に基づき固定資産の出資（政令で定める要件を満たすものに限り）をした場合において、政令で定めるところにより、当該出資に係る当該固定資産（以下この条において「特定出資資産」という。）の出資を受けた法人（以下この条において「出資受入法人」という。）が、当該出資を受けた日を含む事業年度（次項及び第三項において「出資受入事業年度」という。）の確定した決算において、当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額から一円を控除した金額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に付記し、又は当該控除した金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してその減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資をした法人（以下この条において「出資法人」という。）が、当該出資をした日を含む事業年度（以下次項までにおいて「出資事業年度」という。）において、当該出資により取得した株式（出資を含む。以下この条において同じ。）につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と当該付記し、又は経理した特別勘定の金額との差額に相当する金額（当該金額が当該特定出資資産の出資直前の帳簿価額（当該特定出資資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項までにおいて「出資前帳簿価額」という。）に満たない場合には、当該出資前帳簿価額）第三項において同じ。）を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度の確定した決算において当該特定出資資産の価額からその出資前帳簿価額を控除し

た残額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人（当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、第一項に規定する特別勘定を設けているものに限る。）の出資受入事業年度終了の日を含む当該出資法人の事業年度（次項において「圧縮記帳処理事業年度」という。）において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定とに付した帳簿価額との差額に相当する金額に相当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した場合について準用する。

4 出資法人が第二項の規定により同項に規定する特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項に規定する特別勘定を設けている出資受入法人が当該特別勘定として経理した金額を取り崩した場合に、その取り崩した金額は、その取り崩した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、これらの規

定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

8 第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、第一項及び第二項に規定する特別勘定に必要事項は、政令で定める。

第六十六條の二及び第六十六條の三 削除

第六十六條の十第一項に次の一号を加える。

五 特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法第三條の二第二項第四号に規定する認定組合等 同条第一項の承認に係る実施計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十一中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「原型炉」の下に「又は政令で定めるウラン濃縮施設」を加える。

第六十六條の十三を第六十六條の十四とし、第六十六條の十二の次に次の一条を加える。

(特定産業の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例)

第六十六條の十三 青色申告書を提出する法人で特定産業構造改善臨時措置法第二條第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む）が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、政令で定めるところにより、同法第三條第一項に規定する構造改善基本計画に基づきその有する法人税法の施行地にある機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定める設備に該当するものにつき特定産業構造改善臨時措置法第二條第一項に規定する設備の処理（廃棄の方法によるものに限る。以下この項において同じ。）を行

つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「設備廃棄による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄による欠損金額については、同法第五十七條第一項中「五年」とあるのは「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十一條の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項の法人が廃棄事業年度について設備廃棄による欠損金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第六十七條の四第六項中「並びに第四十三條、第四十五條」を削る。

第七十條第四項第二号中「第七十條第一項」を「第六十九條の二第二項」に改め、同条第五項第二号中「第七十條第二項」を「第六十九條の二第二項」に改め、同条を第六十九條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第七十條 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（以下次項までにおいて「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下次項までにおいて同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利で大蔵省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいう。以下次項までにおいて同じ。）で政令で定めるものがある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての当該宅

地等の二百平方メートルまでの部分のうち、当該個人が取得をした宅地等で政令で定めるもの（以下次項までにおいて「小規模宅地等」という。）については、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の全部が当該被相続人等の事業の用に供されていた宅地等である場合 百分の六十

二 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の一部が当該被相続人等の事業の用に供されていた宅地等である場合 イ又はロに掲げる宅地等の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 当該被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 百分の六十

ロ 当該被相続人等の居住の用に供されていた宅地等 百分の八十

三 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の全部が当該被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である場合 百分の七十

2 前項第二号の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の個人に係る小規模宅地等で被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（以下この項において「小規模居住用地等」という。）については、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 同一の被相続人から相続又は遺贈により小規模宅地等を取得した他の者がない場合において、前項の規定により計算した金額が同項の小規模宅地等の価額の百分の七十に相当する金額を超えるとき。当該百分の七十に相当する金額から当該小規模宅地等で被相続人等

の事業の用に供されていた宅地等（次号において「小規模事業用宅地等」という。）の価額に百分の六十を乗じて計算した金額を控除した金額

二 同一の被相続人から相続又は遺贈により小規模宅地等を取得した他の者があつた場合において、当該相続又は遺贈により小規模宅地等を取扱したすべての者に係る前項の規定により計算した金額の合計額が当該すべての者に係る同項の小規模宅地等の価額の合計額の百分の七十に相当する金額を超えるとき。当該百分の七十に相当する金額から小規模事業用宅地等の価額に百分の六十を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額のうち、当該個人が当該相続又は遺贈により取得した小規模居住用宅地等に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七條又は第二十九條の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九條第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「相続税の申告書」という。）に前二項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、これらの規定による計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、相続税の申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第七十條の三第四項中「第七十條第四項」を「第六十九條の二第四項」に、「第七十條第一項」を「第六十九條の二第四項」に改め、同条を第六十九條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十八條の四中「昭和五十八年三月三十一

イ 不動産の所有権の取得 千分の四

(1) 乗用自動車 (2) に掲げる自動車を除

した金額を控除して得た砂糖消費税額を

規定(「前号」を改める部分に限る。)、同号を

同項第三号とする改正規定、同項第一号の改

正規定(第六十一条第二項(自動車検査証の

有効期間の短縮)を改める部分及び「される

自動車を除く。」の下に加える部分に限る。)

及び同号を同項第二号とし、同号の前に一

号を加える改正規定 昭和五十八年七月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」

という。第二章の規定は、別段の定めがあるも

のを除くほか、昭和五十八年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和五十七年分以前の所得税に

ついては、なお従前の例による。

(少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、改正前の租税

特別措置法(以下「旧法」という。第四条第一

項に規定する個人が、この法律の施行の日(以

下「施行日」という。前)に購入をした同項に

規定する公債(同条第三項に規定する公債で政

令で定めるものを含む。の利子については、な

お従前の例による。

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をし

た同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧

法第四条第一項及び第二項の要件を満たすもの

を有する場合には、当該公債については、その

者が施行日において新法第四条第一項及び第二

項の要件に従つて購入をしたものとみなして、

これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出

された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告

書に係る新法第四条第一項の適用に関する事項

その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、

政令で定める。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第十一一条の表の第

六号に規定する政令で定められた減価償却資産

に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取

得又は製作若しくは建設をいう。以下この条に

おいて同じ。)をされる当該減価償却資産につ

いては、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第

十条の二、第十一一条の二から第十四条まで、第

十六条、第十六条の二、第二十八條の三、第三

十三條の六及び第三十七條の三(新法第三十七

條の五第二項において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、新法第十條の二第二

項及び第三項中「次条」とあるのは「次条(租税

特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八

年法律第 号。以下「昭和五十八年改正法」

という。附則第四條第一項を含む。)」と、新

法第十一條の二第一項中「前条」とあるのは「前

条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含

む。)」と、新法第十二條第一項中「前二条」と

あるのは「前二条(昭和五十八年改正法附則第

四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の二第

一項及び第四項中「前三条」とあるのは「前三

条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含

む。)」と、新法第十二條の三第一項、第十三條

第一項、第十三條の二第一項、第十四條第二

項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中

「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十八

年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新

法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第

二項及び第三十七條の三第二項中「第十條の二

から」とあるのは「第十條の二、第十一條(昭

和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)

第十一條の二から」とする。

3 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に

取得等をしてその事業の用に供する同条第一項

に規定する工業用機械等について適用し、個人

が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項

に規定する工業用機械等をその事業の用に供し

た場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二條の二第四項の規定は、個人が施

行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に

供する同項に規定する医療用機器について適用

し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法

第十二條の二第二項に規定する医療用機器をそ

の事業の用に供した場合については、なお従前

の例による。

5 新法第十二條の三第一項の規定は、同項に規

定する中小企業者に該当する個人が施行日以後

に同項に規定する事業合理化計画の承認を受け

る当該事業合理化計画に定める同項に規定する

事業合理化用機械等について適用し、旧法第十

二條の三第一項に規定する中小企業者に該当す

る個人が施行日前に同項に規定する事業合理化

計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定め

る同項に規定する事業合理化用機械等について

は、なお従前の例による。

6 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日

以後に取得等をする同項に規定する機械装置等

について適用し、個人が施行日前に取得等をし

た旧法第十三條第一項に規定する機械装置等に

ついては、なお従前の例による。

7 新法第十三條の二第一項の規定は、施行日以

後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業

構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれ

らの規定の承認を受けるこれらの規定に規定す

る商工組合等又は特定組合の構成員の有するこ

れらの規定に掲げる減価償却資産について適用

し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第一号

又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又

は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認

を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又

は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲

げる減価償却資産については、なお従前の例に

よる。

8 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日

以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家

住宅について適用し、個人が施行日前に取得又

は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸

家住宅については、なお従前の例による。

9 新法第十六條第二項の規定は、個人が施行日

以後に取得をする同項に規定する通気坑道又は

排水坑道について適用し、個人が施行日前に取

得をした旧法第十六條第二項に規定する通気坑

道又は排水坑道については、なお従前の例によ

る。

10 新法第十六條の二の規定は、個人が施行日以

後に同条第一項に規定する認定を受ける場合に

おける当該個人の同項に規定する廃棄施設等に

ついて適用し、個人が施行日前に旧法第十六條

の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合にお

ける当該個人の同項に規定する事業転換施設等

については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第五條 個人の昭和五十七年分の事業所得に係

る総収入金額のうち新法第二十條第一項に規定

する昭和五十八年分の所得税に係る同項の規定

の適用については、同項中「区分してそれぞれ

の収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計

算した金額の合計額に、その年において事業を営

んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、

「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る

収入金額にその年において事業を営んでいた期

間内のうち昭和五十八年一月一日から同年三月

三十一日までの期間(以下この項において「旧積

立率適用指定期間」という。の月数を乗じてこ

れを当該事業を営んでいた期間内の月数(以下

この項において「その年の月数」という。で除し

て計算した金額の千分の十三・六に相当する金

額と当該取引に係る収入金額にその年の月数か

ら旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数

を乗じてこれをその年の月数で除して計算した

金額の千分の十二・二に相当する金額との合計

額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引

に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数

を乗じてこれをその年の月数で除して計算した

金額の千分の十八・四に相当する金額と当該取

引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率

適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこ

れをその年の月数で除して計算した金額の千分

の十六・六に相当する金額との合計額を加算し

た金額に、その年の月数」とする。

(個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六條 新法第三十四條の二第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七條の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第三十七條の七から第三十七條の九までの規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七條の七第一項に規定する土地等の同項に規定する交換又は譲渡について適用する。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第七條 新法第四十一條から第四十一條の三までの規定は、居住者が新法第四十一條第一項に規定する家屋を施行日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が旧法第四十一條第一項に規定する家屋を施行日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十年分までの各年分の所得税については、同条及び旧法第四十一條の二(これらの規定を租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)附則第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例による。

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置)

第八條 新法第四十一條の九第一項の規定は、個人の昭和五十八年分以後の所得税に係る同項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十七年分以前の所得税に係る旧法第四十一條の九第一項の規定による納期限の延長について

は、なお従前の例による。

(協業のために現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置)

第九條 旧法第四十一條の十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する事業を行う個人が、昭和五十八年十二月三十一日以前に旧法第四十一條の十一第一項に規定する事業資産を同項に規定する会社等の設立のために、又は当該会社等に対して出資した場合における同項の規定による納期限の延長については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一條 新法第四十三條第一項の表の第四号の規定は、法人が附則第一條第一号に定める日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項の表の第四号に掲げる減価償却資産について適用する。

2 施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附則第十一條第二項を含む。と、新法第四十四條第一項中「前条」とあるのは「前条(昭和五十八年改正法附則第十一條第二項を含む。)」と、新法第四十五條第一項中「前条」とあるのは「前二条(昭和五十八年改正法附則第十一條第二項を含む。)」と、新法第四十五條の二第一項及び第五項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十八年改正法附則第十一條第二項を含む。)」と、新法第四十五條の三第一項、第四十五條の四第一項、第四十六條第一項、第四十七條第二項、第四十八條第一項、第四十九條第一項、第五十一條第二項及び第五十一條の二第二項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(昭和五十八年改正法附則第十一條第二項を含む。)」と、新法第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。第六十六條の七第七項(第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。))及び第六十七條の四第六項中「第四十五條の三」とあるのは「第四十五條の三までの規定(昭和五十八年改正法附則第十一條第二項の規定を含む。)」とする。

4 新法第四十三條第一項の表の第八号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる航空機について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第八号に掲げる航空機をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十五條の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十五條の二第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧

法第四十五條の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十五條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五條の三第一項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

8 新法第四十五條の四第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けるこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五條の四第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新法第四十六條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

10 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

11 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、なお従前の例による。

12 旧法第四十八条第一項の表の第一号に掲げる石油貯蔵施設(昭和五十年法律第九十六号)第二条第四項に規定する石油精製業者である法人又は石油(石油ガスを除く)の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人が施行日前に取得又は建設をした同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設及び施行日前に同法第五条第一項の規定により届出をした同項に規定する石油の備蓄に関する計画に基づき施行日から昭和六十年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油貯蔵施設(以下この項において「施行日以後取得の石油貯蔵施設」という。)については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「石油貯蔵施設及び石油ガス貯蔵施設については、百分の三十六」とあるのは「石油貯蔵施設については、百分の二十」と、「昭和五十八年三月三十一日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」とする。

13 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十五条の四、第四十六条、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項及び第二項中「第四十八条」とあるのは「第四十八条(昭和五十八年改正法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十八年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条(以下この章において「旧法第四十八条」という。))を含む。」と、新法第四十五条の四第一項、第四

十六条第一項、第五十一条第二項、第五十一条の二第二項、第五十二条の二並びに第五十二条の三第一項及び第三項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条までの規定(旧法第四十八条の規定を含む。)」と、新法第六十四条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七條の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条までの規定(旧法第四十八条の規定を含む。)」とする。

14 新法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得をした旧法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

15 法人が、施行日前に取得(改良を含む。)若しくは建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物又は施行日前に支出した同条第二項に規定する植林費については、なお従前の例による。

16 新法第五十一条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する廃棄施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一条の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)
第十二条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用

については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和五十八年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十八年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六(当該事業年度終了の時にあっては資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。))については、千分の十三・六に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の七・七(中小法人については、千分の十六・六に相当する金額との合計額を加算した金額)」とする。

2 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十万円」とあるのは、「二十五万九千円」とする。

4 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十七条の三の規定は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十六条の規定により新法第五十七条の三第一項の法人が同項の使用済燃料再処理準備金を積み立てることとなる事業年度として政令で定める事業年度以後の各事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額について適用する。この場合において、当該政令で定める事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)
第十三条 新法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の十一及び第六十五条の十二の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の同項に規定する交換又は譲渡について適用する。

(動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置)
第十四条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。

(相続税の特例に関する経過措置)

ては、同条第四項中「第六十六條までの規定」とあるのは、「第六十六條までの規定（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八号）附則第十八條第三項から第五項までの規定を含む。）」とする。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十二條 所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「昭和五十九年一月一日を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十八年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改める。

附則第四條第一項中「昭和五十九年一月一日を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十八年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第六項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第七項中「昭和五十八年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」を「昭和六十二年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第八項中「前五項」を「第三項から前項まで」に改める。

附則第五條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第八條中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改める。

第二十三條 所得税法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六條中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改める。

（自動車重量税法の一部改正）
第二十四條 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「ハに掲げる自動車」を「ハ及びニに掲げる自動車」に、「コを「超える」に、「イ及びハ」を「イ、ハ及びニ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 軽自動車 二千五百円
第七條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち、」に、「第六十一條第二項（自動車検査の有効期間の短縮）」を「第六十一條第三項」に改め、「される自動車を除く。」の下に「及び自動車検査の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査の有効期間が短縮されるもの（自動車検査の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）」を加え、「ハに掲げる自動車」を「ハ及びニに掲げる自動車」に、「コを「超える」に、「イ及びハ」を「イ、ハ及びニ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 軽自動車 五千円
第七條第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 検査自動車のうち自動車検査の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一條第三項（自動車検査の有効期間の短縮）の規定により自動車検査の有効期間が短縮される自動車を除く。）
イ 乗用自動車（ロに掲げる自動車を除く。）

- (1) 車両重量が〇・五トン以下のもの 七千五百円
 - (2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 七千五百円
- 車両重量〇・五トン又はその端数

こと
輕自動車 七千五百円
附則第十二項中「検査自動車」を「検査自動車のうち昭和四十九年五月一日前に車両番号の指定（道路運送車両法第六十條第一項の規定による車両番号の指定を含む。）を受けたことがあることが政令で定めるところにより明らかにされたものは」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第五條第二号中「車両番号の指定」とあるのは、「車両番号の指定（道路運送車両法第六十條第一項の規定による車両番号の指定を含む。）」とする。

（中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正）
第二十五條 中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六條及び第七條を次のように改める。
第六條及び第七條 削除
第十一條中「認定中小企業者」を「第三條第一項の認定を受けた中小企業者」に改める。

理由

最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、価格変動準備金の適用期限の短縮及び積立率の引下げ、航空機の特別償却率の引下げ等既存の特別措置についてその整理合理化を図るとともに、住宅取得控除制度についてその改善を図り、設備投資促進のための中小企業者等の機械の特別償却の特例及び特定産業の構造改善に資する設備の特別償却制度を設ける等のほか、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長するとともに、少額貯蓄等利用者カード制度について昭和六十年まで適用しないこととする措置を講じた上、利子所得等の源泉分離課税制度の適用期限を

延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律（製造たばこ定価法の一部改正）

第一条 製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項の表紙巻たばこの項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「七五円」を「八五円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同表紙巻たばこの項中「一三三円」を「一四二円」に、「七二円」を「八二円」に改め、同表紙巻たばこの項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同条第二項中「百八十円」を「百九十円」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）
第二条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、第四十三條の十三第一項の規定により納付する専売納付金のほか、小売人に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数（昭和五十八事業年度にあつては、政令で定める期間内において売り渡したこれらの製造たばこの本数とする。）を〇・三四円に乘じて得た額に相当する金額を当該事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

附則第五項及び第六項を次のように改める。
5 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこの本数の算定について

は、それぞれその一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

6 附則第四項の規定により国庫に納付する金額は、第四十三条の十三第二項から第四項までの規定並びにたばこ専売法第三十四条第一項及び製造たばこ定価法第三条の規定の適用については、第四十三条の十三第一項の規定により納付する専売納付金とみなす。

附則第七項を削る。

附則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

理由

製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例を設ける等製造たばこ定価法及び日本専売公社法について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「因る」を「よる」に、「国税の徴収」を「国税の徴収若しくは還付」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

本則に次の一条を加える。

第八条 自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

昭和五十八年三月四日

している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付され自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたもので災害による被害を受けたことにより当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることがなく使用の廃止がされたもの（命令の定めるところにより使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車に限る。以下この項において「被災自動車」という。）については、命令の定めるところにより、当該被災自動車につき当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を、当該被災自動車に係る自動車重量税の納税義務者に還付する。

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自動車分解整備事業者 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者をいう。

二 自動車検査証の交付等 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。

三 車両番号の指定 自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。

附則

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に災害による被害を受けた自動車について適用する。

理由

自動車の販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受け

る目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付されたもので災害による被害を受けたことにより走行の用に供されることがなく使用の廃止がされたものについては、当該納付された自動車重量税の額に相当する金額を納税義務者に還付することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年三月十八日印刷

昭和五十八年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局